

さいたま市文化財保存活用地域計画



さいたま市 文化財キャラクター
「福みみず」と「サクラソウサギ」

さいたま市

例 言

1. 本計画は、文化財保護法 183 条の 3 に基づく、さいたま市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画です。
2. 本計画は、文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成 31 年（2019）3 月作成、令和 3 年（2022）6 月変更）に及び「埼玉県文化財保存活用大綱」（令和 2 年（2020）3 月作成）を勘案し作成しました。
3. 本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 12 年度までの 7 か年とします。
4. 本計画の作成に当たっては、「さいたま市文化財保存活用地域計画策定協議会」を設置し検討を行うとともに、「さいたま市文化財保護審議会」より意見を聴取しました。
5. 本計画は、令和 3 年度から令和 5 年度までの文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）を活用し作成しました。
6. 本計画の執筆・編集は、文化庁文化資源活用課計画推進係の指導のもと、さいたま市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課が行いました。

さいたま市文化財保存活用地域計画

目次

序 章 目的と位置づけ

第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
(1) 上位計画	1
(2) 関連計画	1
第3節 計画の対象	1
(1) 計画の対象となる用語の定義	1
(2) 計画の対象範囲	1
第4節 計画期間	1
第5節 本計画の作成過程	1
(1) 計画作成体制	1
(2) 地域計画作成の経緯	1

第1章 さいたま市の概要

第1節 自然的・地理的環境	1
(1) 位置と面積	1
(2) 地形・地質	1
(3) 気候	1
(4) 生態系	1
第2節 社会的状況	1
(1) 市域の変遷	1
(2) 人口と世帯	1
(3) 交通	1
(4) 産業	1
(5) 観光	1
(6) 土地利用	1

(7) 景観	1
第3節 歴史的背景	1
(1) 旧石器時代	1
(2) 縄文時代	1
(3) 弥生時代	1
(4) 古代	1
(5) 中世	1
(6) 近世	1
(7) 近代	1
(8) 現代	1
第4節 文化的背景	1
(1) 伝統産業	1
(2) 食文化	1
(3) 芸術	1
(4) 郷土の人物	1
(5) 公園	1
第2章 さいたま市の文化財の概要と特徴	
第1節 さいたま市の文化財の概要	1
第2節 さいたま市の文化財の特徴	1
(1) 有形文化財	1
(2) 無形文化財	1
(3) 民俗文化財	1
(4) 記念物	1
第3章 さいたま市の歴史文化の特徴	
第1節 歴史文化の特徴	1
第4章 歴史文化遺産の保存と活用に関する将来像	
第1節 歴史文化遺産に関する市民の意識調査	1
第2節 目指す将来像	1
第5章 歴史文化遺産の把握調査	
第1節 既存の把握調査の概要	1

第2節	把握調査の課題	1
第3節	方針・措置（取組み）	1
第6章	歴史文化遺産の保存と活用に関する方針と措置	
第1節	保存と活用に関する課題	1
第2節	保存と活用に関する方針	1
第3節	保存と活用に関する措置	1
第7章	歴史文化遺産の総合的な保存と活用	
第1節	文化財保存活用区域の設定	1
第2節	文化財保存活用区域での課題・方針・措置	1
第3節	関連文化財群の設定	1
第4節	関連文化財群の課題・方針・措置	1
第8章	歴史文化遺産の防災・防犯	
第1節	本市における過去の災害記録	1
	(1) 風水害	1
	(2) 地震	1
	(3) 火災	1
第2節	防災・防犯の課題	1
	(1) 本市で想定されるリスク	1
	(2) 文化財へのリスク	1
第3節	防災・防犯の方針・措置	1
	(1) 方針	1
	(2) 措置	1
第4節	体制整備の方針	1
第9章	歴史文化遺産の保存・活用の推進体制	
第1節	歴史文化遺産の保存・活用の推進体制	1
	(1) 体制整備の方針	1
	(2) さいたま市の推進体制	1
第2節	推進体制の課題	1
第3節	計画の進捗管理と評価	1
	(1) 進捗管理・評価方法	1

資料編

1 ●●●● 1

序章 目的と位置づけ

1 計画策定の背景と目的

文化財は、地域の歴史や文化の理解に不可欠なものであり、将来の文化の向上発展の基礎となる貴重な財産です。この貴重な財産を、行政、地域住民、所有者、文化財保護団体等と連携し、保存・活用を図ってきました。

しかしながら、文化財をとりまく環境は、人口減少や少子高齢化などの社会構造の変化や価値観の多様化により、大きく変化し、厳しいものとなっています。地域の文化財（祭りや行事等）を支える社会的基盤が弱体化している一方、観光振興や地域振興を目的とした文化財の活用が求められています。

国はこうした状況をふまえ、平成30年（2018）に文化財保護法を改正し、市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」を法に位置づけました。「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成31年（2019）3月作成、令和3年（2022）6月変更）では、市民と行政の連携による文化財の保存・活用をすすめることを「文化財保存活用地域計画」作成の趣旨としています。

今後は、本市で活動する多様な人々と手を取り合い、周辺環境も含めて文化財を総合的に保存・活用していく必要があります。現在では、開発事業を含む市の発展や経済成長と文化財の保護・継承を両立する、「持続可能」な文化財の保存・活用が求められています。加えて、昨今の大規模な自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域に根差した文化財に大きな影響を与えております。文化財を取り巻く環境の変化に対応しながら、市の発展や経済成長と文化財の保護・継承を両立していくことは、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の基本的な考え方に合致するものであり、SDGs に貢献する取組として、文化財を適切に活用し、得られた人材や資金を保存・継承へ繋げるという循環体系を作りだしながら、「持続可能」な文化財の保存・活用を実現することが必要となります。

このような状況を背景とし、さいたま市における文化財の特徴をまとめるとともに、現状の課題を抽出し、文化財の保存と活用の方針を定め、今後実施していく具体的な取り組み等について示す本計画を作成します。それによって、次の世代も私たちと同じように文化財の価値・魅力を享受できるよう、地域総ぐるみで文化財を継承できるようにすること、また、あわせてまちづくりにも活かしていくことを目的としています。

2 計画の位置づけ

(1) 上位計画

本計画は、文化財保護法 183 条の 3 に基づき、本市における文化財の保存と活用を図っていく総合的な計画となります。

作成にあたり、「さいたま市総合振興計画」、「さいたま市教育大綱」、「第 2 期さいたま市教育振興基本計画」を上位計画とし、その関連計画との調整・連携を図りながら作成します。

また、「埼玉県文化財保存活用大綱」との整合性も図ります。

さいたま市総合振興計画

長期的な展望に基づく都市づくりの将来像を示すとともに、市政を総合的・計画的に運営するための各行政分野における政策や施策の方向性を定める市政運営の最も基本となる計画。基本計画と実施計画の 2 層から構成されている。

計画期間は、基本計画が、令和 3 年度（2021）から令和 12 年度（2030）までの 10 年間、実施計画が、令和 3 年度（2021）から令和 7 年度（2025）までの 5 年間。

さいたま市教育大綱

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

基本方針の 1 つとして「本市をホームタウンとする 2 つの J リーグクラブや全国規模の競技施設に代表される多様なスポーツ資源、国指定特別天然記念物を含む指定文化財や「盆裁」「人形」などの地域に根差した多くの文化芸術資源等を生かして、盛んに行われるスポーツや文化等の多様な市民活動を通じて、全ての人が健康で生き生きと暮らすことができる都市を目指します」と規定しています。

平成 27 年(2015)に策定、令和 3 年(2021) 3 月に改定を行いました。

第 2 期さいたま市教育振興基本計画

本市の教育における基本理念や目指すべき教育の方向性を示し、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的として策定した、本市の教育振興の基本となる計画。

「人生 100 年時代を輝き続ける力の育成」を基本方向性の 1 つとし、生きがいを持ち、

生涯にわたって質の高い学びを続けられる環境を整備するなかで、文化財の保存・整備を目的としています。

計画期間は、さいたま市教育ビジョンが、令和元年度（2019）から令和10年度（2028）まで、さいたま市教育アクションプランが、令和3年度（2021）から令和7年度（2025）までとなっています。

埼玉県文化財保存活用大綱

全ての県民が地域の文化財等と触れ合う機会を増やし、その価値を知って地域に愛着と誇りを深めていただくとともに、地域社会総がかりで文化財の適切な保存活用の促進を目指すことを目的としています。令和元年度（2019）に策定。

（2）関連計画

さいたま市文化芸術都市創造計画

文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として平成26年（2014）3月に策定されました。将来像である「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」の創造に向けて、取り組んでいます。

さいたま市見沼田圃基本計画

首都圏に残された平地的大規模緑地空間である見沼田圃について、各部門の諸施策を体系的に取りまとめた地域総合計画として、平成23年（2011）1月に策定。

さいたま市都市計画マスタープラン

さいたま市全体や地域の将来像を示し、これからのまちづくりを進めていく上での施策展開の方向性を示しています。その中には、歴史文化資源の保全・活用を行うとともに、魅力ある都市空間や地域資源を結ぶ回遊ネットワークの形成も含まれています。

平成17年（2005）に策定し、平成26年（2014）4月に改定。

与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン

与野本町駅周辺地区におけるまちの将来像やまちづくりの方針等を示す「与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン」を平成27年（2015）年4月に策定しました。

当地区にある歴史・文化等の地域資源を活用しながら、中央区役所をはじめとする公共施設の再編や駅周辺の利便性、住環境の向上等から、暮らしやすく魅力的なまちを目指しています。

<p>第2次岩槻まちづくりマスタープラン</p>
<p>岩槻駅周辺地区のまちづくりの目指す姿や取組の方向性を示すことを目的とした「岩槻まちづくりマスタープラン」を令和3年(2021)3月に策定した。「城下町・人形のまちとしての歴史・文化が息づくふれあいのまち」を地域が目指す姿として示しています。</p>
<p>浦和駅周辺まちづくりビジョン</p>
<p>浦和のまちに関わる市民、事業者、行政等の多様な主体が共有する指針として、「浦和駅周辺まちづくりビジョン」を令和5年(2023)2月に策定しました。</p> <p>「洗練された伝統と感性豊かな文化が息づく、風格で魅了する都心・浦和」を目指す将来像として示しています。</p>
<p>大宮駅グランドセントラルステーション化構想</p>
<p>大宮駅周辺街区のまちづくり、交通基盤整備及び駅機能の高度化を三位一体で進めることにより、東日本の玄関口である大宮、ひいては市のプレゼンスを飛躍的に向上させ、日本の誇るべき都市として地位を確立させていくことを目的として、平成30年(2015)7月に策定しました。取組みの1つとして「大宮の個性、風格と品格を醸し出す景観の形成」があり、氷川の杜、見沼たんぼ等の豊かな自然環境を感じさせる緑化やデザインルールの構築がその要素として含まれます。</p>
<p>さいたま市緑の基本計画</p>
<p>都市緑地法に基づき、本市が中長期的な観点から定める緑に関する総合的な計画で、緑豊かなまちづくりを計画的に推進する指針となるものを平成19年(2007)3月に改訂版を策定。将来都市像として「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」を目指します。</p>
<p>第2次さいたま市環境基本計画</p>
<p>市民の健康で安全かつ快適な生活の確保の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、令和3年度(2021)を始期とし令和12年度(2030)までの計画を策定。この中には、景観の保全(都市景観の保全・歴史的・文化的環境の保全)も含まれています。</p>
<p>さいたま市都市景観形成基本計画</p>
<p>本市は、荒川、元荒川や見沼田圃などの豊かな自然に加え、城下町や宿場町としての歴史、盆栽村、サッカー、鉄道や人形づくりの文化、さいたま新都心に代表される新たな街並みなどの多彩な地域資源を生かし、良好な都市景観を形成していくための基本的な指針となる「さいたま市都市景観形成基本計画」を平成19年(2007)10月に策定しました。</p>

さいたま市農業振興ビジョン 2021

国では都市農業振興基本計画を決定し、市街化区域内の農地の位置づけを「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」とするなど、都市農業振興に関する施策の変更をしており、農業を取り巻く環境の変化や本市の農業が抱える課題などを踏まえ、農業施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年(2021)3月に本ビジョンを策定しました。

本市には、武蔵野の原風景である雑木林や屋敷林などの樹林地が多くみられます。このような緑は、里やまと呼ばれ、農業と密接にかかわってきた二次林でもあり、後世に残していく歴史的風景でもあります。

さいたま市田園環境整備マスタープラン

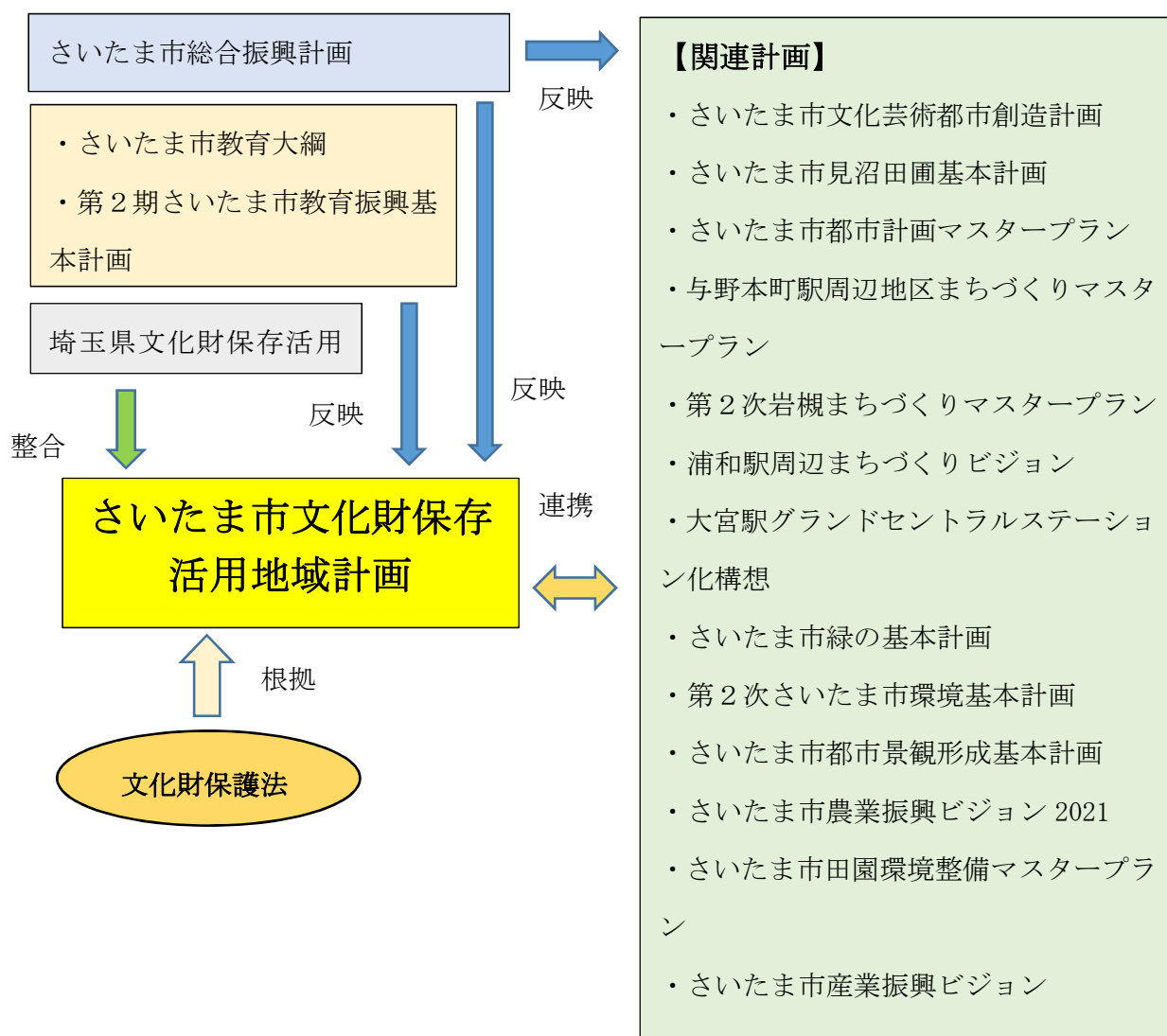
土地改良法の改正(平成14年(2002)4月)に基づき、平成15年(2003)3月に策定され、農業農村整備事業に際しての環境配慮の基本方針や環境配慮工法等を定めた基本計画となります。この中には、環境保全の基本方針として、歴史・文化を伝承してきた生活環境の保全・整備も含まれています。

さいたま市産業振興ビジョン

総合振興計画で掲げられた将来都市像「上質な生活都市」と「東日本の中枢都市」の実現に向けて、さいたま市が実施する産業・経済分野の政策の方向性を示す「さいたま市産業振興ビジョン」を策定しています。産業振興ビジョンは、市の産業・経済政策の方向性を市民や市内事業者の皆様に周知すること、市職員が産業政策を検討する際の基本的な考え方を示すことを主な目的とし、令和3年(2021)3月に改訂版を制定した。具体的な施策として、「地域資源を生かした観光の振興」が示されています。

【関連図】

【上位計画】



3 計画の対象

(1) 計画の対象となる用語の定義

① 本地域計画の対象とする文化財等

文化財保護法では、6類型（有形、無形、民俗、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の文化財に加え、埋蔵文化財と保存技術も保護の対象とされています。

しかし、次世代へ継承すべきものは、文化財とそれに関わる様々な要素が一体となっており、本地域計画では、指定、未指定にかかわらず、6類型の文化財、埋蔵文化財、保存技術のほか、本市が形成されていく中で重要な要素となっているものや、それらを取り巻く周辺環境や人々の活動を幅広く対象とします。

② 指定・登録等文化財

国、県、市から、指定や登録等を受けている文化財。

本市では、「見沼通船堀」、「真福寺貝塚」、「田島ヶ原サクラソウ自生地」など、548件あります。文化財保護法では、6類型（有形、無形、民俗、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の文化財に加え、埋蔵文化財と保存技術も保護の対象とされています。

③ 歴史文化遺産

「指定・登録等文化財」及び未指定の文化財（指定と同類型のもの）に、歴史的・文化的な価値を要する類型外の文化的所産を含めたもの。

例えば、本市の重要な要素である、スポーツ、食べ物、交通、芸術・文学、産業 なども対象となります。

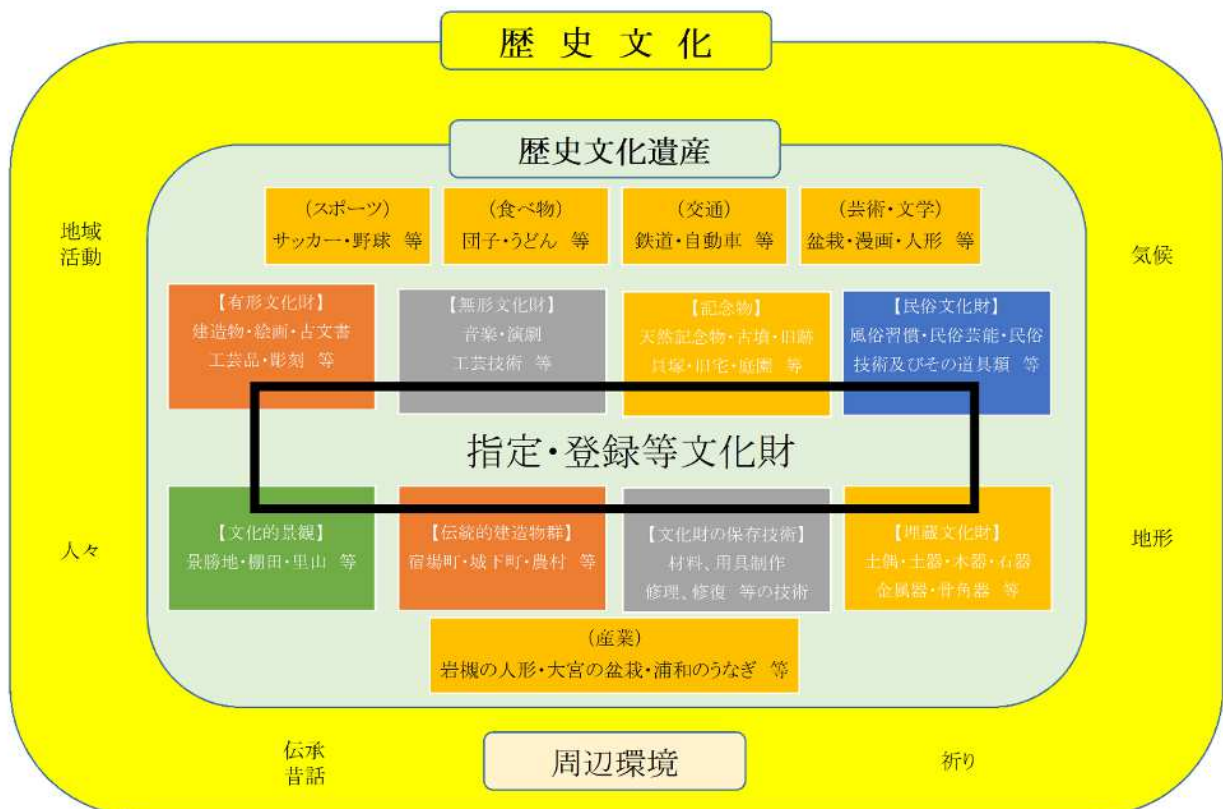
④ 周辺環境

自然環境や、歴史文化遺産を支える人々やその活動。

気候や地形、人々の地域活動、伝承や昔話 などが該当します。

⑤ 歴史文化

次世代へ継承すべき文化財、本市が形成されていく上で重要な要素となる歴史文化遺産、それを支える人々の活動などの周辺環境、すべてが対象となります。



(2) 計画の対象範囲

歴史文化遺産を将来にわたって継承していくためには、市民と行政の連携が大変重要になります。

本計画に関わる主な主体を以下とし、各主体の相互連携を深めつつ歴史文化遺産の保存・活用を推進していきます。

地域団体	自治協議会や自治会・町内会を通じて、地域住民が一体感をもちながら自主的に活動している地域社会、及び所属する人々
文化財関連団体	歴史文化遺産にかかわる公益活動を行っている団体、及び所属する人々
文化財所有者	歴史文化遺産を所有・継承・管理する人、団体
企業	営利を目的とする事業を行う法人その他の団体、及び所属する人々
教育研究機関	歴史文化遺産の保存・活用に関連する大学、国や県の独立行政法人等、及び所属する人々
行政	歴史文化遺産の保存・活用に関する施策を実施する部署等

4 計画期間

本計画期間は、令和6年度(2024)～13年度(2031)までの7か年とする。計画内容は適切に進捗管理し、必要に応じて見直しを行います。計画期間中に変更を行う場合は、文化財保護法第183条の4および重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令(平成31年(2019)文部科学省令第5号)第55条に基づき、その変更の内容によって、文化庁長官への変更の認定の申請、または、県を通じた文化庁への報告を行います。

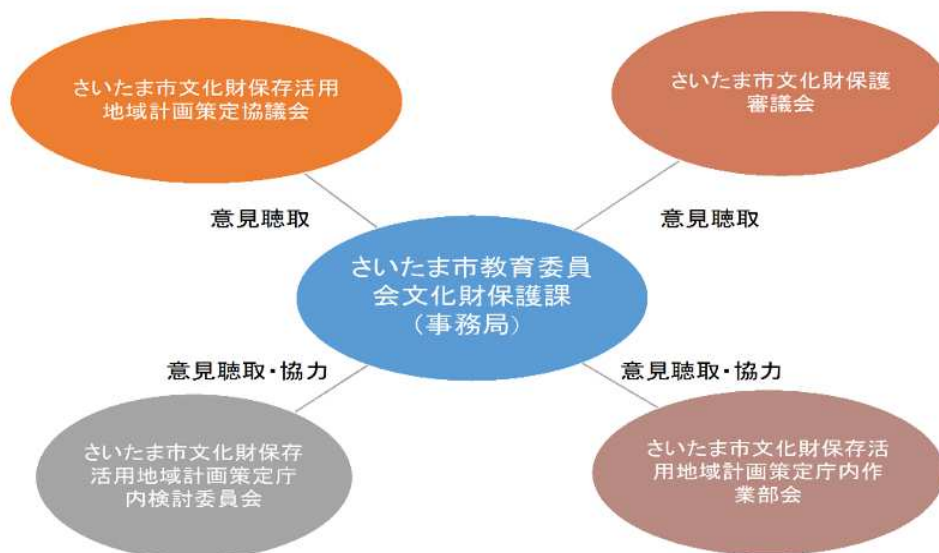
5 本計画の作成過程

(1) 計画作成体制

本計画の作成にあたっては、文化財保護法第183条の9の規定に基づき、さいたま市文化財保存活用地域計画策定協議会を設置しました。文化財の所有者、文化財に関する機関・団体の代表者、歴史及び文化財に関する学識経験者、商工団体の代表者、観光関係

団体の代表者などを委員に選任し検討を行うとともに、さいたま市文化財保護審議会の意見を聴取し、庁内関係部署の協力のもと作成しました。

【関係図】



さいたま市文化財保存活用地域計画策定協議会委員（令和3年8月23日～）

役職	氏名	分野	所属等
	青木 義脩	郷土史	浦和郷土文化会会長
	伊藤 義夫 (～令和4年6月30日)	商工	さいたま商工会議所常務理事
	吉沢 浩之 (令和4年7月1日～)	商工	さいたま商工会議所理事
	大嶋 法道	文化財所有者	宗教法人慈恩寺代表役員
	金子 政浩	観光	公益社団法人さいたま観光国際協会事務局長
	木本 和男	公募	市民
会長	作山 康	まちづくり	芝浦工業大学教授
	花井 紀子	公募	市民
	東角井 真臣	文化財所有者	宗教法人氷川神社権宮司
	宮瀧 交二	歴史	大東文化大学教授
副会長	渡辺 洋子	建造物	芝浦工業大学名誉教授（さいたま市文化財保護審議会委員）

さいたま市文化財保護審議会委員（令和3年4月1日～令和5年3月31日）

役職	氏名	分野	所属等
	老川 慶喜	歴史資料	立教大学名誉教授
	大越 久子	絵画	埼玉県立近代美術館主任専門員兼学芸員
会長	岡本 東三	考古・史跡	千葉大学名誉教授
	小茂田 美保	天然記念物	目白大学講師
	笹森 紀己子	考古・史跡	日本考古学会協会会員
	重田 正夫	古文書・歴史資料	元埼玉県立文書館副館長
	清水 亮	歴史資料	埼玉大学准教授
副会長	内藤 勝雄	彫刻・工芸品	元埼玉県立民俗文化センター所長
	成谷 俊明	天然記念物	元埼玉県立高校教諭
	西山 多壽子	保存修復	東方学院講師
	波多野 純	建造物	日本工業大学名誉教授
	原 由美子	古文書	元埼玉県立文書館司書主幹
	三田村 佳子	無形・民俗	日本民族学会評議員
	茂木 栄	無形・民俗	國學院大學教授
	渡辺 洋子	建造物	芝浦工業大学名誉教授

さいたま市文化財保護審議会委員（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

役職	氏名	分野	所属等
	老川 慶喜	歴史資料	立教大学名誉教授
	大越 久子	絵画	埼玉県立近代美術館主任専門員兼学芸員
	山本 孝文	考古・史跡	日本大学教授
	小茂田 美保	天然記念物	目白大学講師
	笹森 紀己子	考古・史跡	日本考古学会協会会員
	重田 正夫	古文書・歴史資料	元埼玉県立文書館副館長
	清水 亮	歴史資料	埼玉大学准教授
会長	内藤 勝雄	彫刻・工芸品	元埼玉県立民俗文化センター所長
	成谷 俊明	天然記念物	元埼玉県立高校教諭

	長井 まみ	保存修復	女子美術大学染織文化資源研究所研究員
	波多野 純	建造物	日本工業大学名誉教授
副会長	原 由美子	古文書	元埼玉県立文書館司書主幹
	三田村 佳子	無形・民俗	日本民族学会評議員
	茂木 栄	無形・民俗	國學院大學教授
	渡辺 洋子	建造物	芝浦工業大学名誉教授

さいたま市文化財保存活用地域計画策定庁内検討委員会

局	部
総務局	総務部
市民局	市民生活部
スポーツ文化局	文化部
経済部	商工観光部
都市局	まちづくり推進部
教育委員会	学校教育部
教育委員会	生涯学習部

さいたま市文化財保存活用地域計画策定庁内作業部会

局	部	課所室
総務局	総務部	アーカイブズセンター
市民局	市民生活部	コミュニティ推進課
スポーツ文化局	文化部	文化振興課
経済部	商工観光部	商業振興課
経済部	商工観光部	観光国際課
都市局	まちづくり推進部	まちづくり総務課
教育委員会	学校教育部	指導1課
教育委員会	生涯学習部	博物館
教育委員会	生涯学習部	文化財保護課

(2) 地域計画作成の経緯

期日	項目
令和5年7月30日	令和3年度第1回さいたま市文化財保存活用地域計画策定庁内検討委員会及び作業部会
令和3年8月23日	令和3年度第1回さいたま市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和3年11月9日	令和3年度第2回さいたま市文化財保存活用地域計画策定作業部会
令和3年11月17日	令和3年度第2回さいたま市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和3年11月22日	令和3年度第1回さいたま市文化財保護審議会
令和4年3月16日	令和3年度第3回さいたま市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和4年5月25日	令和4年度第1回さいたま市文化財保護審議会
令和4年7月26日	令和4年度第1回さいたま市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和4年10月12日	令和4年度第1回さいたま市文化財保存活用地域計画策定作業部会
令和4年12月14日	令和4年度第2回さいたま市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和5年2月28日	令和4年度第2回さいたま市文化財保護審議会
令和5年3月9日	令和4年度第3回さいたま市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和5年7月20日	令和5年度第1回さいたま市文化財保護審議会
	議会報告
	パブリックコメント実施

第1章 さいたま市の概要

1 自然的・地理的環境

(1) 位置と面積

さいたま市は、埼玉県の県庁所在地で、埼玉県の南東部に位置し、東は春日部市、越谷市、西は川越市・富士見市・志木市・朝霞市、南は川口市、蕨市・戸田市・北は上尾市・蓮田市・白岡市に接しています。

市域は、東西 19.6m、南北 19.3 kmで、面積は 217.49 km²です。



(2) 地形・地質

さいたま市は、台地及び低地から構成され、すべて平野で、山地や丘陵はありません。大宮台地などの台地や、それを取り囲む低地、台地内の細かい谷からなります。海拔の最高地点は岩槻区大字表慈恩寺の海拔 20.5m で、最低地点は桜区下大久保の海拔 1.1m です。

地層については、関東ローム層と下総層群は関東平野の台地を構成しており、さいたま市の地質を構成する上で重要な要素となっています。

関東ローム層は、関東平野の台地や丘陵などを覆っている地層で、礫を除いて砂と粘土が同じ程度混ざり合ったロームと呼ばれる区分の土性を示す地層として研究が始まり、のちに火山活動に由来すると考えられ、ローム以外の土性の地層も含んで、「関東地方の第四期火山

活動に由来する火山灰起源の地層群」として定義されました。下総層群は台地を構成する地層であり、現在の関東平野の原型を形作ったともいえるような地層で、海水準変動の影響を受けて形成され、陸成層と海成層が交互に繰り返しています。低地には、沖積層が堆積し、泥炭層やシルト-粘土層、砂層、砂礫層から成っています。

(3) 気候

日本はアジアモンスーン地域の一部に属し、その中で埼玉県は関東平野の中ほどの内陸に位置し、太平洋気候に属します。その中で、さいたま市は県南部の平野部に位置します。

熊谷地方気象台では、埼玉県を南部、北部、秩父地方の三区分に分類しており、さいたま市が位置する県南部は風に関しては、冬の北西の季節風は比較的弱い日本海を発達した低気圧が通過するときには南の風が強まること、気温に関しては、朝の冷え込みが比較的弱く、冬季にも県内では温かい地域であること、海の影響に関しては、南部でも南の地域ほど影響を受け、台風の時に塩害を受けることもある、などの特徴が挙げられています。

他に、山沿いでは夜間の冷え込みが強く、晩霜の害を受けやすいという特徴も挙げられています。さいたま市に山地は存在しないので、この特徴があてはまる場所は市内にはないと考えられます。

(4) 生態系

さいたま市の地形は山地や丘陵が存在せず、平地が広がっているため、山地の生物は少なく平地に適応した生物が多く、それらの生物によって生態系が成り立っていると考えられます。

植生は、気温と降水量を考慮すると、温帯常緑広葉樹林が発達する気候であることがわかりますが、実際は、河川の氾濫などで森林が発達しない場所や、人為的影響などから、温帯常緑広葉樹林が発達しない場所も多くなっています。現存植生図を見ると、水田雑草群落や田園雑草群落が多く見られ、森林は点在しています。

① 植物

市内の貴重な植物としては、田島ヶ原サクラソウ自生地で保護されているサクラソウや、ツンドラ気候の地域が故郷のキタミソウなどが挙げられます。これらは、川に関係する植生に生育する植物で、川の影響の他、人間活動の影響で維持されてきた環境に生育している植物で、ほかにも市内ではこうした環境に貴重な植物の自生が知られています。森林では、御

蔵のクマガイソウ自生地やイカリソウ自生地にクマガイソウやイカリソウ、キンランなどの貴重な植物が知られています。このような環境は、二次林と呼ばれ、森林が遷移して常緑広葉樹林になるのを人間の活動で抑制し、薪などの利用のために維持してきた森林ですが、現在は管理が行われなくなったことで、遷移が進んで二次林の環境が維持されていない場所や、開発を受けている例が見られます。

また、かつては常緑広葉樹林が広がっていたと考えられますが、現在では、社寺林や、台地斜面にごくわずかに残されているのみになっています。

当然維管束植物以外の植物も分布しており、さいたま市の環境に適応し、生態系の一員になって居ます。一例として、車軸藻類では、現在の分布状況は把握されていませんが、大宮公園や岩槻区などで、過去複数の種が記録されており、特有の生態系を作っていたことが考えられます。井の頭公園での例のように、こうした生物は、環境の変化によって復活することが知られており、今後さいたま市の湖沼特有の生態系を観察する機会が得られるかもしれません。

② 動物

市内に生息する哺乳類は、ホンドタヌキ、キュウシュウノウサギ、ホンドイタチ、などが知られていますが、開発によって生息環境は厳しいものになっていることが考えられます。

鳥類では、カモ類、サギ類、クイナ類などが湿地に生息していますが、水辺環境の悪化が起きており、影響を受けていると考えられています。

爬虫類では、まとまって生息状況を確認できる機会が少ないため把握しづらいますが、大規模な開発や、それによるカエルなどの餌資源の減少により個体数は減少していると考えられています。

両生類では、トウキョウダルマガエル、ニホンヒキガエルなどが知られているが、埼玉県のレッドデータブックによると全体的に減少傾向が見られるようで、本市でも同様の状況であると考えられます。

脊椎動物以外では、昆虫類など、都市部の生息環境でも生息している種は多く存在しており、様々な種が観察できますが、絶滅したと考えられるものや減少が見られる種もあり、他の生物同様環境変化の影響を受けているものと思われます。

その他にも、さいたま市には様々な分類群の生物が存在しており、中には注目されづらいものや、生息状況の把握が困難なものがあり、市内にも把握されていない生態系がまだ残されているかもしれません。

2 社会的状況

(1) 市域の変遷

本市は、平成 13 年（2001）5 月、浦和市・大宮市・与野市の 3 市合併により、人口 100 万都市として誕生しました。その後、平成 15 年（2003）4 月に指定都市へと移行し、平成 17 年（2005）4 月には、岩槻市と合併しました。

近代以降、この地域は、歴史的にも地理的にも密接した関係から都市化の進展に併せて一体的な生活圏が形成され、戦後、我が国の高度経済成長とともに、行政、経済、芸術・文化等、埼玉県の中核的な機能を担ってきました。平成元年（1989）、後の「さいたま新都心」周辺地域に国の 18 機関が移転されることが決まると、関東圏域の行政、経済、文化をけん引する一体的な中枢地域として首都機能の一翼を担うことへの期待感から、合併の機運が急速に醸成されるに至り、平成 13 年（2001）5 月に「さいたま市」が誕生しました。

行政区は、西区（旧大宮市西部）、北区（旧大宮市北部）、大宮区（旧大宮市南部）、見沼区（旧大宮市東部）、中央区（旧与野市）、桜区（旧浦和市西部）、浦和区（旧浦和市北部）、南区（旧浦和市南部）、緑区（旧浦和市東部）が設置され、平成 17 年（2005）4 月の岩槻市との合併に伴い、新たに岩槻区（旧岩槻市域）が設置されました。

(2) 人口と世帯

本市の人口は 1,342,207 人であり、県内において最大の規模で、市町村の人口規模では全国で 9 番目です。世帯数は 636,516 世帯、人口密度は 6,173.1 人/km²です。（令和 5 年（2023）5 月 1 日現在、住民基本台帳）

令和 2 年（2020）国勢調査によると平成 27 年（2015）国勢調査（前回調査）と比べて 6 万 46 人増加しています。人口増加率は 4.8%で、平成 22～27 年の 3.4%からさらに上昇しています。

国立社会保障・人口問題研究所が、平成 27 年（2015）国勢調査の人口等を基に推計した値によると、人口は令和 12 年（2030）頃をピークに、その後減少に転じ、令和 27 年（2045）には 128.6 万人まで減少する見通しです。総世帯数のピークは、令和 22 年（2040）で、その後減少に転じる見通しです。また、1 世帯当たり人員は、平成 27 年（2015）の 2.37 人から一貫して減少傾向で推移する見通しです。一方、年齢階層別の人口構成では、本市における 65 歳以上人口の割合は、平成 27 年（2015）の 22.8%から令和 27 年（2045）には 34.0%と

なる見込みで、その上昇率は49.1%に達すると推計されており、全国平均（38.3%）を大きく上回る速度で高齢化が進行すると見込まれています。

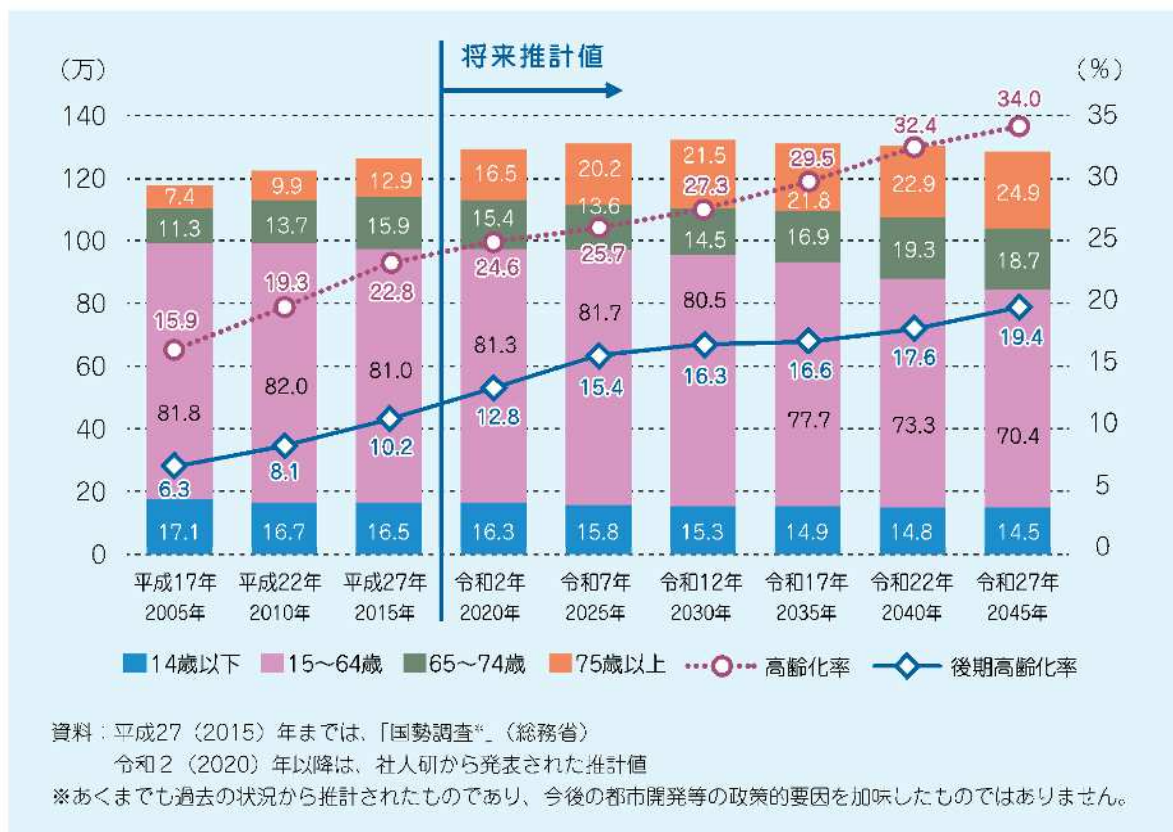
■ 総人口の見通し



■ 総世帯数と1世帯当たり人員の見通し



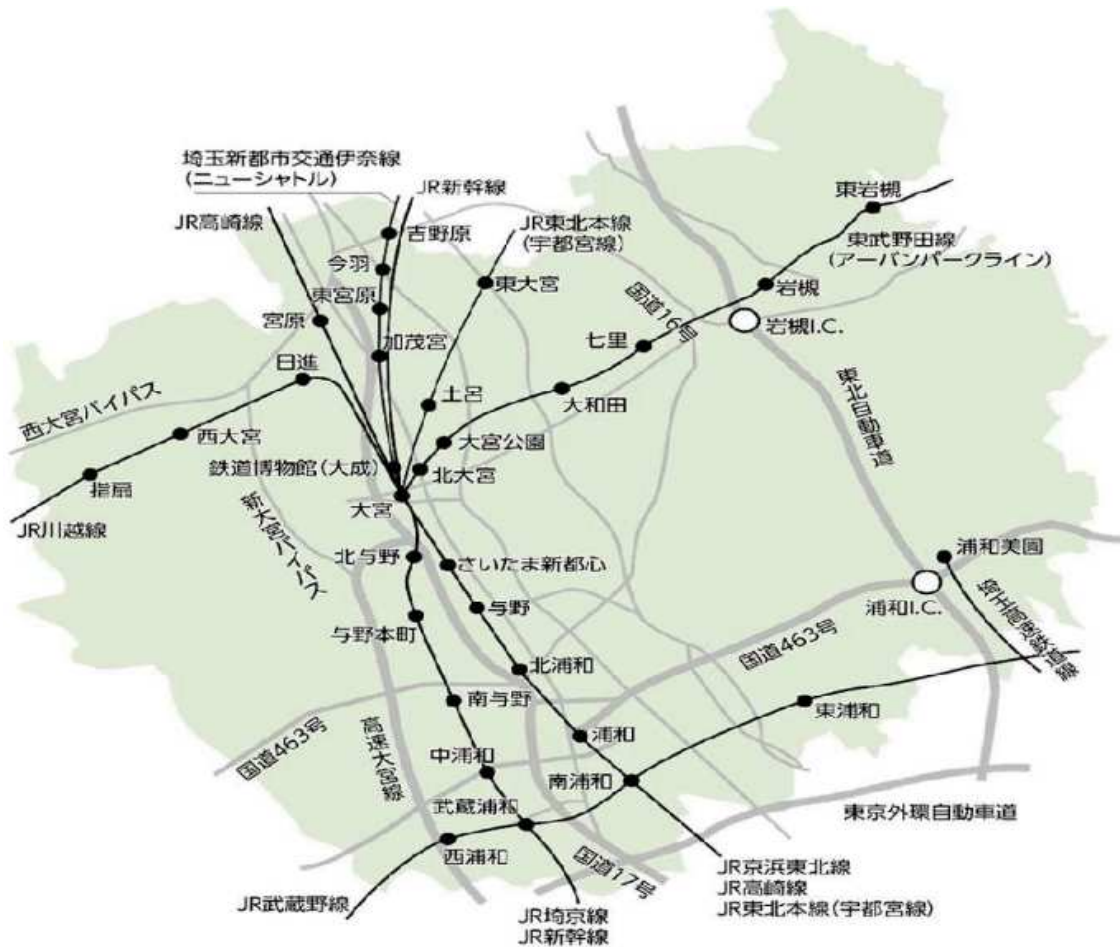
■ 年齢4区分別人口の見通し



出典：さいたま市総合振興計画基本計画 2021—2030

(3) 交通

本市は、鉄道や高速道路等の広域的な交通網が充実しており、市内33駅の1日平均乗降客数は190万人を超え、日々多くの人々が往来しています。なかでも北海道・東北・秋田・山形・上越・北陸新幹線6路線を始め、JR・私鉄各線が集結する大宮駅は東日本の交通の要衝であるとともに、全国有数のターミナル駅となっています。また、東北自動車道、東京外環自動車道、国道16号、国道17号、国道17号新大宮バイパス、国道17号上尾道路、国道298号、国道122号、国道463号、首都高速道路等の幹線道路網も充実しています。さらに、国道17号新大宮バイパスと国道17号を結ぶ町谷本太線の開通により、東西方向のアクセスが強化され、市街地の活性化が図られています。



さいたま市内の鉄道網

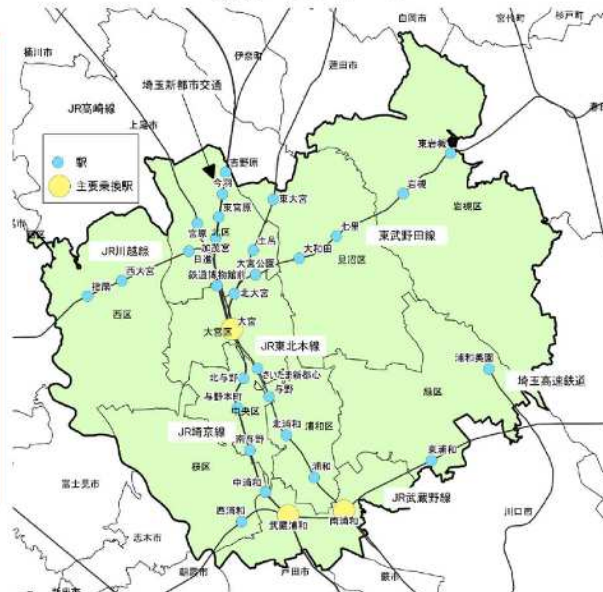
出典：さいたま市史鉄道編

広域的なネットワーク



出典：首都圏広域地方計画

鉄道ネットワーク

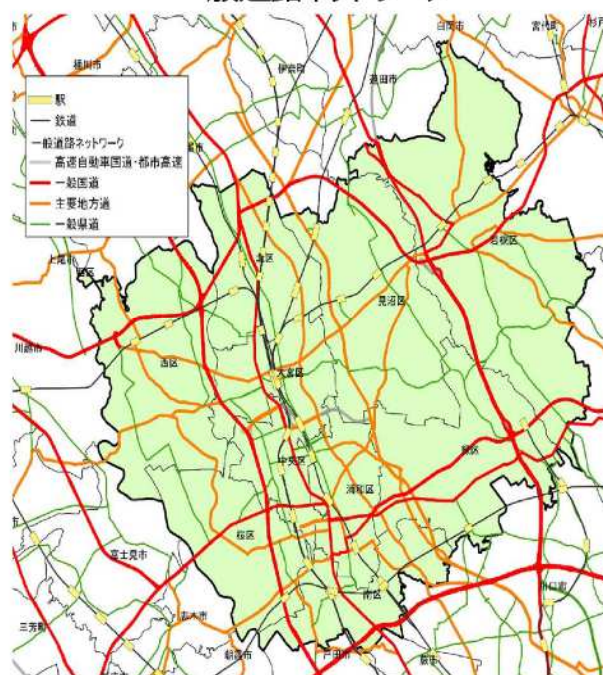


出典：『さいたま市の道路交通状況と 課題について』（次世代道路網あり方委員会）

高速道路ネットワーク



一般道路ネットワーク



(4) 産業

平成 27 年 (2015) の国勢調査によれば、15 歳以上の労働力人口は 611,916 人で前回の調査の平成 22 年 (2010) に比べ、9,181 人減少しています。指定都市別に労働力率をみると、8 番目に高い結果となっています。

労働力人口のうち、第 1 次産業就業者は 4,129 人 (0.8%)、第 2 次産業就業者は 108,703 人 (20.2%)、第 3 次産業就業者は 425,008 人 (79.0%) です。平成 22 (2010) 年に比べ第 2 次産業が 335 人 (対前回増減率 0.3%) 増加しているのに対し、第 1 次産業は 253 人 (同△5.8%)、第 3 次産業は 5,818 人 (同△1.4%) といずれも減少しています。

15歳以上就業者の職業（大分類）別割合の推移

産 業	平成27年						平成22年		平成22～27年	
	総 数	構成比 (%)	男	構成比 (%)	女	構成比 (%)	総 数	構成比 (%)	増減数	率 (%)
総 数	587,220	100.0	341,580	100.0	245,640	100.0	585,742	100.0	1,478	0.3
A 農 業 , 林 業	4,118	0.7	2,547	0.7	1,571	0.6	4,377	0.7	△259	△5.9
B 漁 業	11	0.0	10	0.0	1	0.0	5	0.0	6	120.0
C 鉱業,採石業, 砂利採取業	97	0.0	80	0.0	17	0.0	57	0.0	40	70.2
D 建 設 業	38,478	6.6	32,089	9.4	6,389	2.6	41,198	7.0	△2,720	△6.6
E 製 造 業	70,128	11.9	51,346	15.0	18,782	7.6	67,113	11.5	3,015	4.5
F 電 気・ガ ス・ 熱供給・水道業	2,647	0.5	2,216	0.6	431	0.2	2,787	0.5	△140	△5.0
G 情 報 通 信 業	31,998	5.4	24,491	7.2	7,507	3.1	30,231	5.2	1,767	5.8
H 運 輸 業 , 郵 便 業	30,830	5.3	24,071	7.0	6,759	2.8	32,371	5.5	△1,541	△4.8
I 卸 売 業 , 小 売 業	93,767	16.0	47,240	13.8	46,527	18.9	107,700	18.4	△13,933	△12.9
J 金 融 業 , 保 険 業	24,038	4.1	12,149	3.6	11,889	4.8	25,628	4.4	△1,590	△6.2
K 不 動 産 業 , 物 品 貸 貸 業	18,159	3.1	11,437	3.3	6,722	2.7	16,763	2.9	1,396	8.3
L 学 術 研 究 , 専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	25,752	4.4	17,251	5.1	8,501	3.5	25,967	4.4	△215	△0.8
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	30,280	5.2	12,132	3.6	18,148	7.4	31,707	5.4	△1,427	△4.5
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	19,596	3.3	8,279	2.4	11,317	4.6	21,067	3.6	△1,471	△7.0
O 教 育 , 学 習 支 援 業	29,166	5.0	12,780	3.7	16,386	6.7	28,645	4.9	521	1.8
P 医 療 , 福 祉	56,175	9.6	14,543	4.3	41,632	16.9	47,781	8.2	8,394	17.6
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	2,852	0.5	1,646	0.5	1,206	0.5	1,758	0.3	1,094	62.2
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	39,103	6.7	23,805	7.0	15,298	6.2	38,762	6.6	341	0.9
S 公 務 (他 に 分 類 さ れ る も の を 除 く)	20,645	3.5	14,551	4.3	6,094	2.5	19,659	3.4	986	5.0
T 分 類 不 能 の 産 業 (再掲)	49,380	8.4	28,917	8.5	20,463	8.3	42,166	7.2	7,214	17.1
第 1 次 産 業	4,129	0.8	2,557	0.8	1,572	0.7	4,382	0.8	△253	△5.8
第 2 次 産 業	108,703	20.2	83,515	26.7	25,188	11.2	108,368	19.9	335	0.3
第 3 次 産 業	425,008	79.0	226,591	72.5	198,417	88.1	430,826	79.3	△5,818	△1.4

注：再掲の構成比は、分母から「分類不能の産業」を除いて算出している。

出典：平成27年国勢調査

① 農業

本市には、首都圏では貴重な緑地空間である見沼田圃や、荒川、綾瀬川、元荒川流域の豊かな水田地帯などの大規模農地が広がっており、里芋やさつまいもは県内でも有数の生産量を誇っています。首都圏という大消費地に位置していることを活かし、高度集約的な農業が

発展し、農産物直売所が多く設けられ、米や野菜、種苗や植木、花き、いも類等の多様な作物の生産が活発に行われていることが特徴です。

地域的に見ると、東部の元荒川と綾瀬川流域の中川低地では主に水稻が作付けされ、くわいも特産品として収益をあげています。周辺部の岩槻台地では、小松菜、山東な等の施設を利用した周年栽培が活発で、JAを中心とした共販による市場出荷が行われているとともに、若手農業者によるヨーロッパ野菜の生産・普及活動が行われています。中央部の見沼田圃では、植木、苗木、野菜等を中心に作付けされ、ブルーベリー、なし、ぶどう等の観光農園が点在しています。周辺部の大宮台地中心部から安行台地にかけては、野菜、花き、植木を中心に作付けされ、チョコリーやさいたま市発祥のさつまいも「紅赤」のブランド化も進められています。(出典：令和4年度版さいたま市の農業)



出典：さいたまヨーロッパ野菜研究所



出典：さいたま市

② 工業

令和2年(2020)の工業統計調査によると、本市の工業事業所数は846事業所、従業者数26,401人、製造出荷額等は8,891億9,557万円、付加価値額は3,717億6,014万円にのびます。事業所数を産業中分類別にみると、「金属製品」が133事業所(構成比15.7%)で最も多く、次いで「印刷」が84事業所(同9.9%)、「プラスチック」が83事業所(同9.8%)、「生産用機械」が77事業所(同9.1%)、「その他」が66事業所(同7.8%)と続いており、この5業種で過半数を占めています。また、事業所数を産業小分類別にみると、「建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)」(産業中分類「金属製品」)が69事業所で最も多く、次いで「印刷業」(同「印刷」)が56事業所、「自動車・同附属品製造業」(同「輸送用機械」)が29事業所と続いています。(出典：さいたま市の工業 2020年工業統計調査結果報告書)

事業所数の産業中分類別構成比

産業中分類	平成30年	令和元年	令和元年		令和2年	令和2年		構成比
			増減	増減率		増減	増減率	
総数	907	869	△ 38	△ 4.2 %	846	△ 23	△ 2.6 %	100.0 %
09 食料品	62	59	△ 3	△ 4.8 %	55	△ 4	△ 6.8 %	6.5 %
10 飲料・飼料	5	5	—	—	5	—	—	0.6 %
11 繊維	25	23	△ 2	△ 8.0 %	22	△ 1	△ 4.3 %	2.6 %
12 木材・木製品	4	2	△ 2	△ 50.0 %	1	△ 1	△ 50.0 %	0.1 %
13 家具・装備品	22	24	2	9.1 %	25	1	4.2 %	3.0 %
14 パルプ・紙	27	23	△ 4	△ 14.8 %	25	2	8.7 %	3.0 %
15 印刷	90	89	△ 1	△ 1.1 %	84	△ 5	△ 5.6 %	9.9 %
16 化学	28	29	1	3.6 %	27	△ 2	△ 6.9 %	3.2 %
17 石油・石炭	3	2	△ 1	△ 33.3 %	2	—	—	0.2 %
18 プラスチック	94	80	△ 14	△ 14.9 %	83	3	3.8 %	9.8 %
19 ゴム製品	19	19	—	—	17	△ 2	△ 10.5 %	2.0 %
20 なめし革	6	5	△ 1	△ 16.7 %	3	△ 2	△ 40.0 %	0.4 %
21 窯業・土石	26	24	△ 2	△ 7.7 %	26	2	8.3 %	3.1 %
22 鉄鋼	12	12	—	—	14	2	16.7 %	1.7 %
23 非鉄金属	21	18	△ 3	△ 14.3 %	19	1	5.6 %	2.2 %
24 金属製品	131	128	△ 3	△ 2.3 %	133	5	3.9 %	15.7 %
25 はん用機械	37	37	—	—	34	△ 3	△ 8.1 %	4.0 %
26 生産用機械	82	83	1	1.2 %	77	△ 6	△ 7.2 %	9.1 %
27 業務用機械	41	42	1	2.4 %	44	2	4.8 %	5.2 %
28 電子部品	14	14	—	—	11	△ 3	△ 21.4 %	1.3 %
29 電気機械	37	38	1	2.7 %	30	△ 8	△ 21.1 %	3.5 %
30 情報通信機械	10	7	△ 3	△ 30.0 %	8	1	14.3 %	0.9 %
31 輸送用機械	43	37	△ 6	△ 14.0 %	35	△ 2	△ 5.4 %	4.1 %
32 その他	68	69	1	1.5 %	66	△ 3	△ 4.3 %	7.8 %

③ 商業

平成28年(2016)経済センサス調査によると、事業所数8,125事業所、従業者数92,141人、年間商品販売額5兆2,181億5,365万円となっています。卸売業では、事業所水位が北区、従業者数、年間商品販売額は大宮区が最も多く、小売業では、事業所数、従業者数、年間商品販売額のすべてで大宮区が最も多くなっています。

④ 伝統産業

市内には江戸文化などの影響を受けた伝統的工芸技術を継承する事業所が点在するほか、荒川などの自然環境や、宿場町・門前町・城下町として栄えた地理的条件により発祥、定着したいわゆる老舗が存在しています。本市では、伝統的な技術や精神に基づき、文化や風土、歴史的経緯から、本市の固有のものとして発祥し、一定の集積をなし、現在もその伝統性を

維持しながら経済活動を行っている「岩槻の人形」「大宮の盆栽」「浦和のうなぎ」の3つの産業を「さいたま市伝統産業」に指定しました。



岩槻の人形



大宮の盆栽



浦和のうなぎ

(5) 観光

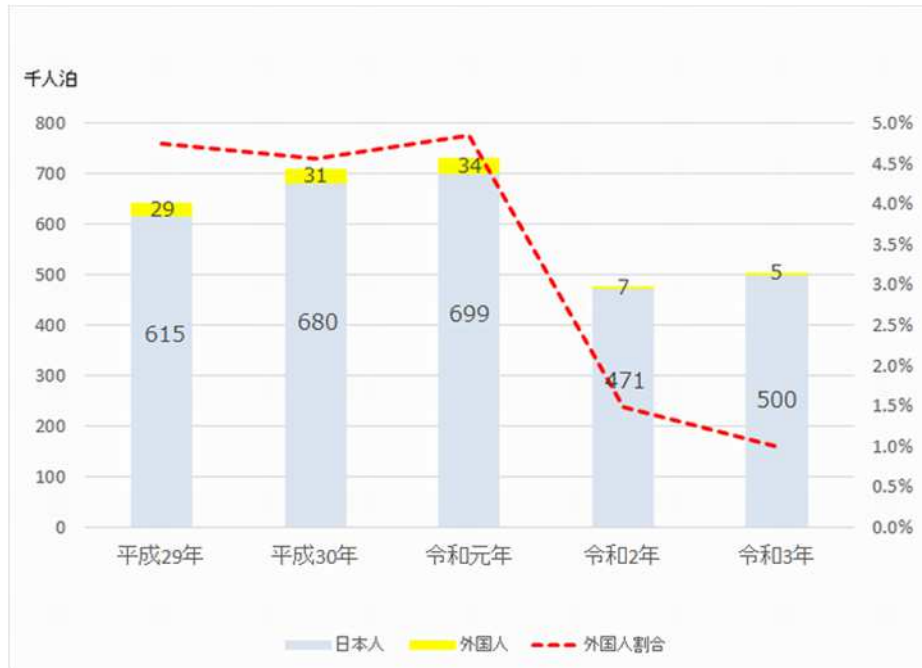
本市は、東京に近接し、東北・上越など新幹線5路線をはじめ、JR各線や私鉄線が結節する東日本の交通の要衝となっており、観光地としてのアクセスに恵まれた地域です。

古くは、氷川神社の門前町、中山道や日光御成道の宿場町、岩槻藩の城下町として繁栄し、明治期以降も埼玉県行政・商業・業務の中心地の役割を担いつつ、同時に、東京に近接した生活都市としても発展してきた本市には、盆栽や人形づくり、サッカーなどをはじめとする多様な歴史的・文化的な観光資源があります。

これらの多様な地域資源や都市機能を生かしながら、年間約1,390万人の観光交流客数、年間約505万人の宿泊客数(いずれも令和3年度(2021))を迎え入れる都市となっています。

年	観光地点(人)	イベント(人)	合計(人)
平成29年	15,585,951	9,378,950	24,964,901
平成30年	15,866,993	9,857,255	25,724,248
令和元年	16,109,558	9,498,935	25,608,493
令和2年	8,461,903	5,066,824	13,528,727
令和3年	12,200,345	1,696,664	13,897,009

観光入込客数の状況



さいたま市延宿泊者数

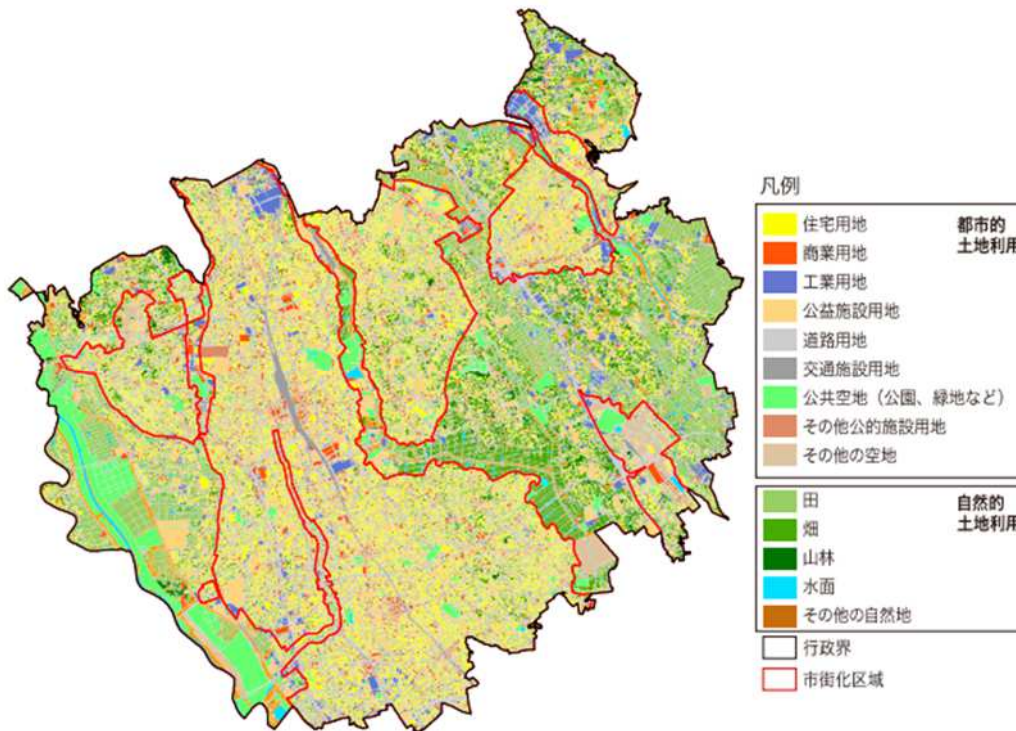
(6) 土地利用

本市の土地利用は、都市的土地利用¹が約 15,066ha (69.3%)、自然的土地利用²が約 6,683ha (30.7%) と、都市的土地利用が自然的土地利用を上回っています。

都市的土地利用の主なものは、住宅用地で、全体の約 4 割を占めており、自然的土地利用の主なものは田・畑をあわせて全体の約 9 割を占めています。(出典：都市計画マスタープラン)

※1：都市的土地利用とは、住宅地、工業用地、事務所・店舗7用地、一般道路用地など、主として人口的施設による土地利用をいう。

※2：自然的土地利用とは、農業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたものをいう。都市的土地利用以外の土地利用を総称したものをいう。



土地利用状況図

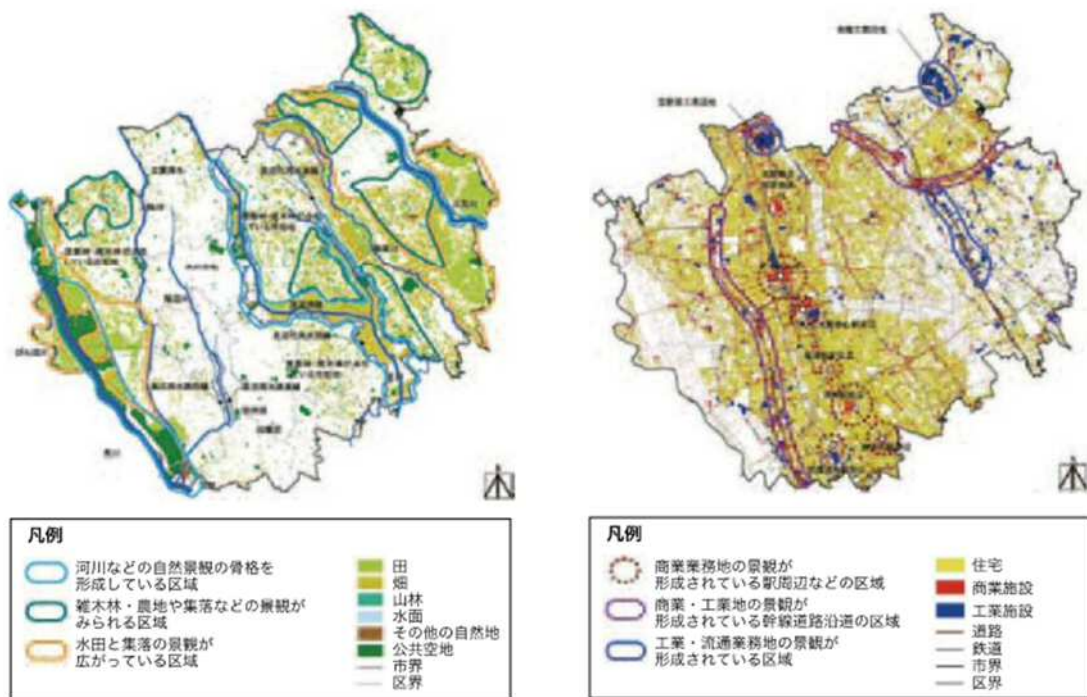
※1：都市的土地利用とは、住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路用地など、主として人口的施設による土地利用をいう。

※2：自然的土地利用とは、農業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたものをいう。都市的土地利用以外の土地利用を総称したものをいう。

（7）景観

本市は、河川と低地が景観の骨格を形成するとともに、雑木林・屋敷林と農地を中心としたみどりの景観がみられ、武蔵野の里やまの面影を残しています。また、低地部には水田が広がり、豊かな田園の景観を形成しています。とくに、見沼たんぼには、芝川や見沼代用水を中心とした水辺、また、水田、畑などの農耕地、さらに斜面林と様々な自然環境が残されており、今なお、色々な動植物が生息しています。また、見沼代用水沿いは散策できる日本一の桜回廊となっており、春にはお花見をしながら散策する人々でにぎわっています。

市街地には、全体的に落ち着きのある低層の住宅地の景観が形成されていますが、南北方向の鉄道に沿って商業業務機能と居住機能が混在し、駅周辺では、高層建築物が建ち並ぶ都市的景観も見られます。



自然的景観現況図

都市的景観現況図

(出典：さいたま市都市景観形成基本計画)

3 歴史的背景

(1) 旧石器時代

大宮台地を構成する土壌は、富士山や浅間山の噴火による火山灰が厚く堆積したもので、関東ローム層と呼んでいます。旧石器時代の遺跡は、このローム層中に埋蔵されています。

本市最古の遺跡は、明花向遺跡（南区大谷口）で、約3万6,000年前の石器が見つっています。この時代の遺跡では、定住生活ではないため住居跡は見つかりませんが、被熱した礫がまとまって出土する礫群や、石器や剥片等が集中して出土する石器集中区により当時の生活を垣間見ることができます。市内では156か所の遺跡が確認されており、三室北宿西遺跡（緑区三室）、中川貝塚（見沼区中川）、大和田高明遺跡（見沼区大和田町1丁目）から出土したナイフ形石器などが市指定文化財となっています。

なお、旧石器時代に限らず、さいたま市では石材が市内の河川域等では採取できず、遠隔地から持ち込まないと存在しないため、貴重なものでした。

(2) 縄文時代

縄文土器が日本列島に現れるのは、今から1万6,000年ほど前に遡ります。土器の使用により食材を煮る（茹でる）ことができるようになり、食文化を大きく広げました。

1万年以上続いた縄文時代は、草創期・早期・前期・中期・後期・晩期の6時期に分類されます。本市の縄文時代の遺跡は主に台地の縁辺部に分布し、その数は約●か所と多く、また全時期にわたり見つかっています。この時代に限ったことではありませんが、本市がある大宮台地は、関東の中央部に位置しているためか、四方の様々な地域文化の影響を受けています。

草創期は、えんぎ山遺跡（緑区大崎）など数遺跡が確認されており、早期になると市内の遺跡は一気に増加します。縄文土器は、地域や時期によってそれぞれ特徴のある文様が施されており、その違いを型式として細かく分類しています。

昭和30年代から40年代の調査・研究の中で、稲荷原遺跡（見沼区春岡3丁目）で出土した土器が早期前半の土器型式「稲荷原式土器」として提唱されました。当時は他にも「指扇式土器」、「文蔵式土器」、「真福寺（泥炭層）式土器」などがそれぞれ提唱されましたが、これらは他の土器型式に吸収され、現在、「稲荷原式土器」が唯一、市内の遺跡の名称が付けられた土器型式として使われています。

早期の後半（約8,000年前）になると、海水面の上昇により海水が内陸部に入り込む、所謂「縄文海進」が起こり、五味貝戸貝塚（西区指扇）などの貝塚が形成されるようになり、これ以降、前期にかけて貝塚が多くみられます。

本市に所在する前期の貝塚の主な特徴は、市の西側の荒川低地周辺に分布する貝塚では、汽水域（海水と淡水が混ざり合う水域）に生息するヤマトシジミが主体となり、市の東側の中川低地周辺（元荒川流域）に分布する貝塚では、海水域に生息するハイガイやマガキが主体となる傾向があります。この時期の主な貝塚は、琵琶島貝塚（西区指扇）・側ヶ谷戸貝塚（大宮区三橋4丁目）・貝崎貝塚（見沼区深作3丁目）・宮ヶ谷塔貝塚（見沼区宮ヶ谷塔ほか）・大戸貝塚（中央区大戸1丁目）・大谷場貝塚（南区南本町1丁目）・太田窪貝塚（南区太田窪）・黒谷貝塚（岩槻区黒谷）・掛貝塚（岩槻区掛）などがあります。

中期の中頃から終わりにかけては、集落の数が増え、また規模が大きくなる傾向があります。代表的な遺跡の櫛谷遺跡（緑区大門）では、中期初頭から終末まで生活の痕跡がみられます。ほかにも下加遺跡（北区日進町1丁目）・南中丸下高井遺跡（見沼区南中丸）・中川稲荷山遺跡（見沼区中川）・馬場小室山遺跡（緑区三室）・御屋敷山遺跡（中央区円阿弥2丁目）・

本空遺跡（桜区中島1丁目）などこの時期の遺跡は非常に多いです。

後期から晩期にかけて遺跡の数は減少しますが、中央部が窪地になっている環状盛土遺構と呼ばれる拠点的な集落が点在しています。国指定史跡真福寺貝塚（岩槻区城南3丁目ほか）・県指定史跡馬場小室山遺跡（緑区三室ほか）・氷川神社遺跡（大宮区高鼻町4丁目）は盛土が現存しています。ほかにも、奈良瀬戸遺跡（北区奈良町）・東北原遺跡（見沼区東大宮4丁目）・小深作遺跡（見沼区小深作）・裏慈恩寺遺跡（岩槻区裏慈恩寺）・黒谷田端前遺跡（岩槻区黒谷）・前窪遺跡（浦和区木崎5丁目）・南方遺跡（緑区大門）などがあります。

また、近年、低湿地にある泥炭層遺跡の調査では、台地での調査では得られない木製品や堅果類などの大型植物遺体が出土しています。南鴻沼遺跡（中央区大戸1丁目）の発掘調査では、泥炭層中より漆が塗られた櫛・丸木弓・椀や丸木舟が出土しました。また、掻き傷の痕が残るウルシの木は、採取痕のあるウルシの木としては現在、日本最古の資料になります。さらに矢柄がついた状態で出土した石鏃も貴重な資料です。市内では、寿能泥炭層遺跡（大宮区寿能町2丁目）や大木戸遺跡（西区指扇）でも泥炭層の発掘調査を行っています。

なお、令和5年度から6年度にかけて、国指定史跡真福寺貝塚でも泥炭層内の発掘調査を実施しています。これは、今後史跡整備を実施するにあたり、遺跡の内容を把握するために行うもので、南鴻沼遺跡の成果同様、当時の自然環境やくらしの様子を知る貴重な資料の出土が期待されています。

（3）弥生時代

弥生時代は水稻耕作や金属器の使用が始まった時代で、早期、前期、中期、後期の4時期に区分されています。現在、市内最古の弥生土器は、中期（約2,000年前）の南遺跡（岩槻区表慈恩寺）出土の壺形土器です。

当初は、台地下の谷地に水田を造り、縄文時代と同様に台地の縁に集落を形成していました。中期では諏訪坂遺跡（中央区上峰1丁目）など、中期から後期にかけては上野田西台遺跡（緑区上野田）など、後期では住居内から銅鏡や銅鏃が出土した三崎台遺跡（見沼区片柳）などがこれに該当します。

また後期になると、低地に大規模な水田を営むため、土屋下遺跡（西区土屋）のように自然堤防（氾濫の土砂が堆積した微高地）上に集落が造られるようにもなりました。

農耕文化が本格化してくると、集落を取り囲む環濠が造られるようになります。大和田本村北遺跡（見沼区大和田町2丁目）、馬場北遺跡（緑区馬場2丁目ほか）、木曾良遺跡（岩槻区

府内2丁目)、中里前原遺跡(中央区新中里1丁目)など20か所ほど見つっています。

また有力者を埋葬した方形周溝墓が造られ、大宮公園内遺跡(大宮区高鼻町4丁目ほか)、本村遺跡(桜区下大久保)、大木戸遺跡(西区指扇)などで見つっており、上太寺遺跡(中央区新中里1丁目ほか)からガラス玉、井沼方遺跡(緑区東浦和2丁目ほか)からは鉄剣やガラス玉が出土しています。

(4) 古代

① 古墳時代

古墳時代の遺跡は、主に集落跡と古墳(跡)に分けられます。約1,700年前の古墳時代前期から約1,300年前の古墳時代後期まで、集落跡は市内に点在しますが、中期以降、特に荒川低地内の旧入間川沿いにある自然堤防上に大規模な集落が造られるようになります。これは、川の氾濫による肥沃な土地が稲作の生産力を高め、さらに水運による交易が盛んになったことで、地域の拠点となったためです。

また、そこを束ねる豪族は、荒川低地を望む台地や自然堤防上に古墳を築造しました。稲荷塚古墳(大宮区三橋4丁目)、茶臼塚古墳(大宮区三橋4丁目)、台耕地稲荷塚古墳(大宮区三橋4丁目)、白鍬塚山古墳(桜区白鍬)、本柵古墳(桜区中島2丁目)など、現在墳丘が残っている古墳以外にも発掘調査により周堀が多数発見されており、往時は古墳が連なっていたことが分かっています。これらは、南から植水古墳群(西区水判土)、側ヶ谷戸古墳群(大宮区三橋4丁目)、大久保古墳群(桜区白鍬・大久保領家ほか)、土合古墳群(桜区中島2丁目ほか)、白幡古墳群(南区白幡2丁目ほか)と呼んでいます。

市内で一番古い古墳は、白鍬塚山古墳で、出土した朝顔形円筒埴輪の特徴から約1,550年前に築造された古墳です。また、側ヶ谷戸古墳群内や本柵遺跡(桜区中島1丁目ほか)からは、馬形埴輪や人物埴輪など形象埴輪が出土しています。

さらに、指扇(西区)や綾瀬川(見沼区・岩槻区)・元荒川(岩槻区)周辺でも、古墳や埴輪の出土例があります。

② 奈良・平安時代

奈良・平安時代になると律令制による地方支配が進み、武蔵国の中で、岩槻区が埼玉郡、他の9区は足立郡に属しました。さらに足立郡は7郷、埼玉郡は5郷で構成され、足立郡では郡家郷・殖田郷・大里郷・発度郷、埼玉郡では余戸郷が市域に関連すると考えられていま

す。また土地の区画制度で条里制が実施されましたが、市内でも荒川低地の大久保条里遺跡（桜区宿ほか）で実施した発掘調査では、条里制の水田の痕跡を確認しています。

荒川低地内の自然堤防上では、大久保領家遺跡（桜区大久保領家）・道場寺院跡（桜区大久保領家）・宿宮前遺跡（桜区宿）・宿宮前寺院跡（桜区宿）・根切遺跡（西区島根ほか）など古墳時代と同様に大規模な集落が営まれます。特に大久保領家遺跡では大型の掘立柱建物跡が見つかっており、寺院や官衙など特別な遺構が想定されます。さらに、これらの遺跡では、布目瓦や軒丸瓦、仏像の螺髪が出土しており、遺物からも古代寺院の存在が垣間見えます。

また、上木崎遺跡（浦和区上木崎3丁目）、上木崎三丁目遺跡（浦和区上木崎3丁目）からは、瓦塔の一部も出土しています。

発掘調査の成果以外にも、文献でも地域の動向が散見されます。767年、足立郡出身の丈部直不破麻呂は、武蔵宿禰の姓を賜り、武蔵国造となりました。不破麻呂の娘である武蔵宿禰家刀自は、後宮女官として父とともに中央での政治的また経済的に地位を高めていきました。しかし、家刀自の死後、武蔵氏は中央との関係が希薄となっていき、中央での動向がみられなくなりました。これは、藤原氏の台頭や制度の変更により地方豪族が中央政界へ進出できなくなったためでした。その後、10世紀前半に平将門の動向の中で、足立郡司であった武蔵武芝の名前が資料に見られますが、12世紀になると、武蔵氏に代わって足立氏が台頭してきます。

畿内で受け入れられた仏教は、東国へ広がり、さらに国主導から民衆の信仰へと変化していきます。この時代に開創したとされる寺院として、真言宗では、玉蔵院[真言宗]（浦和区仲町2丁目）、林光寺[真言宗]（西区植田谷本）が挙げられます。また、慈恩寺[天台宗]

（岩槻区慈恩寺）、吉祥寺[天台宗]（緑区中尾）、清泰寺[天台宗]（緑区東浦和5丁目）、慈眼寺[天台宗]（西区水判土）、東泉寺[天台宗]（浦和区瀬ヶ崎2丁目）、延命寺[天台宗]（浦和区本太1丁目）など慈覚大師が開基したとされる天台宗の寺院が多く点在します。

さらに、玉蔵院の木造地藏菩薩立像、医王寺（桜区西堀2丁目）の木造大日如来坐像、東福寺（南区関1丁目）の木造如来形坐像は平安時代末期の仏像として指定文化財となっています。

また、「延喜式」神名帳に記載のある式内社として、氷川神社（大宮区高鼻町1丁目）、調神社（浦和区岸町3丁目）、足立神社があります。なお、足立神社については、所在が市外も含めて諸説あります。

(5) 中世

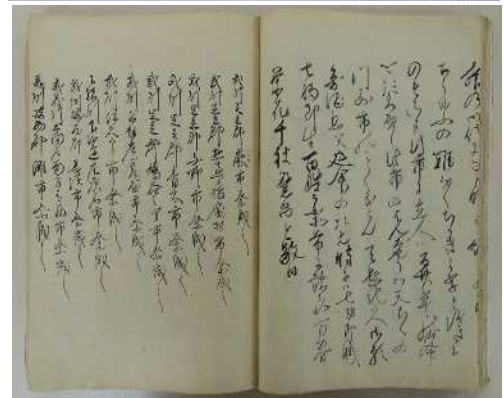
① 鎌倉・南北朝・室町時代

源平合戦を経て、鎌倉幕府が開かれ、さいたま市域のある武蔵国は、鎌倉幕府の支配下に置かれました。源頼朝による鎌倉幕府の開幕に参画した、足立遠元の屋敷跡があったという伝承の残る地域がさいたま市西区にあります。関連する文献資料などがあまりなく、詳しいことはわかっていません。また近江源氏佐々木盛綱が開基とされる守光院（緑区太田窪）、畠山重忠の開基と伝わる金剛寺（桜区道場）などもあり、鎌倉武士との関わりから創建されたとみられる寺院があります。

鎌倉幕府の崩壊後、建武政権の成立や室町幕府の開幕、南北朝の戦いや観応の擾乱などの混乱がありました。関東地方は室町幕府政権の中で鎌倉府の支配となり、その長である鎌倉公方、それを補佐する関東管領上杉氏を軸に、支配が行われていました。

中世のさいたま市域に関する歴史については、全体的な流れについては不明な点が多いですが、断片的なことについては、残された文献資料などから分かっています。建武2年（1335）に足利尊氏によって鶴岡八幡宮に寄進された笹目郷（現、さいたま市南区・戸田市周辺）、尊氏とその弟の直義による争いの観応の擾乱の中で荒川（旧入間川）の渡河地点で行われた観応2年（1351）の羽祢蔵の合戦、安保氏によって支配されていた大窪郷（さいたま市桜区）、本太氷川神社との関係があった大宮から浦和にかけて広がっていた高埴郷（さいたま市大宮区・浦和区周辺）などが知られています。延文6年（1361）に作成され、応永22年（1415）に移されたとされる「市場之祭文」には、市が立てられた市内の地名として、指扇（西区）、与野（中央区）、野田、大門（緑区）、片柳（見沼区）、末田、金重、富士宿、久保宿（岩槻区）が載せられています。

また、市内には中世の板碑が各地に残されています。地域の信仰の問題を考えるうえでも重要な板碑ですが、文献資料が不足するなかで、地域の



歴史を考える上でも貴重な資料です。

また寺社に関する資料も少ないながらも残されています。戦国の時代の中で、翻弄されながらも、継続した活動を行う寺社の動きから、市内の歴史についても判明する部分があります。

② 戦国時代

戦国時代、さいたま市域では、諸勢力による激しい攻防がありました。戦国期の関東地方は、鎌倉公方の系譜をひく古河公方や、関東管領をめぐる対立した山内・扇谷両上杉氏、新興勢力である後北条氏等の諸勢力があり、それぞれの拮抗する関係性の中にありました。そうした中で、荒川（現在の元荒川）沿いに築城された岩付城は岩付太田氏による支配を基本としながら、関東地方の戦国史の中で、一つの拠点として、注目を浴びる存在でした。太田氏の中での内紛や跡目争い、さらに周辺の諸勢力との攻防や支配関係の中で、岩槻城を支配する人物も交代していました。

その一方で、小田原城を拠点とする後北条氏の勢力が徐々にさいたま市域にも及ぶようになりました。大永4年(1524)8月26日には北条氏綱によって、三室郷に対して軍勢の濫妨狼藉を禁止する制札が出されました。この翌年には北条氏綱が岩付城を攻撃するなど、緊迫した情勢にあったことが分かっています。一進一退の情勢ではありましたが、徐々に後北条氏の支配が進み、最終的に岩槻城は北条氏の支配に置かれるようになりましたが、それに対抗する太田資正の活動もまたよく知られています。



岩槻城はもとより、さいたま市域の各地では戦国の災禍にあったことが記録などから分かっています。その後、豊臣秀吉によって北条氏が攻められた際に、小田原城攻めと同時に北条方の岩槻城も攻められ、攻略されたことにより、さいたま市域の戦国時代は実質的に終焉を迎えることとなります。

(6) 近世

① 近世初頭の社会整備

天正18年(1590)の小田原合戦により、北条氏による関東支配は終焉を迎えました。北条

氏に代わって、関東を支配することになった徳川家康の関東入国を経て、関東地方は徳川政権の基盤として、領内整備が行われました。

慶長5年(1600)の関ヶ原の合戦、慶長8年(1603)の徳川家康の征夷大將軍就任を経て、江戸幕府が成立し、200年以上の徳川政権が形成され、関東地方の開発が進められました。

市内に目を向けると、岩槻城を拠点にして、岩槻藩領が広がっていましたが、それ以外の場所は幕領(幕府の領地)、旗本・御家人領、寺社領などが錯綜する、非領国地域といわれる支配体制でした。

また幕府の主導により、大型の開発事業が行われました。荒川の瀬替えによって、旧来の荒川は元荒川に、また旧来入間川と呼ばれていたものが瀬替えされた荒川となりました。一方、武蔵国で最も大きな沼であった見沼は、下流域の用水源として利用するために、見沼溜井の整備が行われました。



江戸時代初期には五街道の一つ、中山道の整備が行われ、浦和宿と大宮宿の宿駅機能の整備も行われました。また氷川参道に近くにあった中山道の付け替えも江戸時代初期に行われました。一方、日光御成道の整備も進められ、岩

槻城下や大門宿の整備も行われました。中世以来のいわゆる鎌倉街道でもあった羽根倉道も整備が進められ、与野や荒川の渡船場である羽根倉渡船場なども機能が向上することになります。また赤山陣屋に向かう赤山道など、

賑わいの中心地となったのは、岩槻城を中心とした岩槻城下、中山道の宿場として栄えた浦和宿、大宮氷川神社の門前町と中山道の宿場としての機能を併せ持つ大宮宿、脇往還の宿



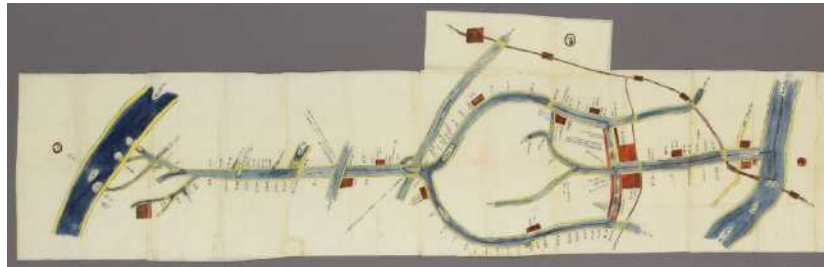
場町である与野町、などが挙げられます。その他、大門宿なども、日光御成道の通行などで賑わいをみせました。

② 地域の開発と賑わいの創出

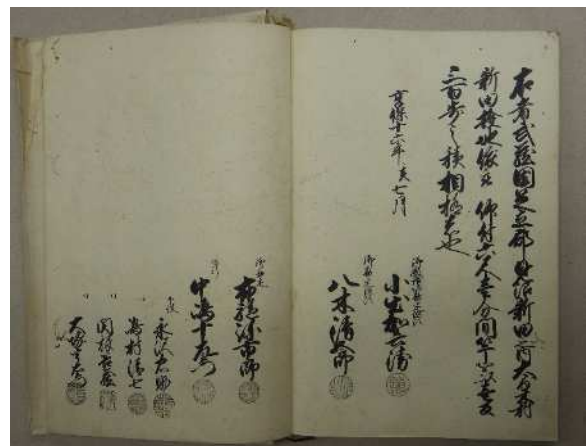
・土地の開発と農業技術の向上

江戸時代初期には、各地に沼地がありました。沼地は農業のための水源として利用されていましたが、徐々に限界を迎え、新たな用水源を確保する必要がありました。市内周辺でも大規模に用水整備が行われたのが、見沼代用水でした。

現在の見沼田圃周辺は、見沼という武蔵国の中でもっとも大きな沼でしたが、ここを新



田とするために、開発が行われることになりました。これを指揮したのが井澤弥惣兵衛為永でした。為永は見沼を新田開発するとともに、新たに用水路を整備することにしました。そのため、利根川から取水して、見沼代用水を整備することになりました。享保13年(1728)に見沼代用水が完成しました。溜井として利用されていた見沼では、水が抜かれて見沼新田とされ、広大な新田が誕生しました。

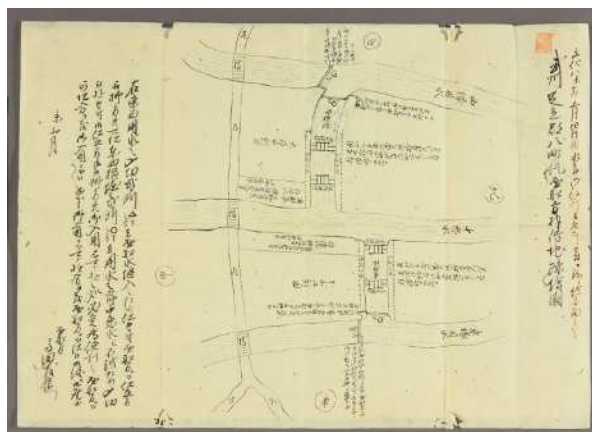


こうした新田開発は各地で行われ、農業の増産が達成されました。また江戸時代には農業技術も向上し、各地で商品作物の生産なども活発に行われるようになりました。各地で特色ある農業や産業の育成も行われていました。大和田村周辺で生産されていた長芋、見沼新田近辺で生産された赤山渋、岩槻で行われていた岩槻木綿などは特に著名でした。これらの生産されたものは周辺で消費されたものもありましたが、大都市江戸において消費されるものもありました。

・通船・流通

江戸時代には物流や商品流通も飛躍的に発展しました。田んぼで生産された米は、年貢米として江戸に運ぶ必要があり、そのため輸送路の整備が必要でした。荒川や元荒川、綾瀬川などには河岸場がありましたが、いずれも年貢米の輸送が行われていました。荒川の羽根倉河岸や岩槻城の新曲輪河岸などでは年貢米だけでなく、様々な商品流通が行われていました。

新たに整備された見沼代用水でも通船が行われるようになり、周辺地域の年貢米が運ばれることになりました。見沼通船堀は見沼代用水と芝川を接続する必要から享保 16 年（1731）に造成されました。見沼通船堀の造営には、見沼田圃開発に功績のあった、高田・鈴木両家に関わりました。両家はそれ以降、見沼通船の通船方として、見沼通船や見沼通船堀の運営に関わりました。



見沼通船堀の所在する八丁堤は、見沼通船と赤山道という水陸の結節点であり、地域の賑わいの中心地でもありました。

・文化、宗教

近世期には、さいたま市域の各地で、文化活動が行われるようになりました。与野を拠点として鈴木莊丹が俳人としての活動を行っていました。高野隆仙は高野長英の門人であり、文化活動を行っていました。その他、大宮氷川神社や大宮宿には多くの文化人が集まり、一種のサロンのような機能を果たしていました。これは浦和宿や城下町岩槻なども同様でした。賑わいの土地には、多くの人が集まり、自然発生的に文化活動が行われていきました。こうして醸成された文化の風土は、近代以降にも受け継がれていきました。



教育の面では、岩槻藩の藩校「遷喬館」が著名ですが、その他にも各地に寺子屋や私塾が設けられました。これらは、地域の教育の下支えをする存在でした。



③ 江戸時代後期の諸相

農業生産の発展や宿場の賑わいの創出の一方で、江戸時代後期には様々な社会情勢の変化によって、世情が不安定になりました。中山道で発生した伝馬騒動や、天明 3 年（1783）の浅

間山大噴火、寛保2年（1742）の大洪水に代表される洪水、などにより引き起こされた凶作や社会不安によって、地域社会は動揺することになります。さらには嘉永6年（1853）のペリー来航や、文久元年（1861）の和宮降嫁と江戸への通行、慶應2年（1866）の武州世直し一揆などの出来事を経て、幕末を迎えることになりました。

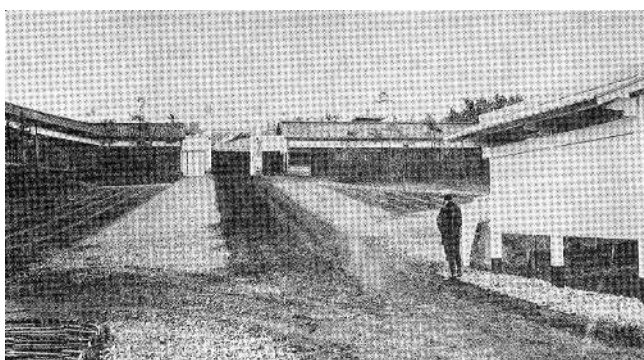
（7）近代

① 近代の幕開け

明治元年（1868）10月13日に明治天皇は東京に行幸し、東京城に入りました。その後、10月27日に東京城を出発し、10月28日に大宮の氷川神社に行幸します。行幸の様子は山田衛居の手による「氷川神社行幸絵巻」でうかがい知ることができます。氷川神社への行幸は、地域にとって画期となる出来事として、周辺の住民の記憶として残りました。



明治4年（1871）には明治政府によって廃藩置県が実施され、11月14日に埼玉県が設置されました。当初、埼玉県庁の場所は岩槻町と定められましたが、適当な建物が無いとして、浦和に置かれることになりました。こうして、明治維新前後の動乱の



時期を経て、さいたま市域は、埼玉県の一部となりました。浦和に置かれた県庁については、移転の問題が取りざたされることもありましたが、浦和に置かれ続けました。

明治政府のもと、近代化を進める国内にあって、さいたま市域でも近代化が進みます。鉄道開業にあたって、明治16年（1883）には浦和駅が開業し、続いて明治18年には大宮駅が開業しました。これ以降も、各地に鉄道や駅舎が整備されていきました。また鉄道とともに各地の道路整備が進められていきました。



近代教育の整備も進められていきます。埼玉県では明治7年に教員養成のための埼玉県師範学校を岸村（現、浦和区岸町）に開設しました。明治11年に稲荷丸（現、浦和区高砂）に移転した際には、校舎が新築され、鳳翔閣と命名されました。その一方で、市域の各地に学校が設けられました。明治6年時点では、33校の小学校が設置されていました。



② 産業の発展

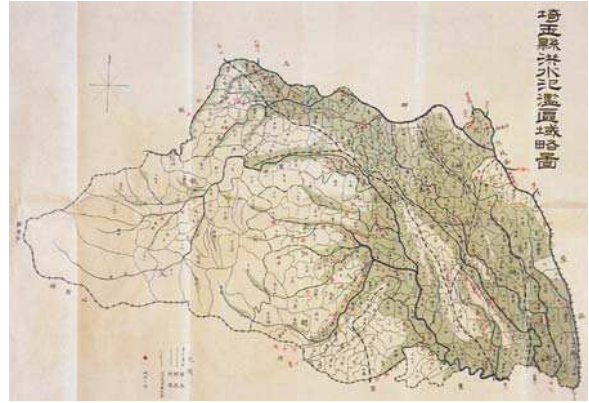
近代において殖産興業が進められていきます。大宮駅周辺では、鉄道に関係する工場が開設されていきました。明治27年（1894）には日本鉄道大宮工場が開設されました。また1900年代には大宮駅の近くには信州系の製糸工場が開設されていきます。開港場の横浜と鉄道で結ばれていた大宮は製糸工場の立地としては、格好の場所でした。その他にも各地で産業が発展することになりました。近代産業の発展が、街の賑わいの醸成につながりました。地域の発展が促進されるとともに、人口の増加なども達成されますが、労働環境の問題が発生するなど、社会問題化することもありました。



③ 災害と新たな動向

この間、さいたま市域は大規模災害に襲われることもありました。明治21年の浦和宿の大火、明治43年の荒川を中心にした洪水は周辺に大きな被害をもたらしました。このような災

害に対して、消防や水防の対策が講じられていきました。また大正 12 年（1923）の関東大震災では、市域でも激しい揺れがあるなど、被害が発生しています。震災後には、大きな被害のあった東京や神奈川からの避難民がいて、救護・救済活動が行われています。また震災復興期において、市域への移住者もいました。盆栽



業者が集団移住して造成された大宮盆栽村は特に有名で、現在も多くの盆栽園が営業しています。また浦和の別所沼や鹿島台の近くには画家が集住して芸術の街として形成されていきます。この地区は浦和画家の活動の土地として有名です。



（8）現代

明治時代から、大宮は鉄道の町と呼ばれてきました。昭和 57 年（1982）に、東北新幹線が大宮駅暫定始発で開業し、今日までに東北（北海道）・上越・北陸・秋田・山形新幹線が通り、鉄道博物館が開館するなど、現在も東日本の玄関口として、日本有数のターミナル駅「大宮駅」を中心に四方に向かって鉄道網が広がる鉄道の町です。

また、道路についても国道 16 号線と 17 号線が交差する交通の要所となっています。南北の道路は、江戸時代に整備された中山道を軸に西側に国道 17 号線・新大宮バイパス・首都高速大宮線、東側に産業道路・第二産業道路が交通量の増加とともに整備されてきました。同様に日光御成道については、国道 122 号線・東北自動車道として整備されています。さらに東西の道路は、国道 16 号を軸に国道 463 号・国道 298 号・東京外環自動車道が整備されています。

このように、関東の中央部に位置する本市は、鉄道網や道路網の交差点として、また東京からの通勤圏として、発展してきました。

平成の大合併前の旧4市は、浦和が昭和7年（1932）、大宮が昭和15年（1940）、岩槻が昭和29年（1954）、与野が昭和33年（1958）に市制を施行しました。この4市は、明治時代より昭和30年代後半まで周辺の村々を各々合併して、面積と人口を増やしてきました。平成12年（2000）、旧国鉄大宮操車場跡地にさいたま新都心が街びらきをし、中央省庁の関東出先機関の移転やさいたまスーパーアリーナ・商業施設などが造られ、にぎやかで魅力ある新たなエリアとなっています。

そして、平成13年（2001）5月1日、浦和市・大宮市・与野市の3市が合併し、さいたま市が誕生しました。平成15年（2003）4月1日には、全国で13番目の政令指定都市となり、9区を設置し、さらに平成17年（2005）4月1日には、岩槻市を編入して岩槻区が加わりました。その後も周辺地の区画整理が盛んに行われ、新駅ができるなど、宅地化が現在も続いています。また旧4市の中心エリアなどでは、本市を代表する文化である「盆栽」・「人形」・「漫画」・「鉄道」・「サッカー」・「うなぎ」など、各地域の文化も盛込んだ計画的なまちづくりを継続して行っています。

近世に新田開発された見沼田圃は昭和40年（1965）の「見沼田圃農地転用方針」、所謂、見沼三原則により保全がはかられ、平成7年（1995）の「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」の策定を経て、現在、人と自然の共生、都市と自然の共存をめざした東京近郊に残る貴重な大規模緑地となっています。

本市は令和3年（2021）に市制20周年を迎え、今や人口約134万人を擁する首都圏を代表する大都市へと発展を遂げ、現在に至ります。

4 文化的背景

（1）伝統

① 伝統産業

さいたま市では、「岩槻の人形」「大宮の盆栽」「浦和のうなぎ」の3つの産業を「さいたま市伝統産業」に指定しています。

「岩槻の人形」は、その起源には諸説ありますが、明治時代には、東京での需要を受け発

展し、それとともに東京のより高い技術が導入されたと考えられています。桐材を多く産出したこと、水のよさ等が資源的に好環境であったことも発展の背景にはありました。大正12年の関東大震災で打撃を受けた東京の職人が岩槻に移住し、さらに発展しました。岩槻人形博物館は、日本初の人形専門の公共博物館として、2020年2月22日に開館しました。近代人形産業の拠点として発展した、岩槻に伝わる人形作りの技を紹介し、後世へ残していくだけでなく、日本文化の中に息づく人形の美と歴史を大観し、広く発信していくミュージアムを目指しています。

「大宮の盆栽」は、かつて台東区や文京区に集まっていた職人が、関東大震災で被災し、栽培に適した広い土地、新鮮な水と空気を求めて集団で移り住んだことで、1925年に「大宮盆栽村」が誕生したことで発展し、最盛期の1935年頃には約30の盆栽園がありました。戦中には存続が危ぶまれましたが、その後の職人の努力により、今では名品盆栽の聖地として知られ、日本だけでなく世界中の愛好家から「BONSAI」として親しまれています。

「浦和のうなぎ」は、かつて浦和近郊は沼地が多く、川魚が多く生息する水郷地帯であったことに端を発します。現在の桜区には「漁家」もありました（「1970年世界農業林センサス」）。

うなぎは、縄文時代から食べられており、真福寺貝塚（南区別所）などから、うなぎの骨が見つかっています。文書に見られる記録としては、「会田家文書」（指定）には、天保四年には、江戸赤坂の紀州藩邸にうなぎを献上していたことが記されています。また、弘化年間（1844-1848）に作られたとされる「浦和宿絵図」の写しには、中山道沿いに「蒲焼商」も描かれています。今ではうなぎは採れなくなりましたが、蒲焼の味は伝統が受け継がれ、市民に愛されています。

また、これら以外にも、「額縁」、「御宮製作」、「桐箆筒」、「臼杵」、「籐工芸」、「熊手」、「組紐」、「剣道具」、「琴・三味線」、「ひな人形用造花」、「つまみ簪（かんざし）」、「江戸東櫛」、「五関張り子」、「日本刀」、「七宝」、「だるま」、「和竿」、「筆」の工房などが市内に所在しています。

② 年中行事

年中行事は、正月やお盆のように、毎年繰り返される行事のことで、人々の暮らしに根差しています。生業と深く関わっているものも多くあります。

現在のさいたま市では、古くから住んでいる市民と、移り住んできた市民がおり、農家等も少なくなり、生業にまつわる年中行事は失われつつあります。旧市の市史に年中行事が紹介されていますが、市史が発行された昭和40～50年代の時点ですでに行わなくなっているものもあると思われます。

このような中でも、寺社の祭礼とそれにまつわる年中行事は残っています。例えば、氷川神社（大宮区高鼻町）の夏の神幸祭では、各地域から山車や囃子が集まります。また、地域の寺院でも、灌仏会（花祭り）、神社では、名越祓い、火渡りが行われたり、祭礼の時に獅子舞が奉納されたりしています。市民に親しまれている各地域の夏祭りをはじめ十日市・十二日まちなも年中行事といえます。

また、都市部にあっても、庚申塔・道標などが多く見られます。開発等により、失われてしまったものや場所を移したものがありますが、民間信仰を伺い知ることが出来ます。

これらの中には、有形・無形の民俗文化財として、指定されているものもあり、保存団体をはじめとする市民の皆様の手で守られています。

		浦和市史		与野市史		大宮市史			岩槻市史			
月	日	名称	詳細	日	名称	詳細	日	名称	詳細	日	名称	詳細
1	1	オミタマ		1	トシオトコ		1	元旦		14	オミタマ	
	1	トシオトコ		1	大盤振舞い		1	初詣		1	若水くみ	
	1	雑煮		7	七草		2	仕事始め		1	歳神棚	
	1	初詣		11	蔵開き		14	十四日年越し	蒭玉、十四日団子	2～15	大盤	
	6	ムイカオコシ		15	小正月		14		注連飾り、門松を下げる	1	初詣	
	4,6	タナサガシ			マユダマ		15	小豆粥	蒭玉団子も	2	チョウナ始め	大工
		卯の日			ハナ		18.5	松飾りをしまう		6	ヤマイリ	
	7	七草ガユ			仕事始め		16	閻魔詣り		7	七草粥	
	4, 11	クワイレ・クワピラキ		20	恵比寿講		18	観音講		10	金毘羅様	加倉の縁日
		オオパン（碗飯）	親戚同士の正月の新年会。戦中戦後の食糧難で消滅したところが多い				20	夷講		11	蔵開き	

		浦和市史		与野市史		大宮市史		岩槻市史					
月	日	名称	詳細	日	名称	詳細	日	名称	詳細	日	名称	詳細	
1	15前後	小正月					22	びしゃ講		14	マユダマダンゴ		
	14	マユダマ					23	二十三夜		15	アズキガユ		
	14	ハナカキ					25	初天神		15	成木責め		
	14、15	お飾り下げ	マユダマと交換				28	初不動		15-16	ヤブ入り		
	15	アズキガユ								16	十王飯		
		歳暮								15	角付け万歳		
		書き初め								20	恵比寿講		
	2~4	仕事始め								23	若衆講		
	2	初荷								25	天神講		
	2	ウタイソメ											
	~20	ネンシまわり											
	1	ヤブイリ											
	16	十王飯											
	16,18	お正月念仏											
	小正月、 17、18	馬寄せ											
	~20	代神楽											
	~20	三河万歳											
	20	エビスコウ											
	20	二十日こがし											
	21	初大師											
	25	天神様の祭日											
	25	文珠様の縁日											
	28	不動様の縁日											
	2	2	四方拝	戦前		節分		3	節分	追儺	1	次郎の朔日	
		1	次郎の朔日			初午	3月もあり	4	立春正月		3	節分	
		3	節分		8	八日節供		7	氷川神社 射祭			初午	
			初午	稲荷講	10	妙行寺金毘羅堂のダルマ市		8		事始め		太子講	
		8	八日節供	12/8にも	8	上寺の観音様	長伝寺	14	馬の年越し		8	八日節供	
8		針供養					15	涅槃会			甘酒祭り(オビシヤ)		
							16	南中野十王尊の縁日		15	淡島様	針の師匠さんのところで飲み食い	
							17	水判土観音の縁日		23	ダンナ講		
								初午	稲荷講、しもつかれ				
3	3	ヒナの節供		3	雛祭り		1	お獅子様	狛狗講、獅子大伸	3	三月節供		
	2/28、3/1、 5、5/15	ツジユモチ、ツジモチ			春彼岸		2	春祈禱	塚本	10	十日念仏		
		春の彼岸					3	雛祭			彼岸		
		社日まいり					10	春祈禱	丸ヶ崎氷川		社日参り		
							21	彼岸		15	ウメワカサマ		
							15	獨神楽	氷川神社	15	毘沙門天		
										21	馬寄せ		
4	8	花祭り		8	灌仏会	5/8も場合もあり	3	秋葉神社祀祭		8	灌仏会、花祭り		
	3~4月	春祭り					5	鎮花祭	氷川神社	8	木綿様の日		
	21	大師様					8	灌仏会、花祭り		18	秋葉様の縁日		
	15	ウメワカサマ					10	十日念仏		21	大師様の御影		
	25	モメンボウス					15	春祈禱	中山神社	5	五月の節句		
							18	秋葉神社春季例祭	獅子舞	5	大風揚げ		

		浦和市史		与野市史			大宮市史			岩槻市史		
月	日	名称	詳細	日	名称	詳細	日	名称	詳細	日	名称	詳細
5	5	五月の節供		5	男の節供		1	八十八夜				
		八十八夜					1	おたきあげ				
		種播き祝い					5	端午の節句				
6	1	ロクガツノツイタチ	朝饅頭に昼ウドン、埼玉県の風習	15	天王様の祭り	大戸氷川、朝まんじゅうに昼ウドン	30	大祓				
	3	サナブリ										
		オロクショサマの田植え日										
		半夏生										
	晦日	オオバライ	名越祓い									
		フセギと材祈とう										
7	15	夏祭り	祇園祭り、天王祭り	14,15	与野の夏祭り		14,15	天王祭、祇園祭		1	浅間様	朝まんじゅう
	20	土用					1	天王様	蕨沼 初山詣り	14	天王様	
							20	土用			サナブリ、アシアライ	
							27	諏訪神社祭礼	深作ささら獅子舞		虫追い	大宮市史にもあり
8	1	カマノクチアケ	ボンゴ	7	七夕		1	例大祭	氷川神社	1	カマノクチアケ	
	7	七夕			新盆の支度		2	神幸祭	氷川神社、山車	7	七夕	ボンゴ
		ニイボン			墓の掃除		7	七夕		13	迎え盆	
		盆の掃除		12~13	盆棚の飾りつけ		13	盆棚		13-14	エートエート	
		盆棚作り		13	お迎え			迎え		15	送り盆	
	13	仏様迎えと盆行事								15	野まわり	
		ムエンボトケ		15	精霊送り		15	送り				
	15	送り盆										
		神葬祭の家の七夕と盆		19,20,24	施餓鬼とウラボン	円乗院						
9	1	ハッサクの節供と二百十日					1	八朔、田面の節供		1	ハッサクの節供と二百十日	
	15	十五夜、十三夜		15	十五夜		1	ふせぎ祭	朝まんじゅう	15	十五夜	
	9,19,29	クンチ祝いとおヒマチ					9	おくんち				
		秋の彼岸					30	荒神様				
10	10	トウカンヤ		13	十三夜		10	十日夜		9,19,29	クンチ	
		お十夜		14,15	日待ち		20	えびす講		13	十三夜	
		神無月と荒神様					21	朝飯祭り	氷川神社	15-16	おヒマチ	
	20	秋のエビス講										
11	23	農業感謝祭		10	十日夜(トオカンヤ)	戦前まで	15	七五三		10	トウカンヤ	
				4,14,24	大師講		23	二十三日		15	ルスイギョウ	
	15	七五三										
										20	恵比寿講	
										31	荒神様	出雲へ旅立つ

		浦和市史		与野市史		大宮市史		岩槻市史				
月	日	名称	詳細	日	名称	詳細	日	名称	詳細	日	名称	詳細
12	4	ダイシコウ		1	カピタリ		10	十日町	大湯祭	1	カピタリ	
	8	八日節供			冬至	一山神社		冬至		13	ススハライ	
		トウカマチとジュウニソマチ			すす払い		13	松を取りに行く		8	八日節供	
		冬至	一山神社		餅つき		25～	餅つき		14	大師粥	
		針供養			松飾り、注連飾り			櫨を作る		24-28	餅つき	
		カピタリモチ川浸り餅			ミソッカパライ	商家ではゼニバコを開ける	25	仕舞い天神		28	しめなわ作り	
	末	煤ほらい	シコ竹(新しい竹)を切ってきて、その笹で大神宮様から順番に荒神様へと払う。煤をはらった竹は、正月のお飾りを1/14に下ろすときに一緒に燃やす。御札も新しいものにするが、1/14に古い御札を燃やしてもらう。				31	大晦日				
	24-28	餅つき	29(苦餅)31(一夜餅)は避ける									
	24-25	シメカザリ										
		トシガミダナと神の膳										
	30	お松迎え										
	31	晦日ソバ										
	ミソッカパライ											

(2) 食文化

埼玉県は小麦の食文化が普及している地域です。収穫のお祝いなどの日には、まんじゅうやうどんを作って食べる風習があります。「朝饅頭に昼うどん、ひっくり返って渋ウチワ、夜は残りのすえ饅頭」などと言われ、朝にまんじゅう、昼にうどん、夜はその日の残りを食べることを表した文句があります。うどんは、幅の広いひもかわうどんが主流でした。七夕、お盆、八朔、彼岸の入りなど、まんじゅうとうどんを食べる風習がありました。今も、農家などで「田舎まんじゅう」として親しまれ、販売しているところもあります。

また、さいたま市には大小の河川が走っており、その河川沿いにウナギをはじめとする川魚の漁場がありました。ウナギ、コイ、ナマズは問屋や料理屋へ売り、自家用としてはフナが採られていました。今も、うなぎに限らず川魚料理のお店が点在しています。

農産物では、さつまいもの品種「紅赤」は、さいたま市発祥です。浦和区北浦和の兼業農家だった山田いちが、自分の畑で偶然見つけたものです。いちの甥が種苗農家を営んでおり、「紅赤」と命名し苗を売り出したところ、全国に広まりました。戦後、紅赤を作る農家が減り、幻のさつまいもになってしまいましたが、平成に入り「紅赤」を見直す動きがあり、現在ではさいたま市や三芳町、川越市で栽培されています。

その他の農産物では、「くわい」が見沼区、緑区、岩槻区で栽培されています。「くわい」の栽培は、江戸時代中期に綾瀬川流域の湿田で栽培が始まりました。戦中から戦後にかけて、生産が途絶えた時期もありましたが、その後回復し、現在に至っています。湿田地域の綾瀬川や元荒川流域では、ハス（れんこん）を栽培していたこともありました。

最近では「ヨーロッパ野菜」の地産地消にも取り組んでいます。レストランと若手農家、卸・種苗業者などが協力し「さいたまヨーロッパ野菜研究会」を発足。レストランだけでなく、学校給食にも取り入れられています。他にも、「チョコリー」「ねぎ」「小松菜」「ぶどう」「いちご」「ブルーベリー」「なし」「いちじく」「里芋」「八つ頭」等の栽培がさかんです。最近の食文化として、「ケーキ」や「スパゲティ（パスタ）」は、総務省統計局による家計調査で、いずれも年間消費額が全国都道府県庁所在地で1位になったことがあり、市民に親しまれています。

（3）芸術

「鎌倉文士に浦和絵描き」とも称されるように、昭和初期、当時の浦和町鹿島台には多くの画家がアトリエ付きの住居を構えていました。浦和在住画家について取り上げた、昭和6年（1931）の新聞記事には40名の画家と紹介されています。浦和近郊の風景を描いた作品も残されており、浦和博物館やうらわ美術館、埼玉県立近代美術館などに所蔵されています。

また、昭和41年（1966）に漫画会館、平成22年（2010）に大宮盆栽美術館、令和2年（2020）に岩槻人形博物館が開館し、それぞれが漫画文化、盆栽文化、人形文化の振興や発信の拠点となり、市内において多彩な文化芸術に触れることができます。

（4）郷土の人物

さいたま市は交通の要衝として、また岩槻城下町として、街道筋を中心に発展してきました。近代に入ると、高崎線の開通により、首都を支える周辺地域として鉄道産業や製紙工

場、近郊農業が発展し、街道筋から鉄道駅周辺部へと開発が広がっていきました。そうした中で、郷土の人々だけでなく移り住んだ人々、往来する人々の活動や交流が本市の歴史文化の礎となっています。

	政治・軍事	思想・宗教	建築・土木	産業	芸術・文化	教育・研究	岩槻城主	浦和両家	大宮公園
原始									
古代	武蔵武芝								
中世	足立遠元 畠山氏 高鼻和氏	野田西念 月江正文 印融 太雲文龍					成田氏 渡江氏 太田氏 後北条氏		
	見性院						高力氏 青山氏 阿部氏 板倉氏 戸田氏 松平氏 小笠原氏 永井氏 大岡氏		
近世	紀伊徳川家 星野家 内倉家 山崎家 會田家 青木氏 小栗氏 春日氏 山内氏	田空 快尊 快道	伊奈忠治 井澤弥次兵衛海永		鈴木牡丹 無相	尻玉南柯 稲垣田龍 西澤曠野 高野隆仙			
				佐藤信淵 小川トク					
近代	深井貞亮 白井助七 矢部忠右衛門 永田莊作 深井貞亮		斎藤祐美	山田いち 平野万里	北沢楽天 清水利太郎 平野万里 長谷川かな女 内藤四郎 増田三男 太宰治 井伏鱒二	武笠三 清浦奎吾 ニミヤハネ アモラ・シフォン 武井武 山内清男 大山柏 細木志朗 三好学	福原暇外 倉田弟次郎 倉田白洋 跡見泰 田中保 寺内萬治郎 奥瀬英三 林倭衛 須田廻太 瑛久 高田誠 渡邊武夫	永井荷風 正宗白鳥 寺田寅彦 高浜虚子 田山花袋 正岡子規 夏目漱石 森鷗外 木田静六	
現代					大西民子 石井桃子	若田光一			

■ 出自は他の地域だが、さいたま市域に移り住んだり、訪れたりすることで、歴史文化に影響をもたらした人物。
※ ○○氏、○○家は上記の上記の条件にあてはまらないこととする。

(5) 公園

明治6年(1873)太政官布達第16号により、各府県に対して古来からの名所・旧跡地を公園とするため、その候補地を選定することとなりました。埼玉県でもこれを受けて各地で公園開設の請願運動がおこり、明治7年(1874)に浦和の調公園(調神社境内地)が開園しました。続いて明治10年(1877)には与野公園が、明治18年(1885)には大宮公園が開園しました。各公園には、春になると遠近から多くの人々が訪れました。

中でも大宮公園は東京付近において屈指の面積を有し、旅館や料理屋などの施設が設置されたため、東京から気軽に行ける行楽地として親しまれました。森鷗外、夏目漱石、正岡子規、田山花袋、高浜虚子、寺田虎彦、正宗白鳥、永井荷風、大西民子といった著名な文人も訪れ、大宮公園が描写された著書も遺されています。大正期には、日本の公園の父と称される本田静六が公園の改良計画に基づく設計を手掛け、現在の公園の骨格を決めるものとなりました。昭和期に入ると本格的な公園整備が進められ、児童遊園や小動物園が開設されるほか、野球場やサッカー場などの施設も整備されました。アカマツとサクラの公園としても広く知られ、現在も桜の名所としてまた、スポーツの拠点として多くの人々が市内外から訪れます。

第2章 さいたま市の文化財の概要と特徴

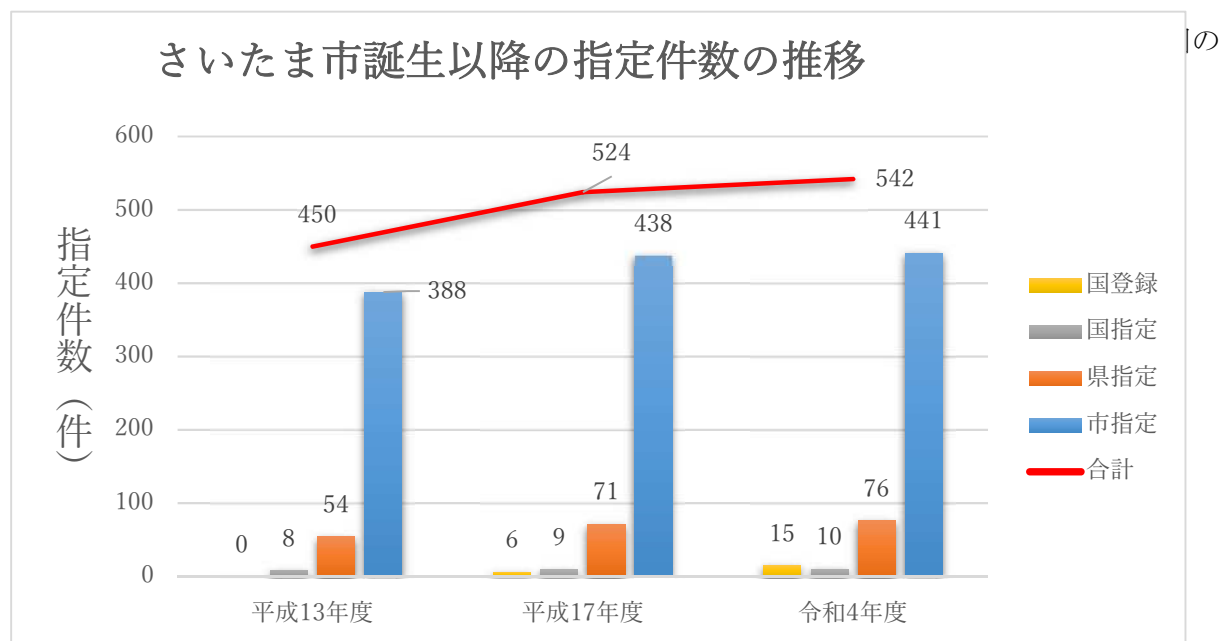
1 さいたま市の文化財の概要

さいたま市は、平成13年（2001）5月1日に浦和市、大宮市、与野市の3市合併により、当時、全国で13番目の政令指定都市として誕生しました。その当時の指定文化財の数は、平成13年5月1日時点で、国指定8件、県指定54件、市指定388件の計450件ありました。さらに、平成17年（2005）4月1日に岩槻市と合併し、現在も増加しています。岩槻市と合併した平成17年4月1日現在で、指定文化財の数は、国指定9件、県指定71件、市指定438件、国登録6件の計524件となりました。合併以前から旧市が指定していた文化財をすべて引き継いでいます。さいたま市の成立以降も、新たな指定・登録を行われたことから、指定文化財の件数は増加しています、合併以前には無かった国登録有形文化財「二木屋（旧小林英三家住宅）主屋、二木屋（旧小林英三家住宅）門及び塀が平成15年3月1日に初めて登録されてから国登録有形文化財の数も増え続け、令和5年（2022）4月1日現在で、文化財保護法やさいたま市文化財保護条例に基づき指定・登録された文化財の数は542件です。国指定10件、県指定76件、市指定441件、国登録15件の内訳となっております。

※最新をいつ時点にするか？

類型別にみると、天然記念物が74件と最も多く、首都圏にありながら現在も自然豊かな風土を持つ当市の特徴をよく表しています。次に多いのは古文書で、慈恩寺や氷川神社などの寺社に伝わる文書、近世の村ごとの名主家に伝わる文書類が目立ちます。

旧市ごとに力を入れていた調査分野が異なることから、指定分野が地域によって偏りはあ



さいたま市内指定・登録文化財件数

令和4年4月1日現在						
令和4年4月1日現在? →						
		重要文化財		県指定	市指定	合計
		国宝・特別				
有形文化財		2	2	53	287	344
	建造物			5	38	43
	絵画			9	10	19
	彫刻			6	48	54
	工芸品	2	1	12	30	45
	書跡				9	9
	典籍			1	1	2
	古文書			13	56	69
	考古資料			4	46	50
	歴史資料		1	3	49	53
無形文化財				1	1	2
	無形文化財			1	1	2
民俗文化財			2	8	51	61
	有形民俗文化財		1	8	35	44
	無形民俗文化財		1		16	17
記念物		1	3	14	102	120
	史跡		2	7	34	43
	名勝					0
	天然記念物	1	1	4	68	74
	旧跡			3		3
合計		3	7	76	441	527
国登録有形文化財						15

2 さいたま市の文化財の特徴

(1) 有形文化財

① 建造物

さいたま市の歴史的建造物の特徴を語るうえで最も特徴的なものとして神社建築の様式として流見世棚造があります。身舎正面の棚板が庇柱まで伸びており、お店の棚のように見えることから見世棚造という名称が定着しています。本太氷川神社旧本殿をはじめ、中山神社

旧本殿、内谷氷川神社本殿、大牧氷川女体神社本殿、太田窪氷川神社本殿、附島氷川女体神社本殿、大谷場氷川神社本殿、駒形須賀神社など、当地の特徴的な建築様式の一つで、中世から近世への神社建築の様式の変遷を示す貴重な建造物でその多数が指定されています。

さらに、神社建築で特筆すべき点は、二間社造りが市内で多く確認されている点です。二間社とは、長さを示す一間、二間とは異なり、柱と柱の間にある空間の数を示すものです。例えば、中山神社旧本殿も二間社です。ほかにも、内谷氷川神社本殿は一間社の二棟並列ですが二間社の原型と考える説もあります。上大久保氷川神社、西堀氷川神社、与野氷川神社、櫛引氷川神社（未指定）などが確認されており、さいたま市域の中でも多く確認される建築様式で、他の地域ではあまり見られない当地特有の建築様式と言えます。

② 彫刻

市域で指定されている仏像として最古のものが、関の東福寺にある木造如来形坐像です。ヒノキの一木造りで平安時代後期の作とされます。西堀の医王寺には、木造大日如来坐像は国認定重要美術品でもあり、寄木造りの漆箔、法界定印を結ぶ胎蔵界大日如来で平安時代後期の作とされています。高木地区の旧法願寺にあった地蔵菩薩坐像は、現在は、さいたま市立博物館に寄託されています。法界定印の印を結び、法衣は台座から垂れ下がり、鎌倉時代の作です。市内西部を流れる荒川流域は、寺院の物と思われる布目瓦などが多く発掘され、創建時期を平安期とする古刹が集中しているため、中世以前の仏像は特に市内西部域にまだ多く残されている可能性があります。

さいたま市域の東部域には、現在の見沼区と岩槻区を中心に江戸前期の飛騨国出身の修験僧、円空による木彫りの神仏が多く残ります。現在、埼玉県立歴史と博物館に寄託されている、正法院にあった円空作木造十二神将立像は、埼玉県で最初に円空仏の所在を伝えたものです。また、島の薬王寺にある薬王寺円空作仏像群 29 躰は、地元の信徒の方々によって定期的に公開され、市民にも人気の文化財となっています。円空による彫刻は日光御成道周辺、見沼区、岩槻区周辺に残され、埼玉県は、愛知県、岐阜県に次ぐ作品数を残しています。

③ 絵画

大宮氷川神社に所蔵される氷川神社行幸絵巻は、明治元年（1868）、明治天皇が、武蔵一ノ宮氷川神社に行幸された時の様子を描いたものです。天皇の乗った鳳輦を中心にお供の人々、鉄砲隊、鼓笛隊など総勢 540 名にも及ぶ壮大な行列が描かれています。

清浄院、玉蔵院の絹本両界着色曼荼羅真はそれぞれ南北朝期、室町時代の制作と推定され

るもので、真言密教の世界観を体系的にあらわした仏教絵画です。月江正文和尚頂相は普門院所蔵で、月江正文は、室町時代初期の禅僧です。「頂相」と呼ばれる禅僧の肖像画は、法を継いだ印として師から弟子へ与えられるもので、月江和尚の自画像と伝わります。高木地蔵堂紙本着色十王地獄図は、死者が冥土に行く途中、現世の罪状に応じて閻魔大王など十王から裁きを受け、その後の死後の世界観を一幅に描いたものです。毎年8月の地蔵盆の際、掲げられます。

このように、さいたま市の指定絵画は、仏教絵画が主流で、一部に庶民の中に伝わる宗教観を表現したものも含まれます。

④ 工芸品

刀 無銘 伝助真は、龍門寺の所蔵で埼玉県立歴史と民俗の博物館に寄託されたものです。鎌倉時代の刀工、備前国福岡一文字派の助真の作と伝わり。岩槻城主大岡氏が龍門寺に寄進し伝えられた名刀です。久伊豆神社から県立歴史と民俗の博物館に寄託された螺鈿鞍は岩槻城主阿部重次奉納の江戸初期儀式用の鞍です。寛永9年(1632)の墨書銘があります。いずれも岩槻の大家ゆかりの品々です。

三鱗文兵庫鎖太刀は、氷川女體神社所有であり鎌倉時代中頃の作で、鎌倉幕府執権北条泰時奉納した刀と伝わります。帯執に3本の兵庫鎖、拵に三鱗文があります。牡丹文瓶子は、御船祭の時に用いられたものとされます。牡丹文瓶子は東京国立博物館に寄託されており、やはり、氷川女體神社の所有です。2口の対となっており牡丹文・唐草文・蓮弁文の同型同文の褐釉で、13～14世紀の中国産とされます。このように氷川女體神社には、多くの優れた工芸品が所蔵されており、中世の正倉院とも呼ばれます。銅製鍍金八角釣燈籠は、旧中尾村に所在した本山派修験の古刹、玉林院所縁の名品であり、現在は浦和博物館に寄託されています。武家ゆかりの名刀などが寺社に奉納されるケース、寺社の宝物として長い時代大切に守られてきたものが多く確認されています。

⑤ 書跡

大雲文竜書大弁才尊天号は市指定文化財であり、緑区大崎にある國昌寺の第2世大雲文竜(1545～1617)の書です。文竜は、桃山時代に活躍した曹洞宗の僧侶で、書家としても著名で、後陽成、後水尾両天皇から三度も勅命を受け宮中で書の指南をしました。行書に近い書体で、「大弁才尊天号」「大日輪」「大月輪」の文字と、「三勅沙門文竜道人」の署名があります。鈴木莊丹自筆の俳句は、江戸時代の文化・文政期に活躍した俳人・鈴木莊丹(1732～1815)が書いた自筆です。吉野の桜と与野の大カヤを掛け合わせた句も書き残しています。

そのほか、調神社扁額、享和二年十一月一日松平定信筆や三條実美筆鳳翔閣豎額は、中央政権の政務揮毫を依頼した書跡も指定されています。

⑥ 典籍

県指定文化財の紙本墨書大般若波羅蜜多経は氷川女體神社から浦和博物館に寄託されています。大般若波羅蜜多経は600巻のうち、巻数番号が判明する539巻からなります。600巻中最初の400巻は、川越仙波の無量寿寺の僧性尊が、正慶2年（1333）から暦応元年（1338）にかけ写経したもので、河越氏一族の繁栄を祈願したものです。残りの200巻は、川越仙波玉林坊の良藝を中心に写経されています。また、永禄4年（1561）から同6年にかけ、戦乱を避け、氷川女體神社の別当寺である文殊寺にいた川越仙波中院の齋藝により、岩槻太田氏繁栄のため真読が行われたことが書き込まれています。中世の当地の戦乱期の様相を知ることの出来る貴重な資料です。

市指定文化財である高野家書籍は、大間木村（現緑区大間木）で医者を営んでいた高野家に伝わった書籍類です。蘭学者の高野長英の門下であった隆仙が使用したものを含め、龍仙の父、子、孫の4代に渡り使われたもので、江戸時代初期の寛永期から明治時代にまで及びます。漢方医学の書籍も含め蘭方及び独・英近代医学の訳書351冊、その他、物理学、化学、天文暦算、茶道、俳諧と多岐の分野に及ぶ書類群で総点数は762点にのびます。

⑦ 古文書

法華寺文書、玉蔵院文書、清河寺文書、北条氏綱制札 北条氏印判状（氷川女體神社）、北条家印判状（福巖寺）、慈恩寺文書、観智国師関係史料、沼影観音堂関係文書などの寺院に伝わる文書は、中世までさかのぼることができる貴重資料です。他にも武家に関する文書として阿保文書、三戸文書、平岩文書、金子家文書、井原家古文書、太田氏房印判状などがあります。戦国時代、当地を治めた有力武将の太田家と後北条家による戦乱の最中、記された文書が多く見られます。近世になると、氷川神社や氷川女體神社などの社家に関わる、氷川神社文書、岩井家文書、東角井家文書、西角井家文書、井上家文書、氷川女體神社旧神主家武笠文書など社家文書や村の名主層が残した地方文書が多くなります。旧与野市域では、稲垣田龍関係史料(自然科学関係)、鈴木荘丹関係史料など学者や文化人が残した文書が加わります。

⑧ 歴史資料

歴史資料の種類は、市内各地の歴史とつながりの深い文化財でその種類は多種多様です。

国の重要無形文化財である埼玉県行政文書は、埼玉県全域に関わる文書で、県庁が所在した当地とも非常に関わり深い資料で貴重文書です。本太氷川神社宮殿 付 木銚 2本 案 1基には、宮殿の屋根裏に「宝徳三年九月廿四日」（1451）及び「高埴佐衛門盛影」の墨書銘が、案には「文安五年六月五日」（1448）墨書銘が残ります。

与野町絵図、岩槻城并侍屋敷城下町迄総絵図、浦和宿絵図などは近世における各主要都市の街並みを描いた絵図で各地の様相を良く知ることが出来ます。さぎやまの記并歌や紀伊徳川家圀鷺定杭では現在の緑区上野田周辺で鷺が保護され生息していたことが分ります。市内各地域の特性をよく表したものが多いのが歴史資料の特徴です。

⑨ 考古資料

代表的なものとして亀形土製品及び伴出遺物があります。東北原遺跡第二号住居跡から出土した亀形土製品は、縄文時代晩期に制作され、三叉文や帯縄文で飾られて赤彩が施されたものや人面付土版など計 97 点で構成されています。

馬場小室山遺跡から出土した土偶装飾土器や人面画土器も、縄文時代後期の制作とされ、県指定史跡馬場小室山遺跡から出土したもので、口縁部に男女一對の土偶がつけられる土偶装飾土器と、写実的な男性と思われる人の顔が線刻された深鉢形土器からなります。側ヶ谷戸古墳群 11 号古墳からは、円筒、人形、馬型の多くの埴輪が出土しています。さいたま市内の遺跡、古墳、貝塚等からは、旧石器時代の石器類から古墳時代の埴輪、ガラス玉、刀剣類など、各時代のさまざまな埋蔵物が出土する例が多くあります。

中世には多くの板石塔婆が作られ、秩父を山地とする緑泥片岩が多く用いられています。これらは秩父地方から荒川（旧入間川）を通じて当地に運ばれてきたものと考えられます。板石塔婆は、考古資料に 13 件含まれるほか、歴史資料の 18 件も含めると 31 件の板石塔婆が指定文化財となります。中世の古文書類が戦乱の中、多くが焼失された一方、板石塔婆が多く残ったことは、当地における戦乱の激しさを裏付けるものであると考えられます。

（2）無形文化財

埼玉県指定文化財である江戸木目込人形は、岩槻江戸木目込人形技術保存会によって継承されています。木目込人形は、国の伝統的工芸品に選定されており、産地として岩槻も含まれます。木や桐^{とう}塑で作った型に、衣裳に合わせて筋彫し、そこに衣裳をきめこみ作ります。その工程は、伝統的な木目込人形の製作技術を伝えるものです。

市指定文化財では、浦和木遣保存会によって継承される木遣歌があります。木遣歌は、木材など大勢で運搬する時の作業歌です。現在、浦和木遣保存会が継承する木遣歌は、江戸木遣の伝統を引き継ぐものです。

(3) 民俗文化財

① 有形民俗文化財

さいたま市中央区大戸で、神楽師として活動していた岡田家の衣裳と用具で岡田家芝居衣裳・用具 462 点が、埼玉県立歴史と民俗の博物館に寄贈されており、明治から昭和 30 年代の資料が保存されています。さいたま市立博物館には、中本家神楽師用具、294 点が寄贈されています。大宮氷川神社を中心に活躍した中本家の神楽と面芝居の衣裳及び用具類で、大正から昭和にかけて使用された資料です。これらは埼玉県南部で活躍した里神楽師の活動内容を理解することが出来る資料です。

赤山渋生産用具及び渋小屋は、江戸時代中期以降、足立郡赤山領・南部領・見沼領を中心に生産されていた赤山渋の生産用具と渋小屋からなります。赤山渋とは、柿渋のことで、渋柿の渋を用いて作った染料です。防腐・防水剤として用いられました。柿渋の製造工程で使用される臼や桶などの用具 98 点と柿渋を製造したシブヤが一括して指定され、保存されています。

また、当地の有形民俗文化財の代表的なものとして庚申塔があります。さいたま市内には庚申塔が 600 基以上確認され、その数は特筆すべきもので、その意匠は様々な形式があります。さいたま市内には日光御成街道、中山道の街道のほか与野町を經由する脇往還もあり、庚申塔は、慈恩寺や秋葉神社、羽根倉河岸など東西でも各目的地の方角を示す道しるべの役割も果たしました。多くの庚申塔が村境に置かれ、村内に穢れが入り込まないように設置されたものが多くあります。庚申の日には、人々の罪悪が三尸の虫によって天帝に告げられ寿命が縮められるのを避けようと村人たちは庚申講を開き、夜通し語り明かしたと伝わります。江戸時代に庶民の中に庚申信仰が浸透し、地域のコミュニティ発展の役割も果たしました。現在、14 件の庚申塔が指定されています。

② 無形民俗文化財

岩槻の古式土俵入りは、国指定文化財に指定されており、岩槻区の釣上と笹久保地区の 2 地区に残ります。子どもたちの健やかな成長を願って、秋祭りに奉納される行事で、園児から小学校 6 年生までの男子が、様式化された相撲の型として土俵入りを披露します。相撲に

関する行事は、全国に残されていますが、土俵入りのみを行う行事は少なく、県内では岩槻区の釣上と笹久保のみに残ります。

獅子舞の指定文化財が西区の秋葉、見沼区の深作、桜区の田島、緑区の南部領辻の4カ所にあります。後継者不足と新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、現在、公開が中止されている団体もありますが、三頭一人立ちと呼ばれる東日本特有の獅子舞です。雄獅子、中獅子二頭が、雌獅子を奪い合うというストーリーは各地共通です。しかし、竹や細い木を加工して作ったささらが楽器として用いられたり、道化師として天狗が登場するもの、弓の間を飛び跳ねてくぐるなど、それぞれの獅子舞でその見せ場、演出が異なることに地域性が感じられます。農閑期にこれらの行事が行われることから、五穀豊穰や無病息災を祈願する農業と関連の深い行事であったことが分かります。

(4) 記念物

① 史跡

真福寺貝塚は、縄文時代後期から晩期の遺跡です。古くから小規模な発掘調査が行われ、台地部分の集落跡や貝塚などからは、多数の土器、石器や土偶、獣魚骨が出土、低地部の泥炭層からはクリ、クルミ、ウリの植物種子なども出土しています。なお、この遺跡から出土したみみずく土偶は現在、東京国立博物館に所蔵されており、重要文化財に指定されています。見沼通船堀は、享保16年(1731)に開通した、見沼代用水路東縁及び西縁と芝川を結ぶ総延長約1,040メートルの閘門式運河です。代用水路と芝川の水位差が約3メートルあるとされ、東西2箇所に閘を設け、水位を調整し船を通しました。通船堀の開通により、見沼で取れた米など農産物が江戸に運ばれ、江戸からは肥料や荒物がもたらされました。近世の土木技術、流通経済を考える上で貴重です。

かつて見沼を望む台地上にも、多くの遺跡が分布しています。中でも、馬場小室山遺跡は、縄文時代早期から晩期に及ぶ大規模な集落跡です。過去の発掘調査から、縄文時代早期に始まり、中期以降にこの地域の拠点的な集落の一つとして発展した遺跡であると考えられ、土偶装飾土器・人面画土器を含むさまざまな遺物が出土しています。指定地は、後期から晩期の遺跡で、自然の窪地を利用し、その周囲に土手状の盛土を巡らす「盛土遺構」が確認されています。さいたま市西部には、側ヶ谷戸古墳群や大久保古墳群などが残っており、史跡として保護されています。これらの古墳は、古代、その周辺地を支配した権力者の可能性を示すもので、その歴史的価値は非常に高いものとされています。

岩槻城跡は県指定史跡です。室町時代後期に築城されたとされる岩槻城は、台地を有効に利用した平城で、主郭部、その北の新正寺曲輪、南の新曲輪・鍛冶曲輪がそれぞれ別個の台地上にあり、その間には深い沼地が広がっていました。広大な城郭の内、南端の新曲輪、鍛冶曲輪などの部分が岩槻城址公園として整備されています。その地内には土塁、空堀、馬出など、中世城郭の面影が残されています。岩槻城大構は岩槻城と城下町の周囲を取り巻く土塁と堀の総称で、岩槻城の外郭にあたります。戦国時代末期、大坂からの豊臣秀吉軍に備え後北条家によって築造されたもので、総延長8キロメートルに及んだと伝わります。現在、大構の土塁の一部を愛宕神社に見ることができます。戦国時代の岩槻城主・太田氏資の供養塔である太田氏資宝篋印塔は岩槻区芳林寺にあります。近世には、岩槻の城下町を經由する日光御成道が整備されており、大門宿本陣表門や膝子一里塚などが史跡として指定されています。江戸時代初期の岩槻城城主であった高力清長や徳松丸・竹の局の墓及び供養塔が浄安寺に残ります。岩槻藩主阿部家の墓は浄国寺、大岡家の墓は龍門寺にあります。また、岩槻太田・後北条氏の家臣として活躍し、江戸時代に中野田村300石を含む2,750石を与えられた旗本となった春日氏一族の墓が緑区明昭寺、桜区大泉院にも残ります。岩槻藩遷喬館は、岩槻藩に仕えた儒者・児玉南柯によって開設された私塾であり、後に藩校となりました。この藩校では、儒学を中心とした講義が行われ、藩士の子弟らが学んでいました。また、岩槻藩遷喬館は、現在も史跡として保存されており、見学することができます。児玉南柯の墓が浄安寺に残っていることから、岩槻藩の歴史が残されていることがわかります。

② 天然記念物

いつ時点

当市では、天然記念物が文化財保護法による分類でも最も多く、74件も存在します。さいたま市は、関東平野のほぼ中央に位置し、近年は、都市化が急速に進んでいますが、地理的条件により、自然と調和の取れた都市空間は首都圏内でも貴重な光景です。氷河時代の終わりに温暖化したことにより、奥東京湾と呼ばれる縄文海進によって浸食・堆積された自然堤防と、荒川や元荒川の氾濫などによって侵食された大宮台地とその低地が織りなす特殊な地形を形づくり、様々な植物に繁殖的影響を及ぼしています。まず、国の特別天然記念物である「田島ヶ原サクラソウ自生地」です。サクラソウは、サクラソウ科の多年生の宿根草で、江戸時代には荒川流域は多くの自生地あり、サクラソウを愛でる風習もありましたが、現在は、ほとんどが絶えてしまいました。サクラソウは、さいたま市の花でもあります。見沼区には、今では稀少となった「御蔵のクマガイソウ」があります。クマガイソウは、ラン科の植物で、竹林などの中で繊細な光の中を好む植物です。こちらも、全盛期と比べ株数が

非常に少なくなっています。大宮台地の片柳支台の南端に位置します。「青葉園のフジ」は、県指定文化財で、幹まわり2メートルを越える3本のフジは県内屈指の大木で、藤紫色の花穂は1メートルを越え、満開時の華麗な美しさは見ごたえがあります。春先に咲く花でサクラソウと共に市民に愛される花です。

氷川参道のケヤキ並木は、大宮氷川参道の一の鳥居から氷川神社まで続く南北約2キロメートルにわたる並木は、ケヤキを中心とした武蔵野特有の常緑広葉樹や落葉広葉樹などで構成されています。江戸時代の頃は、松並木だったものが杉並木へと変わり、現在はケヤキ並木と変遷しています。この内、幹回り2メートル以上（指定時）の大木が指定されています。清河寺の大ケヤキ、大久保の大ケヤキも市内を代表する大ケヤキがあります。

与野の大カヤは、大宮台地与野支台の南端に立地する妙行寺南側にあります。樹勢も旺盛で、風雪に耐えてきた太い幹と四方に張った枝振りからは、重厚ささえ感じられます。妙行寺の縁起によれば、平安時代中期の長元年間（1028年から1037年）に植えたものと伝えられ、室町時代の応永年間（1394年から1428年）には、既に関東随一の巨木として知られ、旅人のよき道標であったと伝えられています。

③ 旧跡

県指定の旧跡が3件あります。その中に、寿能城跡が含まれます。寿能城は、永禄3年（1560）に岩槻城の支城として、自然の要害である見沼の東、南、北面を守る平山城として築かれ、太田三楽斎資正の第四子である潮田出羽守資忠の居城だったと伝わります。天正18年（1590）には、豊臣秀吉による小田原攻めの際に落城しました。現在、寿能公園がある場所がかつて寿能城の本丸があった場所であり、物見櫓の跡とされる墓碑のある塚が残ります。

渋江鑄金遺跡は、室町時代から戦国時代にかけて、「渋江鑄物師」と呼ばれる鑄物師が岩槻周辺で活躍していた工房跡です。発掘調査では、鑄物製品を作るための鑄型や鉄塊などの不純物が出土しています。渋江鑄物師の作品としては、市内の岩槻区長宮の大光寺に文明6年銘（1474年）の鱈口（市指定有形文化財「文明鱈口」）が残っています。

見性院の墓は、武田信玄の娘で、会津藩主・保科肥後守正之を養育した見性院の墓所です。見性院は、江戸城内・田安の比丘尼屋敷に住み、大牧村（現在の緑区東浦和）に領地を与えられました。元和8年（1622）に没した後、領地内の清泰寺に葬られ、その後、正之により霊廟が建立されました。霊廟は倒壊し、現在は、門扉のみが残っています。現在の墓石は、安政5年（1858）に会津藩によって建立されたものです。

第3章 さいたま市の歴史文化の特徴

1 歴史文化の特徴

さいたま市は、関東平野のほぼ中央に位置し、大宮台地とそれらを囲むような低地、および、台地内に侵食した河川によって形成された細かな谷などが入り組んでいます。氷河期を終え地球が温暖化すると、縄文海進と呼ばれ海水が関東平野をのぼり、現在の市域では、台地で浸食と堆積が繰り返され、荒川や中川へ流入した沖積低地を作りました。台地と低地の土地の条件を生かし、人々は知恵を働かせて地理的条件に見合った産業を生み出します。

また、かつて武蔵国の一部に属した当地は、鎌倉や江戸、東京からも近く、各政権による政治、文化、風習の影響を比較的受けやすい地域であったと言えます。

また、鉄道敷設により、東京への行き来の利便性も向上し、地域の産業はますます活発化しました。さいたまの人々は埼玉県内でも特徴的な生活様式を築きながら、今日まで歴史を刻み、文化を伝承してきました。

さいたま市の歴史文化について、その特徴を大きく捉えると、以下の7つに分けることができます。

① 大宮台地と水が織りなす歴史文化

大宮台地南側の先端部に立地するさいたま市は、台地と低地の境目にあたります。大宮台地を中心に荒川の堆積作用等によってできた沖積低地や、大宮台地上の最大の溺れ谷である見沼低地などの低地があります。

人々は、必然的に台地や荒川の自然堤防上に暮らし、豊富な水を用いて農作物を育て、時にはサクラソウなどの草花を愛でて鑑賞するようになります。水は自然を豊かにする一方で、度々起こる河川氾濫への対策を幾度も繰り返し求められました。

② 住みやすいまち「さいたま」～3万年前から始まる歴史文化～

近年、当市は、転入超過数のランキングで全国一位を記録することもあり、民間会社がリサーチする住みたい街ランキングでも市内の地名が上位にノミネートされることも珍しくなくなりました。さいたまには約3万年前とみられる旧石器時代の生活の痕跡が台地の縁の部分で確認することができます。縄文時代以降、台地の縁の周りに人々の定住の跡が見られる

ようになり、弥生時代になると自然堤防上にもその痕跡が見られるようになります。自然堤防に隣接する低湿地は水に恵まれた水田として利用され、当時の人々にとっても住みやすい環境だったということが出来ます。

③ 武士の興亡～動乱の世に生まれた歴史文化～

中世のさいたまは、鎌倉幕府の成立と滅亡、南北朝政権の攻防、関東管領と鎌倉公方との争い、太田氏支配に対する後北条氏の進出など、絶え間なく押し寄せる大きな動乱の渦中にありました。乱世の中、武蔵武士の活躍や岩付城の築城、太田氏の支配によって、結果として石塔婆と呼ばれる供養塔や融通念仏が普及することになります。

また、鎌倉街道とされる道の整備や「市」がさいたま各地で成立しています。

④ 江戸を支えた歴史文化

江戸に幕府が開かれたことで、その近隣にある当地にも現在の都市整備につながる基盤が整えられました。岩槻城には譜代大名が配置され、利根川や荒川の瀬替えなどの河川改修、新田開発、中山道や日光御成道などの街道整備が行われます。江戸幕府の成立は、政治、経済、文化あらゆる面において人々の暮らしに影響を与えました。

また、米や野菜のほか、植木、柿渋等、江戸の食や文化を支える後背地としても重要な地域として発展しました。

⑤ 県都さいたまの歴史文化

明治政府の廃藩置県により、埼玉県が生まれ、市内に県庁が設置されました。これを契機に、裁判所や郡役所、鉄道の敷設等、県都としての整備が進みました。埼玉師範学校や埼玉医学校、旧制浦和高校など各種学校が開校し「文教都市」として発展しました。

また、鉄道の敷設により、上野との往来が便利になったことにより、浦和には「浦和画家」が定住するようになります。同じころ、東京・神奈川を直撃した関東大震災から逃れてきた人々によって大宮には「盆栽村」が誕生しました。

⑥ 陸の道・水の道・鉄の道 ～道がはぐくむ歴史文化～

原始、古代の当地域でも、他地域との交流や交易が始まっていました。それは、陸の道であり、また、水の道でもありました。市内では、市が開かれ、宿場が整備され河岸も発達しま

した。人々の移動に伴い、様々な産物や文化が持ち込まれました。近代に鉄道が敷設され、大宮で線路が分岐されたことをきっかけに、信州資本なども市内に進出したことで、「鉄道の町」として飛躍的に発展し、様々な産業に影響を与えるようになりました。

⑦ 祈りと祭りの歴史文化

初詣でにぎわう氷川神社をはじめ、市内には多くの神社が存在します。そこでは、季節の移り変わりとともに祭礼が行われ、五穀豊穡や無病息災祈る神輿渡御や獅子舞、子どもの成長を願う土俵入りなどが受け継がれています。神輿渡御には欠かすことのできないお囃子は市内西部を中心に盛んに活動が行われてきました。

また、坂東三十三観音霊場の慈恩寺や、観音、不動、薬師の札所も多く残ります。

歴史文化の特徴	自然・地理			街道	信仰
	歴①史大宮台地と水が織りなす文化	古代	②住みやすいまち「さいたま」 ～3万年前から始まる歴史文化～	道陸の道が育む・水の道・歴史文化・鉄の道	⑦祈りと祭りの歴史文化
		中世	③武士の興亡 ～動乱の世に生まれた歴史文化～		
		近世	④江戸を支えた歴史文化		
		近・現代	⑤県都さいたまの歴史文化		
現在					



第4章 歴史文化遺産の保存・活用に関する将来像

1 歴史文化遺産に関する市民の意識調査

本市には多くの歴史文化遺産が存在していますが、本計画の作成にあたり、市民の方々は歴史文化遺産を知っているのかまた、どのようなイメージや考えをもっているのかを把握するため、アンケートを実施しました。結果は以下のようになりました。

①子どもの提案制度

調査対象：市内在学の中学生

調査期間：令和4年（2022）6月15日～7月15日

回答数：87人

（ア）大切に思う地域の宝は？（複数回答）

盆栽、岩槻ひな人形、見沼通船堀、大宮公園、別所沼公園、地域の公園やその風景、水鳥や水辺の生物が生息する場所、鉄道博物館、東大宮操車場、浦和美園車両基地、商店街、歴史的な街並み、緑豊かな自然、桜が咲く風景、氷川神社、埼玉護国神社、各地のお寺や神社、うなぎ料理、和食、郷土料理、伝統工芸品、昔ながらの文化、遺跡、お祭り、地域の行事、伝説、古い建物、守られてきた植物や技術、道路、サッカー（チーム・応援風景） など

（イ）「お宝」を未来につなげていくには？（複数回答）

情報発信、イベントや祭りの開催、体験や見学、ボランティアの活用、資金集め、後継者の育成、周辺環境・施設の整備や連携、グッズやキャラウターの作成、郷土カルタ、さいたま市の良い所を伝え合う など

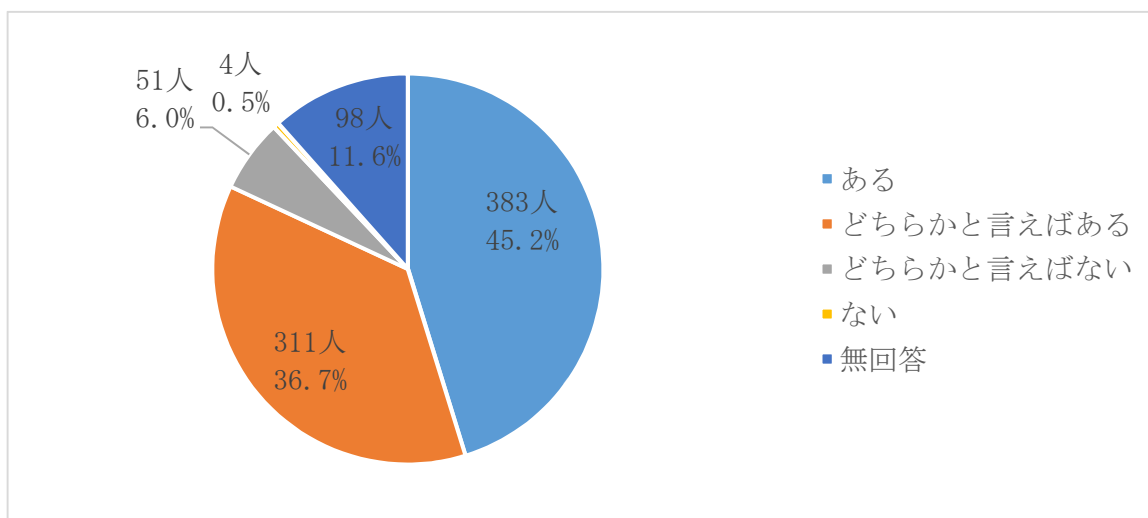
②さいたま市の歴史・文化的な遺産に関するアンケート

調査対象：市内の公民館主催事業受講者

調査期間：令和4年（2022）10月21日～11月13日

回答数：847人（47公民館）

(ア) さいたま市の歴史や文化に関心がありますか

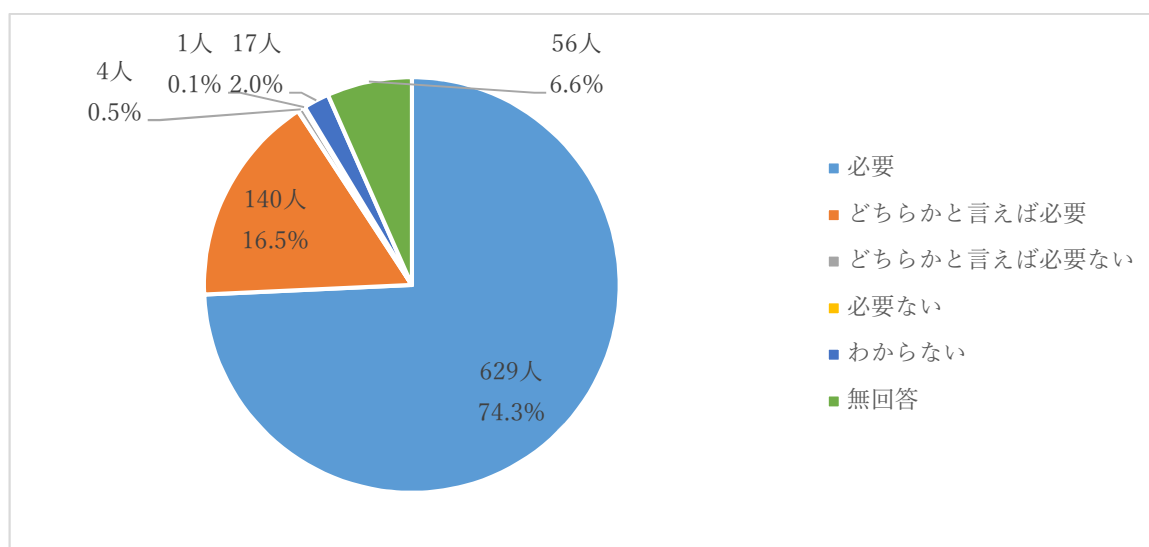


(イ) あなたが行ったことや見たことがある歴史的・文化的な遺産、施設は（複数回答）

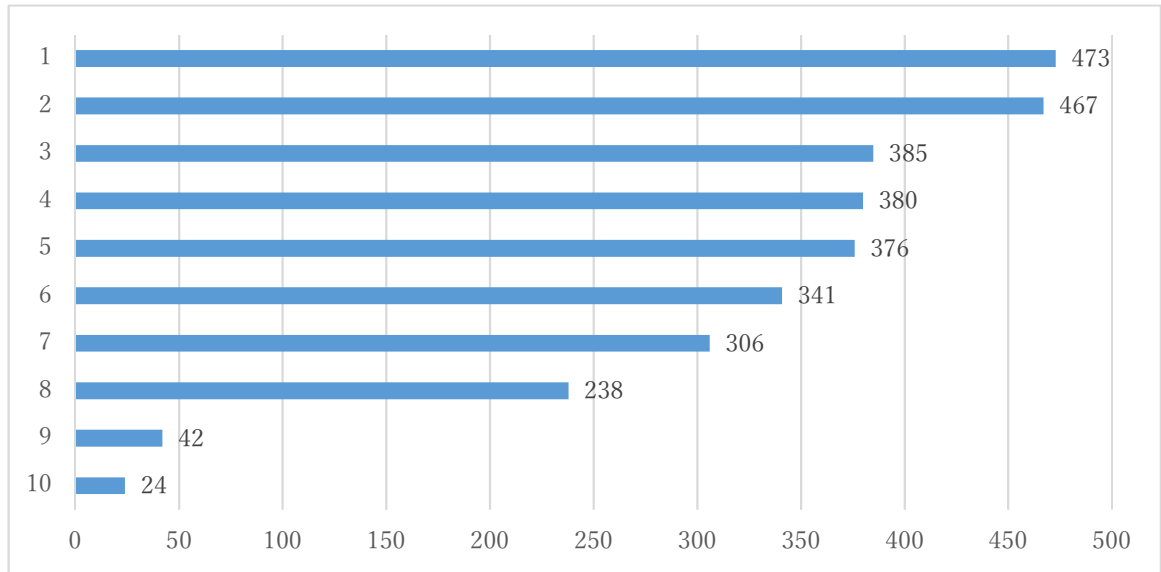
【上位 21 か所】

- ①武蔵一の宮氷川神社 ②大宮公園 ③埼玉会館 ④調神社 ⑤別所沼
 ⑥うらわ美術館 ⑦玉蔵院 ⑧与野公園 ⑨県立近代美術館 ⑩岩槻城址公園
 ⑪鉄道博物館 ⑫見沼通船堀 ⑬浦和まつり ⑭見沼代用水
 ⑮大宮盆栽美術館 ⑯大宮盆栽村 ⑰田島ヶ原サクラソウ自生地 ⑱十二まち
 ⑲浦和競馬場 ⑳埼玉県立歴史と民俗の博物館 ㉑岩槻人形博物館

(ウ) 歴史的・文化的な遺産等を保存し、次世代へ継承していくことは必要だと思いますか



(エ) 歴史的・文化的な遺産等を保存し、次世代へ継承していくために、市はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか（複数回答）



No.	項目	件数	構成比
1	歴史的・文化的な遺産等に関する講座やイベント、情報発信の充実	473	55.8%
2	発掘調査の現地説明会や歴史的・文化的な遺産等の見学会など、親しむ機会の充実	467	55.1%
3	史跡（見沼通船堀、真福寺貝塚）の整備、活用	385	45.5%
4	学校教育における郷土学習の充実や歴史的・文化的な遺産等の活用	380	44.9%
5	歴史的・文化的な遺産等を活用したまちづくり、観光活用	376	44.4%
6	建物や仏像、美術品等の管理や修繕などに対する支援	341	40.3%
7	地域の祭りや伝統芸能、伝統工芸技術などの記録・保存	306	36.1%
8	歴史的・文化的な遺産等の調査研究	238	28.1%
9	その他	42	5.0%
10	わからない	24	2.8%

(オ) さいたま市には多くの歴史的・文化的な遺産や施設があります。あなたが大切にしたい、未来に遺したい、伝えたい、さいたま市の「コト・モノ・行事・風景・食など」はありますか。その理由も併せてご記入ください

【主な意見】

名称	理由
見沼たんぼ	<ul style="list-style-type: none"> ・この貴重な自然を含む土地の生態系を守っていききたい。(都市にあってこれだけの広さの緑地空間のあるところとして) ・緑が少なくなっていくので、ぜひ残してほしい。 ・見沼たんぼの景色が美しい ・さいたまの宝。心が落ち着く空間。いつまでも残してほしい場所です。
見沼代用水	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川より取水し、90 kmの東京迄引かれた作業 ・歴史遺産でありさいたま市のシンボル
見沼代用水の桜並木	<ul style="list-style-type: none"> ・見事なこと ・東西の桜木がこれほどの長さにはない ・身近にこれほどの緑地空間は大切。見沼たんぼは時代に応じた変遷があった。
大宮盆栽村・盆栽美術館	<ul style="list-style-type: none"> ・世界に誇る盆栽の数々 ・世界観を感じる ・世界に誇る美術品のため
大宮氷川神社・参道	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統のある神社、すばらしい歴史 ・地域のシンボリックな存在 ・小さい頃から七五三など思い出が代々ある ・街中での整備が難しくなるから ・街中の大切なものをなくしたくない
大宮公園	<ul style="list-style-type: none"> ・一年を通じて景色が素晴らしい ・桜がきれいです ・中に氷川神社があり、歴史がある。明治時代に多くの料亭があったがあまり知られていない。
側ヶ谷戸古墳群	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地化された場所でもちゃんと残っていることに感動
大宮鉄道の発展の歴史	<ul style="list-style-type: none"> ・大宮が鉄道のまちであることをアピールする必要がある
円空仏	<ul style="list-style-type: none"> ・20 軀ほどあるのは珍しい(薬王寺) ・円空の仏像があることを広く知らしめたい
与野の大カヤ	<ul style="list-style-type: none"> ・大切にしたい、昔の人の道標だったので。 ・1,000年を超える大木を長く残したい
本町通りの蔵の街	<ul style="list-style-type: none"> ・古い蔵の街
田島ヶ原サクラソウ自生地	<ul style="list-style-type: none"> ・開発から守らないと絶滅してしまう ・県外の人にも見てほしい。増えて公園ピンクになって欲しい。
鴻沼資料館	<ul style="list-style-type: none"> ・展示物の劣化が進みそうなので。どこにでもあったようなものは簡単に捨てられてしまい、二度と手に入らなくなる。
調神社	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的に大切 ・鳥居がうさぎで珍しい

名称	理由
浦和宿	・ 中山道の宿場町として
白幡沼の自然	・ 地域にある自然に触れる場所として
見沼通船堀	・ 当時の生活物資のために作られ、パナマ運河より300年古い ・ 歴史的技術力の高さ
馬場小室山遺跡	・ 縄文後期の環状盛土の貴重な遺跡
南部領辻の獅子舞	・ 伝統芸能として後世に残したい
岩槻城址公園	・ さいたま市域の城下町の形状を残している ・ 岩槻において必要なもの
人形作りの実演	・ 人形作り（人の手だけでつくる）の大変さ、誰かが継承していかなければならないから
日光御成道の整備	・ 歴史があるが、街道沿いに説明する看板や表示物が少ないから
富士山の風景	・ 気軽に見える場所がある
農家の屋敷林	・ だいぶ減ってきている
各地の神社の緑	・ 緑が失われつつあるときに貴重
道端や空地に放置された庚申塔等	・ このままだといずれ消滅しかねない ・ 通りに歴史を感じる
各種行事	・ 時間経過で消える可能性がある
各街道の街並み	・ 街道も文化遺産である、昔の人が通った街並みをわかるように残していきたい
地名の由来	・ 古からの地名の由来を残していきたい
食文化	・ 昔からつくっていたもの ・ うなぎ、まんじゅう、うどん ・ ヨーロッパ野菜（給食）

(カ) 歴史的・文化的な遺産や施設を未来に遺していくためには、どのような取組が必要と考えますか

【主な意見】

(情報発信について)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 知っていただくこと。広くアピールする。 ・ 市民にとって解りやすい広告（文化的遺産の活用をもっと皆に解りやすく説明し、行きやすくしてあげる）。 ・ 皆に知ってもらうこと（存在と価値）。 ・ オープンな資料、可視化したパンフレット。 |
|--|

(公開について)

- ・施設での企画・特別展などでは、様々な案件をとり上げてもらえば、訪問者も増えると思う。
- ・グッズを販売してもよい。
- ・美術館、博物館等で展覧会実施案内。
- ・文学、絵画の展示等も多く広めてほしい。

(普及啓発について)

- ・子どもたちが喜んで参加できる行事を大切にして、お祭りを盛り上げていきたい。
- ・子どもと一緒に楽しめるイベントがあるとよい。
- ・定期的にイベント等を開き、多くの人に参加してもらおう。
- ・公民館等が、地域おこしでもっとツアーをする。
- ・情報による資料、案内ガイドを開催し実施する。見学会等で多くの人に広めていく。
- ・遺跡調査現場の案内実施（現地で行う）
- ・見学会等、ウォーキング等の実施。
- ・見学しながら勉強ができるように、スタンプラリーのようなものを作る。
- ・調査報告書の拡充。
- ・レシピの伝授（若い人、Z世代）

(教育について)

- ・小学校の低学年で、岩槻の人形について、もっと教えるようにできないのだろうか。
- ・小学校、中学校でさいたま市を詳しく教え、学ぶ時間を多くすると地域愛が深まり、気持ちよく過ごせる。
- ・小学校、中学など地元も歴史、文化を学ぶ時間をもっと増やして、育った町を大事に、そして文化的・歴史的に伝えていってほしい。
- ・10代や20代の若者の興味・関心を引くようなビジュアルに富んだ歴史的・文化的な遺産・施設の紹介を充実させることが必要。

(ボランティアの活用について)

- ・あらゆる人々にその考えを広めてゆくような活動をいろいろな手段でやってゆく。活動団体にもっと支援してほしい。
- ・市や県ばかりでなく、地域愛にあふれた方々を中心に、強力なボランティア組織を立ち上げ、運営費等を公的に補助したらよい。
- ・ボランティア等の力をもっと借りて管理をおこなっていく。

(施設整備について)

- ・歩行者の安全通路が少ない。
- ・市外、県外からも来訪客をより多く呼ぶためには、飲食店が少ない。昔、参道には露店がたくさん並んでいた。一帯の雰囲気を壊さないような露店が入った建物を作るとか、レトロな長屋風の賑いが大きくなることが未来にもつながっていく。
- ・史跡の近くに地図や看板を多く設置してほしい。
- ・神社・城跡についての細かい表示がない。現場での表示を詳しくすることによって、興味を持つ人が出てくる。
- ・美しい景観を守りためにゴミの投棄などしない。
- ・市は雑草の草刈りや枝伐採などを定期的に行ってほしい。
- ・自然公園化し、転地利用等できないようにする。
- ・ビデオ解説や、ボタンで説明する所があると便利。

2 めざす将来像

アンケート調査の結果から、多くの市民が、歴史文化遺産は本市の歴史や文化を表すもので、「市の宝」であると考えていること、次世代に継承すべき大事なものであるという認識であることが明らかとなりました。

また、まだ知られていない「市の宝」があること、みんなの大事なお宝をなくさないように守りながら、さいたま市のシンボルとして観光振興等に利用していくこと、多くの人々がかかわりをもつことなどが求められているのがアンケート調査結果から伺うことができます。

このようなことから、まだみつかっていない市の宝を“さがす”、みつけたら様々な場面(教育や観光、地域振興など)で“いかす”、そして、関係する人々のネットワーク“たすけあう”を構築していき、その価値を損なうことなく“まもる”、そして次世代へつなげていくことを、本市が目指す将来像とし、次のようなスローガンを設定します。

<将来像>

さがす・いかす・たすけあう・まもる

「さ・い・た・ま」でつなぎ、語ろう みんなの宝

第5章 歴史文化遺産の把握調査

1 既存の把握調査の概要

先述のとおり、さいたま市自体はもともと異なる旧4市が合併したことで成立しました。旧市の文化財保護行政について比較した場合、どの自治体においても文化財指定基準は定められていませんでした。

また、文化財保護行政に充てられる予算規模、担当職員数に大きな差もあり、調査手法や文化財指定に至るまでの手順もまちまちでした。必然的に、各市で力を入れた分野にも差が生じています。例えば、ある市では石造物の調査が進んでいたが、仏像の調査が行えていない、古墳群の調査は行われたが、建築物の調査は行われていないなど、分野ごとに充実した調査が行えているもので行えていないもので地域間の格差が残ります。合併を機にその差を埋めることは出来ず、解消されていないまま合併を迎えたのが実情です。

また、市史の編纂についても、旧4市とも編纂の時期が異なり、構成にも差があり、調査に力を入れた時代、分野に偏りが見られる傾向があります。

しかし、現在、新たなさいたま市史編纂の過程であり、こうした部分は次第に解消されつつあります。

2 把握調査の課題

合併以降も文化財指定における手法を定めた基準は明文化されていません。また、現在、全市を網羅する充実した歴史文化遺産の悉皆調査が出来ていないといえます。しかし、実際には合併によって市域が拡大され、市内には、まだまだ、未発見の貴重な歴史文化遺産が多く眠っています。

現在、文化財保護行政を担う担当職員数は合併前の職員数の合計からは著しく減員されています。また、学芸員採用を経て採用された専門職員の割合は低く、十分な調査を行うのに必要とされる経験、能力を蓄積できないまま、また、短い期間で職員は異動してしまうため、一部の職員をのぞき職員の入れ替えを繰り返しています。

こうした状況下で、以前より広大になった市域全体を網羅する悉皆調査を行うための十分な調査手法などを引き継ぐことは困難であり、文化財保護行政の運営上の弊害となっています。十分な調査を行える体制を見直し、再構築する必要が高まっています。

3 方針・措置（今後の取組み）

文化財指定には至っておらず、それでも地域のお宝ともいふべき歴史文化遺産を今後どのように掘り起こし、守っていくか、まさに、本市が直面している課題です。まず、どのような歴史文化遺産があるか掘り起こすため、基礎調査を計画的、継続的に進める必要があります。併せて文化財指定の基準の明文化や今後の文化財保護行政を担う人員の確保は急務です。

しかし、本市においても、今後、急激的な少子高齢化の傾向が進むことを考慮すると、直ちに状況を改善することは困難であることは想定内です。

こうした状況を打破するために、民間からの援助は非常に有効です。例えば、市内には大学をはじめとする研究機関や歴史文化遺産の発見に実績を残している市民団体からの情報提供が多くあり、今後の基礎調査を行う上で、非常に有効な効果が期待できます。また、歴史文化遺産の掘り起こしのためには、一人でも多くの市民に文化財保護行政に関心を持ってもらう必要があります。

定期的に、区役所や公民館等を活用し市民を対象にしたワークショップを開催するなど、そこで新たな歴史文化遺産の視点を加えることもできると感じます。

第6章 歴史文化遺産の保存と活用に関する方針と措置

1 保存と活用に関する課題

(1) 4つの課題

受け継がれてきた本市の歴史や文化、そして社会や生活は、市民共有の財産として守り、さらに未来へ引き継いでいかねばなりません。

現状を踏まえた上で、課題の抽出を行い、歴史文化遺産の活用と保存に関する課題を以下の4つに分類し、整理しました。

課題1 **把握・調査** に関する課題

課題2 **活用** に関する課題

課題3 **人材確保・育成** に関する課題

課題4 **保存・継承** に関する課題

(2) 課題1 把握・調査に関する課題

① 歴史文化遺産の調査が十分ではありません

市内の文化財の各悉皆調査は、合併前の旧4市で各々行ったものが多く、旧市全てで調査済のものは少ない状況です。例えば庚申塔の調査を行ったエリア（旧市）と行っていないエリア（旧市）があるため、現在の全市レベルの調査としては不十分な状態となっています。

さらに旧市の調査データは20年以上前のものであり、その後の現況調査も必要に応じて一部しか行われていないため、現在の状態を把握できていません。

また、歴史文化遺産で未調査のものがあり、特に美術工芸品など、新たな指定・登録文化財候補も把握が十分ではありません。

② 指定文化財の現況調査が十分ではありません

文化財の指定後も定期的に現況調査を行って文化財の状態を確認していく必要があります

が、さいたま市の指定文化財は国・県・市合わせて 526 件あるため、現況確認が十分に行われているとは言い難いです。比較的確認を行っている天然記念物でも数年に一度の割合になってしまっています。

③ 調査記録や台帳のデータ管理が十分ではありません

歴史文化遺産を保存・管理・活用していくためには、調査記録や台帳等を作成して、適正に管理し、更新していく必要があります。しかし、過去に調査した文化財や指定文化財の修理履歴など、一元的なデータベース化ができていないため、データを十分に活用できず、市民にその価値を一部分しか伝えることができていません。

旧市および本市で作成した調査報告書などはリスト化ができていますが、外部機関や研究者などによる本市歴史文化遺産の調査・研究および著作物についての把握が不十分です。

(3) 課題 2 活用に関する課題

① 歴史文化遺産の認知度が低い状態です

第 4 章 1 - (1) 文化財や歴史文化に関する市民の意識調査によれば、文化財を多くの市民が大切なものとして継承していくべきものと思っていることが明らかになりました。一方で本市が行った別のアンケート（令和 4 年度総合振興計画の進行等に係る市民アンケート調査、令和 5 年 2 月実施）結果によると、個別の認知度は、国指定史跡である「見沼通船堀」は 42.8%、同じく国指定史跡「真福寺貝塚」は 4.5% など、低いことが分かりました。

人口増加の要因である転入者が多いということは、市外で生まれ育った人が多いということであり、国の文化財に限らず、地域の伝統的な歴史や文化に触れる機会が減ってきている現在では、なかなか認知され難い状態となっています。

② 歴史文化遺産の魅力を上手に発信できていません

現在、文化財の情報発信としては、文化財時報「榎りぽーと」、文化財マップ、国指定史跡の案内パンフレットなどを発行し、文化財保護年報や「さくらそう通信」はデータで発行して市のホームページで公開しています。ホームページは随時更新をしていますが、ページによっては探しづらいなど、改善の必要があります。

令和 4 年度に作成した文化財キャラクターをはじめ、文化財そのものの魅力を向上させ、目に留めてもらうような発信が必要です。

③ 歴史文化遺産に親しむ道具（ツール）が十分ではありません

経年劣化が見られる既存の文化財説明板について、撤去や更新が必要です。また、各地の

まちづくりと連携し、まちの歴史・文化のストーリーや観光の周遊に関連した案内板等が不足しています。そして、これらに2次元コードを利用した多言語解説・詳細な説明・動画解説等を付けて、現地でのガイド機能を向上させる必要があります。

さらに、最近では情報発信ツールの発達と多様化が進んでおり、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進の観点からもARやVRを用いるなど、歴史文化遺産の魅力と愛着が湧くような仕掛けが必要です。

④ 学校教育等での活用が十分ではありません

市立博物館では、小学校と連携した学校巡回展や体験学習の受入れを長年実施し、一定の成果を挙げていますが、文化財保護課で行っている小・中学校を対象にした出前授業や体験発掘は、実施校が少なく、埋蔵文化財に偏っています。また中学校に対して活用の働きかけが十分とは言えません。

さらに文部科学省が推し進めるGIGAスクール構想に基づき、本市の歴史文化遺産に関するコンテンツの作成などで学校と連携する必要があります。

（４）課題３ 人材確保・育成に関する課

① 歴史文化遺産の調査・保存・活用に関して連携が十分ではありません

予算や人員に限りがあることから観光・まちづくり・学校教育など庁内担当部局との連携をより密にし、相互の事業効果を高め合う必要があります。所有者・管理者と行政が保存・活用について懇談するような場もありません。

また、地域の歴史文化遺産を研究したり、親しんだりしている市民団体の把握が十分ではありません。このような団体や外部の商業・観光に関連した企業・団体などとの連携の機会が少ないことも課題として挙げられます。

② 歴史文化遺産の調査・保存・活用に関して人材育成が十分ではなく、後継者不足も生じています

文化財を扱う職員は、文化財や地域の歴史・文化に関する専門知識と取扱技術を要し、これらは一朝一夕では得られないため、育成していく必要があります。

無形民俗文化財は、少子高齢化や多様化する社会生活により後継者不足となっており、継承が難しくなっています。また修理にあたっては、原材料や修理技術者等の職人の確保も年々難しくなっています。

(5) 課題4 保存・継承に関する課題

① 文化財の指定等の要件や基準があいまいな状態です

文化財の指定については、現在、さいたま市文化財保護審議会に諮問し、答申に基づいて指定していますが、前述のとおり、悉皆調査が不十分のため、新たな指定・登録文化財候補の把握が十分ではありません。また、指定の目安となる基準を明文化する必要があります。さらに、令和3年の文化財保護法改正により、文化財の地方登録制度が法律化されました。今後、この登録制度の導入について検討する必要があります。

② 文化財保存活用計画の策定や改定が必要です

本計画であるところの地域全体の保存と活用の計画を作成する一方、その構成要素である文化財一つ一つについても計画的な保存と活用を促すために、個別に保存活用計画を策定する必要があります。

現在、国指定史跡「真福寺貝塚」は、保存活用計画に従い、追加指定や公有地化および整備のための発掘調査を実施していますが、改定の時期となってきました。また、国指定史跡「見沼通船堀」や国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」では、策定された保存管理計画に従い運用しておりますが、保存活用計画を作成し、移行する必要があります。

将来的には県指定史跡等も保存活用計画を順次策定し、それに従い運用していく必要があります。

③ 維持管理・整備が不十分な文化財があります

文化財の価値を損なわず後世に残すため、適切な保存・維持管理と、修理・修繕が必要になります。指定文化財の現況調査を行いながら、修理が必要な指定文化財についてリストを作成し、計画的に修理を実施する必要があります。特に建造物は修理に費用もかかることから早めの対応が求められます。

また、国指定史跡「真福寺貝塚」は公有地化をはじめて長い年月が過ぎており、速やかに整備を始める必要があります。国特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」のサクラソウが減少しており、原因究明と対処が必要です。

④ 修理・修繕等にかかる資金のねん出が負担となっています

修理・修繕など指定文化財を守っていくには費用がかかります。必要な財源の確保は所有者・管理者・行政のいずれにとっても大きな負担となっています。

⑤ 防災・防犯意識を高める必要があります

発災時の文化財対応マニュアルについては、行政としては、さいたま市地域防災計画等の

マニュアルがあるものの、文化財の所有者・管理者向けの非常時マニュアルは作成していません。また、文化財防火デーに合わせた文化財防火運動を消防が中心となって実施していますが、民家園等の公共施設や寺社での実施が多くなっています。更なる防災・防犯意識の向上を図っていく必要があります。

⑥ 保管・収蔵施設が不足しています

現在、埋蔵文化財収蔵施設は数カ所に分けて収蔵している状態で、貸出など資料を活用する際には複数個所を回らねばならず、効率の悪い状態が続いています。発掘調査により増加していく出土品に対し、収蔵量も限界にきています。また施設も長年の使用で老朽化しています。

岩槻人形博物館や大宮盆栽美術館など地域文化に特化した博物館が設置された一方、歴史系の博物館施設は基本的に旧市の施設を使い続けており、再編や建て替えや移転などの在り方を検討する必要があります。

2 保存と活用に関する方針

(1) 4つの方針「さ・い・た・ま」

本市の目指すべき将来像である『「さ・い・た・ま」でつなぎ、語ろう みんなの宝』の達成に向けて、文化財の保存と活用に関する現状や4つの大きな課題を踏まえ、以下のとおり4つの方針（「さ・い・た・ま」）を定めます。また、課題に対する方針の対応については、次頁のとおりです。

方針1 さがす (探す)

方針2 いかす (活かす)

方針3 たすけあう (助け合う)

方針4 まもる (守る)

4つの課題

1 把握・調査

- ・①調査不足
- ・②現況調査不足
- ・③データ管理不十分

2 活用

- ・①認知度不足
- ・②魅力発信不足
- ・③情報発信ツール不十分
- ・④教育分野での活用不十分

3 人材確保・育成

- ・①連携不足
- ・②後継者、人材不足

4 保存・継承

- ・①要件や基準があいまい
- ・②保存継承の指針が不十分
- ・③維持管理・整備が不十分
- ・④修繕費等の予算不足
- ・⑤防災・防犯対策が不十分
- ・⑥保管・収蔵施設の不足

4つの基本方針

1 さがす

- ・①掘り起こし
- ・②現況確認
- ・③データベース構築

2 いかす

- ・①講座等の開催
- ・②情報発信の多様化
- ・③情報発信ツールの整備
- ・④学校教育との連携強化

3 たすけあう

- ・①連携体制の整備と強化
- ・②支援体制の整備と人材育成

4 まもる

- ・①指定等の要件整備
- ・②個々の保存活用計画の作成
- ・③必要な維持管理・整備を実施
- ・④多様な資金面の活用
- ・⑤防犯、防災意識の啓発
- ・⑥保管・収蔵施設の整備

それぞれにあった措置を行う。

達成

<将来像>

さがす・いかす・たすけあう・まもる

「さ・い・た・ま」でつなぎ、語ろう みんなの宝

この4つの方針に沿った措置を計画的に行っていくことが、将来像とした『「さ・い・た・ま」でつなぎ、語ろう、みんなの宝』の達成へとつながっていきます。

(2) 方針1 さがす

歴史文化遺産の把握・調査に関する課題（課題1）に対応する方針で以下のとおり進めます。

- ・市域の歴史文化遺産の掘り起こしを進めます。
- ・指定文化財の現況調査を実施します。
- ・データベースを構築します。

悉皆調査が終了後も計画的に詳細調査や現況調査を行い、将来につなげるための継続的な調査を実施していきます。また、大学などの研究機関・市民団体・市民等と連携し、掘り起こしを進めていきます。データベースに関しては、歴史文化遺産も含めた一元的なデータベースの構築を行いながら、順次公開します。

(3) 方針2 いかす

歴史文化遺産の活用に関する課題（課題2）に対応する方針で以下のとおり進めます。

- ・歴史文化遺産に親しむ機会を増やします。
- ・様々な媒体を活用した情報発信を推進します。
- ・歴史文化遺産を見学する際の仕掛け（ツール）を整備します。
- ・学校教育・生涯学習との連携を強化します。

現在実施している活用・公開事業をさらに多くの市民に見て親しんでもらうため、ホームページの充実やリニューアルを図るとともに、情報発信の媒体の多様化や見せ方を工夫します。また多言語化やDX（デジタルトランスフォーメーション）の導入等による見学環境の整備を行い、歴史文化遺産に関心を持ってもらう市民の裾野を広げます。学校教育との連携については、市立博物館の学校巡回展など現行の連携に加え、教材の開発等連携の強化に努めます。

(4) 方針3 たすけあう

歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題（課題3）に対応する方針で以下のとおり進めます。

- ・所有者・地域住民・行政が連携し、歴史文化遺産の保護・活用の体制を整えます。
- ・歴史文化遺産の調査・保存・活用を担う人材を育成・支援します。

行政内部については、庁内関係各所との連携の強化を図り、歴史文化遺産を広く市民に紹介していきます。関連団体や地域住民等との連携を行うにあたり、行政から情報提供するだけでなく、市民から行政への情報提供や相談・要望などを通して絆を深めながら地域の歴史文化遺産を掘り起こし、継承していく体制づくりを行います。また、所有者とも情報交換や要望を聞く機会を作ります。

本計画を確実に遂行するためには文化財専門職員の計画的な配置と育成を行う必要があります。また、所有者や行政とともに「さがし、いかし、たすけあい、まもっていく」人材を育成し、支援する体制を検討します。

（5）方針4 まもる

歴史文化遺産の保存・継承に関する課題（課題4）に対応する方針で以下のとおり進めます。

- ・文化財の指定や登録の要件等を検討し、整備します。
- ・国・県指定文化財の保存活用計画を作成・改定します。
- ・必要な維持管理・整備を行います。
- ・多様な資金面の活用を図ります。
- ・所有者、管理者及び地域住民へ防災・防犯意識の啓発と訓練を行います。
- ・博物館施設、埋蔵文化財収蔵施設の移転等を検討します。

文化財の指定要件や登録制度導入についての検討を実施し、調査成果に基づいた文化財の指定を行います。国指定史跡「真福寺貝塚」・「見沼通船堀」、国指定特別天然記念物「田島ケ原サクラソウ自生地」、国指定天然記念物「与野の大カヤ」、県指定史跡「馬場小室山遺跡」・「岩槻城跡」など個々の指定文化財の保存活用計画を策定・改定し、計画に則った維持管理、修理・修繕を行います。「真福寺貝塚」については、公有地化した場所において貝塚の魅力や地域への愛着を育む整備を早期に実施することが、史跡の価値を物語るガイダンス施設・駐

車場等も含めて求められています。文化財の修理等の財源不足については、各種補助金を活用しつつ、計画的に実施します。また保存・継承のためのクラウドファンディングの活用を検討します。歴史文化遺産の情報を消防や警察などと情報共有するとともに、所有者・管理者だけでなく、地域全体での日常的な見守りなど、防災・防犯意識の向上を図っていく必要があります。

「与野文化財資料室」の移転および土器の館の中規模修繕に伴う、出土品の移動を的確に実施します。また、現在数カ所に分けて収蔵している出土品について、施設の老朽化や出土品の今後の増加を踏まえて、埋蔵文化財収蔵施設の再編を検討します。

3 保存と活用に関する措置

(1) 措置の考え方

保存と活用に関しての課題とそれに対応する方針に従い、個々の具体的な取り組みについて以下のとおり定めます。

【措置表の見方】

課題 1～4	課題1 歴史文化遺産の把握・調査に関する課題													
方針 1～4	方針1 さがす													
	①市域の歴史文化遺産の掘り起こしを進めます													
措置 1～4	措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
					行政	専門 家	市民 ・ 団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10 ～ R12	
					市	○	○	△		新				
					市	○	○	△			新			
措置 NO		3	民俗文化財調査	祭りや行事、石造物調査を実施します	市	○	○	△			新			

国：国費	県：県費
市：市費	民：民間が支出

新：新規事業
継：継続事業
再：再事業化

(2) 保存と活用に関する措置

課題1 歴史文化遺産の把握・調査に関する課題

方針1 さがす

①市域の歴史文化遺産の掘り起こしを進めます

措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
1	建造物調査	未調査建造物の調査を実施します(登録文化財を想定)	市	○	○	△		新				
2	美術工芸品調査	美術工芸品の把握調査を実施します	市	○	○	△				新		
3	民俗文化財調査	祭りや行事、石造物調査を実施します	市	○	○	△			新			
4	埋蔵文化財調査	各種開発に伴う発掘調査を実施します	国 市民	○		○		継				
5	市民団体との調査	市民団体と連携し、歴史文化遺産の情報共有や掘り起こしを行います	市	○		△				新		
6	ワークショップの開催	市民との協働による歴史文化遺産の掘り起こしを行います	市	○		○		新				

②指定文化財の現況調査を実施します

措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
7	指定文化財等の現況調査	指定文化財等の現況確認調査を実施します	市	○	△	△	○	継				
8	古文書の整理	文化財指定古文書の員数を確認します	市	○				新				
9	田島ケ原サクラソウ自生地緊急調査	サクラソウ減少の原因を究明する調査を実施します	市	○	△			継				
10	真福寺貝塚発掘調査	真福寺貝塚の整備のための内容確認調査を実施します	市	○	△			継				

③データベースを構築します

措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
11	指定文化財のデータベース化	調査記録・修理記録等を含む一元的なデータベースを構築します	市	○				新				
12	歴史文化遺産のデータベース化	調査済の歴史文化遺産について一元的なデータベースを構築します	市	○					新			
13	データの公開	構築したデータベースを一部公開します	市	○					新			

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題

方針2 いかす

①歴史文化遺産に親しむ機会を増やします

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
14	サクラソウ現地見学会	サクラソウ開花期の見学会を実施します	市	○	△			継					
15	サクラソウWeeks	サクラソウに関する展示会を実施します	市	○		○		継					
16	見沼通船堀閘門開閉実演	見沼通船堀での通水及び閘門開閉の公開を実施します	市	○		△		継					
17	真福寺貝塚発掘調査現地説明会	真福寺貝塚での最新調査成果の説明会を実施します	市	○				継					
18	最新出土品展	市内発掘調査での最新調査成果の展示会を実施します	国市	○		△		継					
19	市内遺跡発掘調査成果発表会	市内発掘調査での最新調査成果を担当者が発表します	市	○		△		継					
20	文化財特別公開	通常は非公開の文化財を期間限定で公開します	市	○			△	継					
21	無形民俗文化財の公開	無形民俗文化財の公開及び事前広報活動を実施します	市	△		○		継					
22	郷土芸能のつどい	市内の郷土芸能の公演会を開催します	市	○		○							再
23	大宮郷土芸能保存大会お囃子大会	旧大宮市域のお囃子団体の公演会を開催します	市				○	継					
24	伝統芸能普及フェスティバル	旧浦和市域を中心に木遣歌、お囃子等の公演会を開催します	市				○	継					

②様々な媒体を活用した情報発信を推進します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
25	文化財時報等の刊行	文化財時報、博物館報等を刊行します	市	○				継					
26	文化財関連図書等の刊行	調査報告書、各種パンフレット、文化財マップ等を刊行します	市	○				継					
27	歴史文化遺産データの公開	歴史文化遺産の調査結果を公開します	市	○									新
28	ホームページの充実	さいたま市文化財サイトの充実を図ります	市	○				継					
29	ホームページのリニューアル	さいたま市文化財サイトの整理、リニューアルを実施します	市	○									新
30	動画配信の拡充	動画コンテンツを作成・配信します	市	○		○			再				
31	文化財キャラクターの活用	令和4年度に制作した文化財キャラクターの活用を図ります	市民	○				継					
32	郷土カルタ作成	市民募集による郷土カルタを作成します	市	○									新

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題

方針2 いかす

②様々な媒体を活用した情報発信を推進します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
33	さいたま市史の刊行	さいたま市史、関連紀要を刊行します	市	○				継					
34	伝統産業ガイドブックの刊行	市内の伝統産業についてのガイドブックを刊行します	市	○				継					
35	農情報ガイドブックの刊行	農産物のPRガイドブック「トレトリ」を刊行します	市	○				継					
36	各区の魅力発信	各区にて散策マップやガイドマップ等を発行します	市	○				継					
37	観光情報フリーペーパーの発行	観光情報フリーペーパー「さいたま！タマてばこ」を発行します	民			○		継					

③歴史文化遺産を見学する際の仕掛け(ツール)を整備します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
38	説明板等の設置	歴史文化遺産の説明板や標柱等の新設・撤去・更新を実施します	市	○			△	継					
39	説明板の多言語化	二次元コードによる既存説明板の多言語化を実施します	市	○					新				
40	DXの導入の検討	AR・VR等を使った魅力ある仕掛けの検討を行います	市	○						新			
41	DXの導入	AR・VR等を導入します	市	○								新	
42	岩槻歴史街道の整備	岩槻のまちの魅力を向上させ、賑わいを創出する仕掛けを行います	市	○				継					

④学校教育・生涯学習との連携を強化します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
43	小・中学校への出前授業	職員によるサクラソウや遺跡等の出前授業を実施します	市	○				継					
44	真福寺貝塚体験発掘	地元小学校への発掘体験を実施します	市	○				継					
45	小学生への体験講座	市立博物館・うらわ美術館・盆栽美術館・人形博物館等で体験講座を実施します	市	○		△		継					
46	学校巡回展	テーマに合わせた写真・解説パネル・資料を学校に展示し、巡回させます	市	○				継					

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題

方針2 いかす

④学校教育・生涯学習との連携を強化します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
47	学習教材の開発	小学校副読本に合わせた資料映像を作成します	市	○				新				
48	市民向け講座の開催	市立博物館等による市民向け講座・ワークショップ等を開催します	市	○				継				

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

①所有者・地域住民・行政が連携し、歴史文化遺産の保護・活用の体制を整えます

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
49	支援協力体制の整備	人的・資金等の協力体制の整備を実施します	市	○				新				
50	博物館施設等との連携	博物館施設等と事業の連携を強化します	市	○				継				
51	庁内連絡会の設置	庁内の連絡体制を整備します	市	○				新				
52	所有者等の協議会の設置	担い手同士のネットワークを整備します	市	○	△		○	新				
53	国際観光協会・商工会議所との連携	国際観光協会・商工会議所との連携を強化します	市民	○		○		継				
54	市民団体の活動把握	歴史文化遺産に関する活動団体の把握を行います	市	○		△		新				
55	市民団体との連携	活動把握した市民団体と連携し、歴史文化遺産の情報共有や人材の育成を図ります	市民	○		△				新		
5	市民団体との調査	市民団体と連携し、歴史文化遺産の掘り起こしを行います	市	○		△				新		

②歴史文化遺産の調査・保存・活用を担う人材を育成・支援します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
56	産学官の連携	産学官の連携を推進します	市民	○	○	○		継				
57	文化財専門職員の育成	文化財専門職員(学芸員)の計画的な雇用と配置・育成を行います	市	○				継				

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

②歴史文化遺産の調査・保存・活用を担う人材を育成・支援します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
58	自生地を守る会活動支援	田島ケ原サクラソウ自生地ボランティアの募集および研修を実施します	市	○	△	△		継				
59	ボランティアの養成	史跡環境整備等のボランティア養成講座を実施します	市	○		○						新
60	茅葺職人人材育成	差茅などの一定の技術を保有する継承者を育成します	民	△	△	○			新			
61	漆刷毛ヘアドネーション支援	漆刷毛の原材料となる人髪を収集します	市民	△			○	新				

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

①文化財の指定や登録の要件等を検討し、整備します

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
62	文化財指定要件の整備	文化財の価値づけの基準を整備します	市	○	○				新			
63	登録制度の検討	登録制度の導入・整備について検討します	市	○	○				新			
64	文化財の指定等	調査成果に基づいた文化財の指定等を実施します	市	○	○			継				

②国・県指定文化財の保存活用計画を作成・改定します

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
65	見沼通船堀保存活用計画作成	国指定史跡「見沼通船堀」の保存活用計画を作成します	市	○	△		△	新				
66	真福寺貝塚保存活用計画改定	国指定史跡「真福寺貝塚」の保存活用計画を改定します	市	○	△		△					新
67	田島ケ原サクラソウ自生地保存活用計画作成	国特別天然記念物「田島ケ原サクラソウ自生地」の保存活用計画を作成します	市	○	△							新
68	与野の大カヤ保存活用計画作成協議	国天然記念物「与野の大カヤ」の保存活用計画について所有者と協議します	市	○	△		○					新

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

③必要な維持管理、整備を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
69	県指定史跡保存活用計画作成準備	市所有の県指定史跡「岩槻城跡」「馬場小室山遺跡」「岩槻藩遷喬館」の保存活用計画作成の準備を行います	市	○								新
70	文化財保護審議会の開催	各分野の専門家による諮問機関として文化財の指定等の審議を行います	市	○	○			継				
7	指定文化財等の現況調査(措置7再掲)	指定文化財等の現況確認調査を実施します	市	○	○	△	○	継				
71	指定文化財の修理候補リスト作成	現況調査後、修理が必要な指定文化財のリストを作成し、更新していきます	市	○	△		△	新				
72	指定文化財の修理	修理リスト、および緊急性に基づいて修理を実施します	国 県 市民	○	△		○	継				
73	市所有史跡の維持管理	市所有指定史跡の維持管理を実施します	市	○	△			継				
74	市所有指定建造物修理計画の作成	市所有指定建造物について、修理計画を作成します	市	○	△				新			
75	市所有指定建造物の修理	市所有指定建造物について、修理を実施します	市	○	△							新
76	見沼通船堀の維持管理	国指定史跡「見沼通船堀」(鈴木家住宅を含む)の維持管理を実施します	市	○	△	○	○	継				
77	見沼通船堀再整備工事	国指定史跡「見沼通船堀」西縁園路及び案内板設置工事を実施します	国 市	○	△		△	継				
78	真福寺貝塚整備基本計画の作成	国指定史跡「真福寺貝塚」の史跡整備基本計画を作成します	国 市	○	△	△				新		
79	真福寺貝塚整備基本設計の作成	国指定史跡「真福寺貝塚」の史跡整備基本設計を作成します	国 市	○	△							新
80	真福寺貝塚整備詳細設計の作成	国指定史跡「真福寺貝塚」の史跡整備詳細設計を作成します	国 市	○	△							新
81	真福寺貝塚第1期整備工事	国指定史跡「真福寺貝塚」の第1期史跡整備工事を実施します	国 市	○	△							新
9	田島ヶ原サクラソウ自生地緊急調査(措置1-8再掲)	国特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」でのサクラソウ減少の原因を究明する調査を実施します	国 市	○	△			継				

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

③必要な維持管理、整備を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
82	田島ヶ原サクラソウ自生地保護増殖	国特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」でのサクラソウの保護増殖を実施します	国市	○	△					新		
83	指定文化財保護事務	指定(国登録を含む)文化財に関する許認可事務等を行い、文化財を保存します。	市	○	△		○	継				
84	埋蔵文化財保護事務	開発に伴う発掘届に対し、試掘調査を実施するなど埋蔵文化財の有無を明らかにし、適切に保存します	市	○	△	△		継				
85	埋蔵文化財収蔵施設の維持管理	土器の館等埋蔵文化財収蔵施設の維持管理を実施します	市	○				継				
86	歴史文化遺産の収集・保存	本市に係る歴史文化遺産を博物館等で収集・保存します	市	○				継				

④多様な資金面の活用を図ります

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
87	文化財保存事業費補助金の交付	指定文化財所有者が実施する修理等に対して補助金を交付します	市民	○			○	継				
88	国・県の補助金等の活用	無形の歴史文化遺産の継承等に係る補助金の申請を支援します	国県市民	○			○	継				
89	財団等の助成金の活用	歴史文化遺産の修理等に係る助成金の申請を支援します	民	○			○	再				
90	クラウドファンディングの検討	保存・継承のためのクラウドファンディングの活用を検討します	民	○			○	新				

⑤所有者・管理者及び地域住民へ防災・防犯意識の啓発と訓練を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
92	災害発生時の救出マニュアルの周知	文化財所有者・管理者に歴史文化遺産救出マニュアルを周知します	市	○			○			新		
93	歴史文化遺産の所在マップの作成	調査済の歴史文化遺産の所在地をおとしたマップを作製します	市	○								新

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

⑤所有者・管理者及び地域住民へ防災・防犯意識の啓発と訓練を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10 ～ R12
94	防災・防犯体制の整備	消防・警察・博物館・埼玉県文化資源課との連携体制を整備します	市	○				新				
95	防災訓練の実施	文化財所有者・管理者・地域住民・消防と連携した消防訓練を実施します	市	○				継				

⑥博物館施設、埋蔵文化財収蔵施設の移転等を検討します

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10 ～ R12
96	土器の館中規模修繕	埋蔵文化財収蔵施設「土器の館」の中規模修繕を実施します	市	○							新	
97	与野文化財資料室の移転	埋蔵文化財収蔵施設「与野文化財資料室」の移転を行います	市	○					新			
98	埋蔵文化財収蔵施設の整備	埋蔵文化財収蔵施設の再編を検討し、整備します	市	○				継				
99	博物館の在り方検討	市立博物館の移転等の検討	市	○				継				

第7章 歴史文化遺産の総合的な保存と活用

1 文化財保存活用区域の設定

文化財保存活用区域は、歴史文化遺産が集積し、効果的な活用が可能な地域であり、一定の区域内において、活用が可能な歴史文化のまとまりとなります。

これらの地域を「文化財保存活用区域」として設定し、歴史文化遺産の保存・活用に関する施策を積極的に展開することで、地域ごとの魅力を引き出し、人々の地域の歴史文化遺産に対する意識を高め、地域全体で歴史文化遺産をの「さがす・いかす・たすけあう・まもる」体制を構築し、次世代へつなげていくことを目的とします。

本市では、総合振興計画「2030 さいたま輝く未来と希望（ゆめ）のまちプラン」に示され

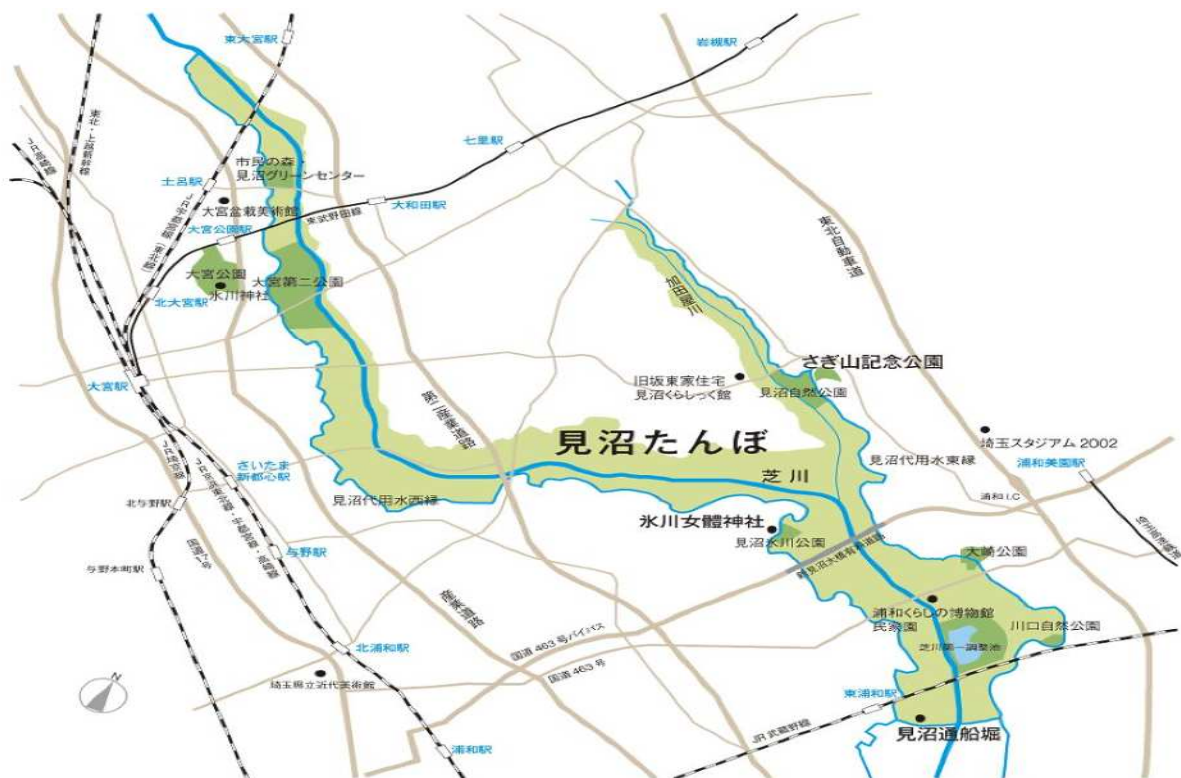
た、未来都市構造のイメージやまちづくりの計画を基に、歴史的、文化的経緯なども鑑み、旧市の中心部を含めた5地区を設定しました。

① 見沼 区域

通称「見沼たんぼ」と呼ばれる約1260haという広大な緑地空間と、その周囲の台地を含めた地域です。低地と台地が織りなす空間は、旧石器時代から人々が住みはじめ、海、沼、溜井、水田の時代を経て現地に至ります。周辺の台地には、氷川神社や氷川女体神社などの神社が数多くあり、また、竜の伝説も多く残っています。

斜面林や桜回廊、食糧や植木生産など、見沼とともに歩んだ歴史文化遺産が数多く残る地域でもあります。

【設定地域】 見沼たんぼに面した、北区・大宮区・見沼区・浦和区・緑区の一部の地域。



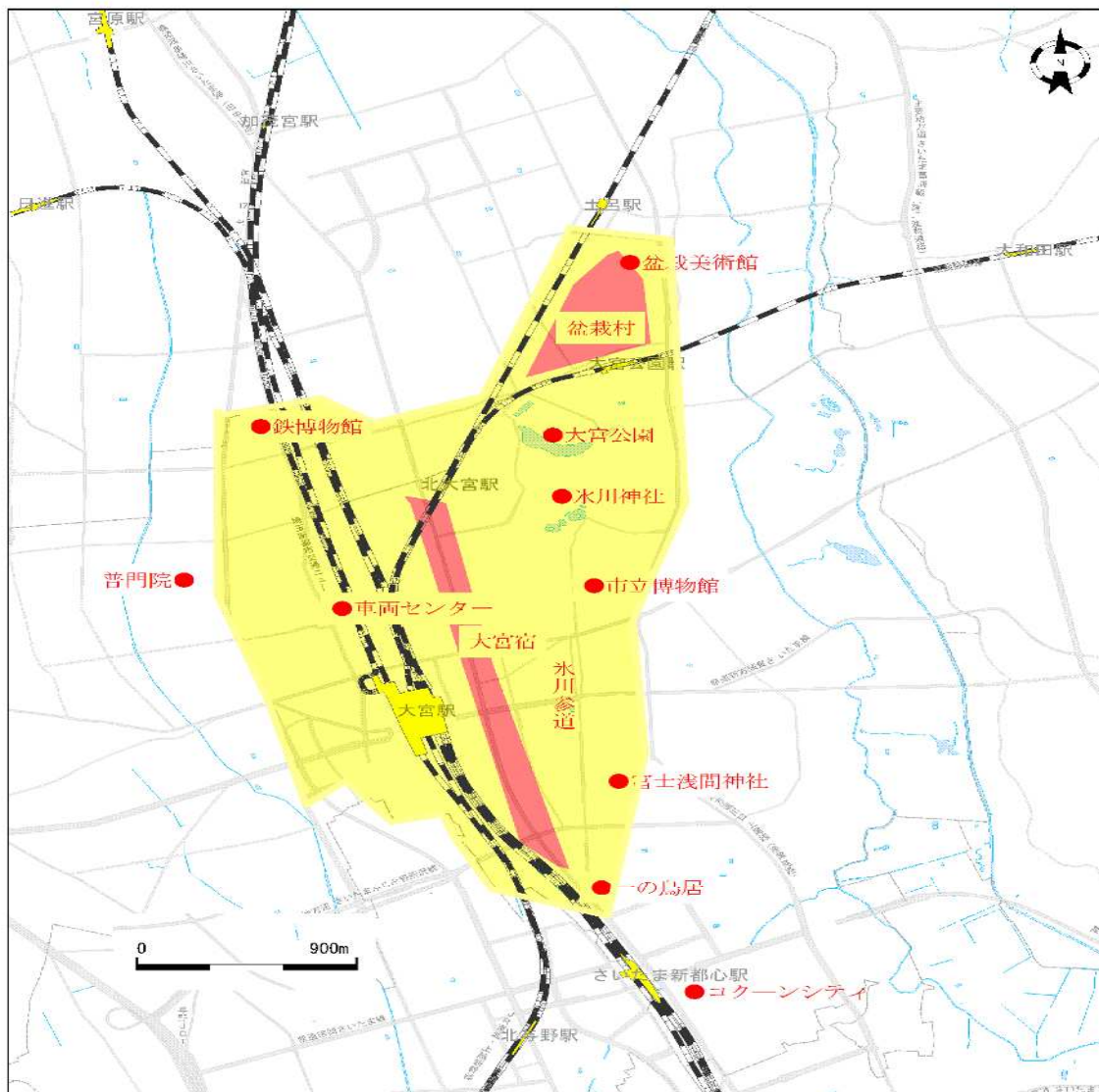
【主な歴史文化遺産一覧】

文化財の名称				種別	分類	文化財の名称				種別	分類
緑区	水川女體神社	1	見沼通船堀	国指定	史跡	73	北宮宿周辺	見沼伏越	未指定	水路	
		2	鈴木家住宅	国指定	史跡	74			車大宮操車場	未指定	電車
		3	水神社	国指定	史跡	75			砂太橋からの眺め	未指定	景観
		4	見沼通船舟歌	市指定	無形民俗	76			寿能城跡	県指定	旧跡
		5	山口新田の地蔵盆	市指定	行事	77			大沼神社	市指定	神社
		6	藤原家の土管印塚	未指定	神社・伝説	78			水川神社	未指定	神社
		7	赤山街道	市指定	道路	79			大日堂板石塔婆	市指定	考古資料
		8	八丁堤	未指定	道路	80			大日堂のシノノキ	市指定	天然記念物
		9	八丁石工作品群	未指定	石造物	81			景元寺のシノノキ	市指定	天然記念物
		10	附島水川女体神社本殿	市建造	建造物	82			浦和西高下のヤブカンゾウ	市指定	植物
		11	大開木水川神社本殿	市建造	建造物	83			見沼通船堀公園	未指定	公園
		12	藤原家の土管印塚	市建造	建造物	84			大向木公園	未指定	公園
		13	見沼の巻	県指定	旧跡	85			大崎公園	未指定	公園
		14	木造十一面観音立像	市彫刻	彫刻	86			見沼自然公園	未指定	公園
		15	半鐘	市工芸	工芸品	87			さき山記念公園	未指定	公園
		16	原性院齋廟三具足	市工芸	工芸品	88			見沼水川公園	未指定	公園
		17	有泉勝長木牌	市歴史	歴史資料	89			七里総合公園	未指定	公園
		18	清浄寺の康申塚	市有民	有形民俗	90			大谷ホテルの里	未指定	公園
		19	阿弥陀如来坐像	未指定	彫刻	91			合併記念公園	未指定	公園
		20	北条氏頼神社 北条氏印判状	市指定	文書	92			大宮第二公園	未指定	公園
		21	水川女體神社社殿	県指定	建造物	93			万葉親水公園	未指定	公園
		22	水川女体神社神輿	県指定	工芸品	94			大和田公園	未指定	公園
		23	三輪文兵衛銀太刀	県指定	工芸品	95			見沼公園	未指定	公園
		24	牡丹文瓶子	県指定	工芸品	96			市民の森・見沼グリーンセンター	未指定	公園
		25	水川女体神社古社宝類	市指定	工芸品	97			緑のトラスト第1号地	未指定	公園
		26	神明宮扁額	市指定	書跡	98			三宮第二自然緑地	未指定	緑地
		27	北条氏頼神社 北条氏印判状	市指定	文書	99			三宮第一自然緑地	未指定	緑地
		28	水川女體神社の名義紙え	市指定	無形民俗	100			三宮第二自然緑地	未指定	緑地
		29	水川女體神社社殿	市指定	天然記念物	101			木崎四丁目保存緑地	未指定	緑地
		30	水川女體神社齋船祭祭跡	市指定	史跡	102			木崎三丁目保存緑地	未指定	緑地
		31	四本竹遺跡(芝川第一調節池)	未指定	遺跡	103			浦和西高斜面林	未指定	緑地
		32	馬場小室山遺跡	県指定	史跡	104			大和田緑地公園特別緑地保全地区	未指定	緑地
		33	北指大橋からの眺め	未指定	史跡	105			大和田町1丁目特別緑地保全地区	未指定	緑地
		34	藤井家長屋門	市指定	建造物	106			土島自然の森	未指定	緑地
		35	藤井家文書	市指定	古文書	107			芝川	未指定	河川
		36	南郡領社の獅子舞	市指定	無形民俗	108			見沼代用水西縁	未指定	用水
		37	感神社	未指定	神社・伝説	109			見沼代用水東縁	未指定	用水
		38	総持院鎌接門	未指定	建造物	110			加田屋川	未指定	河川
		39	総持院のボタン	未指定	植物	111			見沼の人ぼ	未指定	新田開発
		40	見沼の巻	未指定	建造物	112			鎌倉時代の遺跡群	未指定	遺跡
		41	大雲文童書大井才尊号大	市指定	書跡	113			弥生時代の環濠集落	未指定	遺跡
		42	阿弥陀一尊種子板石塔婆	市指定	歴史資料	114			日本一の桜回廊	未指定	植物
		43	太子堂門口	市指定	工芸品	115			御舟祭りと片目の舞	未指定	伝説
		44	万年寺木造釈迦如来坐像	市指定	彫刻	116			見沼の巻	未指定	伝説
		45	井澤弥太郎兵衛為水頭像碑	未指定	銅像碑	117			巻の宮ノ宮の御殿	未指定	伝説
		46	加田屋新田	未指定	新田開発	118			見沼の竜神	未指定	伝説
		47	フノウ	未指定	半住	119			面路り朝顔	未指定	伝説
		48	旧坂東家住宅	市指定	建造物	120			男女のえし	未指定	伝説
		49	加田屋新田彼岸花	未指定	植物	121			見沼の蛇枕	未指定	伝説
		50	見沼弁財天	未指定	諸堂	122			見沼のいもり	未指定	伝説
		51	膝子一里塚	市指定	史跡	123			蓮を作らない橋	未指定	伝説
		52	光徳寺	未指定	寺院	124			見沼の竜神オタク様	未指定	伝説
		53	染谷の万灯	未指定	祭礼・行事	125			井才天と馬子	未指定	伝説
		54	染谷島浦園	未指定	植物	126			国昌寺山門の竜	未指定	伝説
		55	西福寺	未指定	寺院	127			巻石社の巻	未指定	伝説
		56	常泉寺	未指定	寺院	128			ヤツガシラ	未指定	食
		57	熊野神社	未指定	神社	129			里芋	未指定	食
		58	巻石神社の真鍮	市指定	有形民俗	130			柿渋	未指定	特産品
		59	御蔵のクマガイソウ	市指定	天然記念物	131			浦和くらしの学物館民家園	未指定	博物館
		60	御蔵のイカリソウ	市指定	天然記念物	132			浦和博物館	未指定	博物館
		61	中山神社旧本殿	県指定	建造物	133			旧坂東家住宅見沼くらしっく館	未指定	博物館
		62	中山神社の火遣り	未指定	祭礼・行事	134			市立博物館	未指定	博物館
		63	門蔵院の大イナゴウ	市指定	天然記念物	135			埼玉県立歴史と民俗の博物館	未指定	博物館
		64	門蔵院のシダレザクラ	市指定	天然記念物	136			みめま見聞館	未指定	博物館
		65	門蔵院精本着色十二天像	市指定	絵画	137					環境学習施設
		66	門蔵院虚空観音像	市指定	彫刻						
		67	見沼弁財天宗像神社	未指定	諸堂						
		68	大和田神社	未指定	神社						
		69	感神社	未指定	神社						
		70	砂の大ケヤキ	市指定	天然記念物						
		71	砂の万灯	市指定	無形民俗						
		72									

② 水川神社・大宮宿周辺 区域

古代より見沼のほとりに鎮座する水川神社を中心に発達した区域である。近世には中山道の大宮宿が整備され、近代以降は「鉄道のまち」、「商業のまち」として発展をとげてきました。また、県内最古の県営公園である「大宮公園」には文豪が訪れ、料亭文化が生まれたり、サッカー場、博物館の施設が建設されました。関東大震災後には「大宮盆栽村」が誕生するなど交通・交易・文化発信の拠点でもあります。

【設定地域】 大宮区の氷川神社を中心に大宮宿と北区盆栽町を含む。



【主な歴史文化遺産一覧】

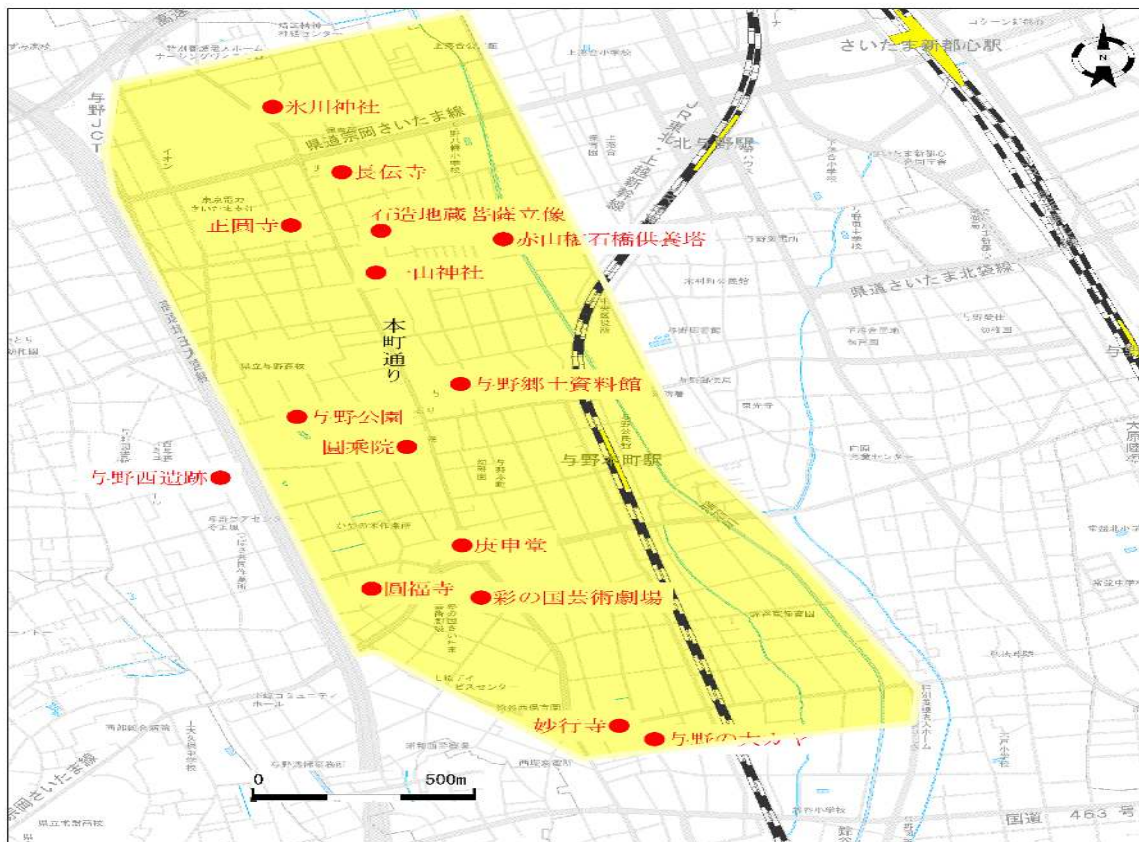
	文化財の名称	種別	分類		文化財の名称	種別	分類
1	大宮氷川神社摂社門客人神社本殿・ 摂社天津神社本殿・ 末社御嶽神社本殿	市指定	建造物	35	JR東日本大宮総合車両センター	未指定	工場
2	氷川神社行幸絵巻	県指定	絵画	36	赤レンガ倉庫	未指定	建造物
3	氷川神社横山大観作「秋色武蔵国」	市指定	絵画	37	庚申神社	未指定	神社
4	氷川神社文書	市指定	古文書	38	大栄橋	未指定	橋
5	夏越祓	未指定	祭礼	39	ほこすぎ橋	未指定	橋・景観
6	例大祭・橋上祭	未指定	祭礼	40	コクーンシティ	未指定	商業施設
7	大湯祭・十日市	未指定	祭礼・行事	41	白井助七翁碑	未指定	顕彰碑
8	夏祭り	未指定	行事	—	山丸公園	未指定	公園
9	大宮薪能	未指定	行事	—	白井助七の碑	未指定	顕彰碑
10	氷川参道	未指定	道路	42	舟遊池	未指定	公園
11	氷川参道の並木	市天記	天然記念物	43	児童遊園地	未指定	公園
12	「武蔵国一宮」の碑	未指定	石造物	44	飛行塔	未指定	建造物
13	氷川参道の庚申様	未指定	石造物	45	小動物園	未指定	公園
14	丁石	未指定	石造物	46	日本庭園	未指定	公園
15	勅使斎館	未指定	建造物	47	大宮公園の桜（さくら名所100選の地）	未指定	公園
16	氷川参道と社家の家並み	未指定	景観	48	大宮公園内遺跡（県博）	県指定	史跡
17	平成広場	未指定	公園	49	大宮遊園地ホテル跡の門柱	未指定	建造物
18	氷川だんご	未指定	食	50	一の屋	未指定	食
19	氷川神社の石碑と裏参道	未指定	石造物	51	盆栽村	未指定	地区
20	高台橋	未指定	橋	52	清水利太郎顕彰碑	未指定	顕彰碑
21	火の玉不動とお女郎地蔵	未指定	石造物	53	盆栽園	未指定	景観
22	涙橋の碑	未指定	石造物	54	大盆栽まつり	未指定	行事
23	安藤橋	未指定	橋	55	大宮風致地区	未指定	景観
24	山丸公園	未指定	公園	56	大宮聖愛教会	未指定	建造物
25	白井助七の碑	未指定	顕彰碑	57	市立博物館	未指定	博物館
26	浅間神社初山	未指定	祭礼・行事	58	土器の館	未指定	公共施設
27	塩地蔵尊	未指定	信仰	59	氷川の社文化館	未指定	公共施設
28	中山道大宮宿	未指定	宿場	60	鉄道博物館	未指定	博物館
29	北澤稲荷	未指定	神社	61	盆栽四季の家	未指定	公共施設
30	本陣稲荷	未指定	神社	62	盆栽美術館	未指定	博物館
31	倉屋敷稲荷	未指定	神社	63	漫画会館	未指定	博物館
32	東光寺	未指定	寺院	64	埼玉県立歴史と民俗の博物館	未指定	博物館
33	御影堂	未指定	諸堂				
34	多子稲荷	未指定	神社				
	閻魔堂	未指定	諸堂				

③ 与野本町周辺 区域

鴻沼低地と荒川低地に挟まれた大宮台地の与野支台に位置し、古代より、人々が住み始め、中世には鎌倉街道が与野支台を南北に通じ、「市」が開設されました。中世の中心は鈴谷地区であったが、江戸時代には本町が新しく作られ、甲州街道と奥州街道を結ぶ脇住還の宿駅として栄え、道の左右に前庭を持つ蔵造りの住宅が本町通りの街並みの特徴です。

現在は、新大宮バイパスやJR埼京線が通り、与野本町駅の西側には「彩の国さいたま芸術劇場」が設けられ、「芸術、文化創造発信の地」となっています。

【設定地域】 与野本町通りを中心とした中央区本町東、本町西を中止に、東は鴻沼川流域、西は17号バイパスまで、また上峰、鈴谷の一部を含む。



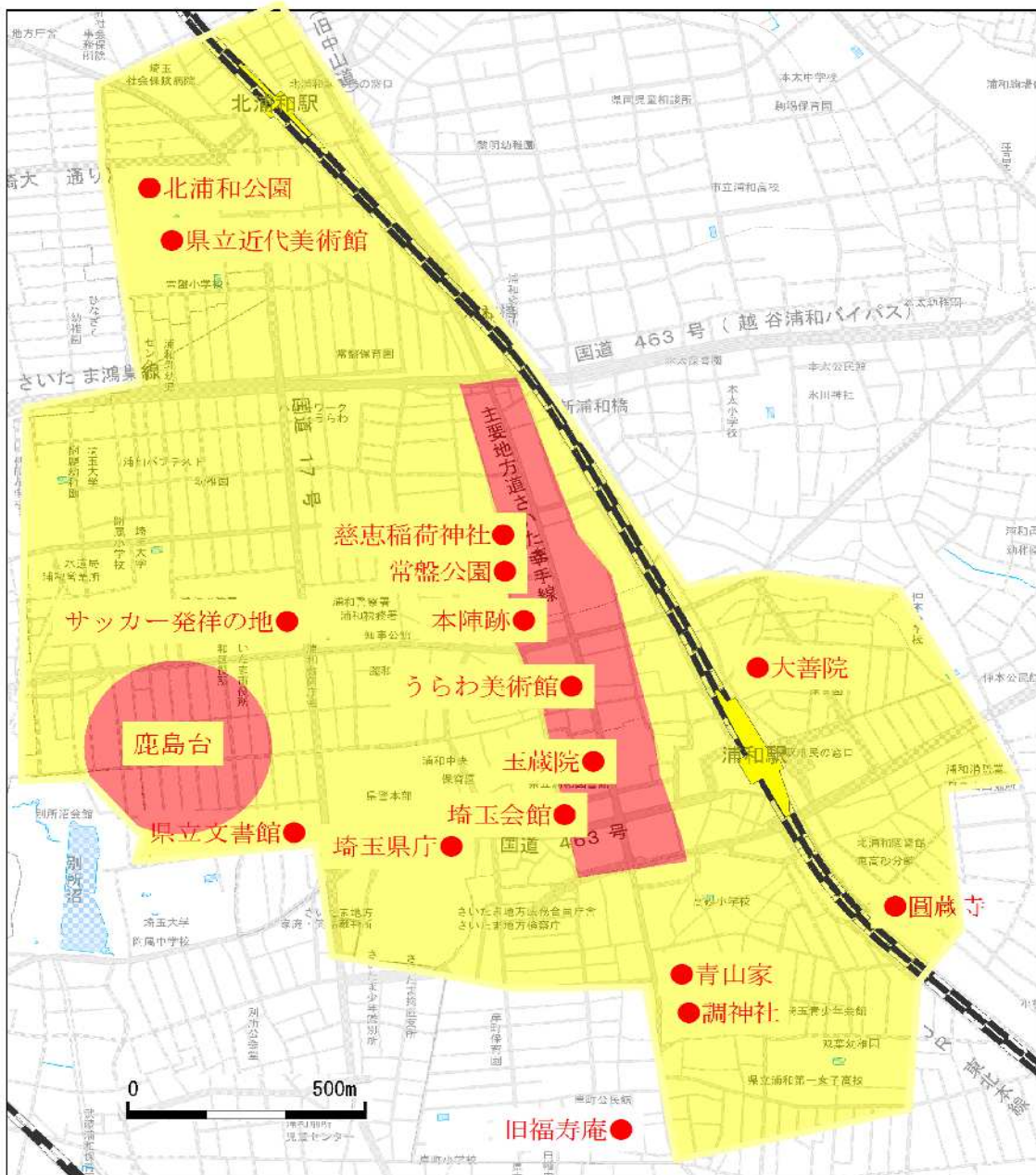
【主な歴史文化遺産一覧】

	文化財の名称	種別	分類		文化財の名称	種別	分類
1	与野小村田氷川神社本殿	市指定	建造物	30	与野七福神めぐり・仮装パレード	未指定	行事
2	出世稲荷	未指定	神社	31	御嶽神社	未指定	神社
3	八幡神社	未指定		32	天祖神社	未指定	神社
4	長伝寺「絹本着色阿弥陀如来画像」	市指定	絵画	33	鈴谷大堂	未指定	諸堂
5	長伝寺木造聖観音坐像	市指定	彫刻	34	上町氷川神社	未指定	神社
6	長伝寺「木造閻魔王坐像」	市指定	彫刻	35	一山神社	未指定	神社
7	長伝寺「木製三葉葵紋香炉」	市指定	工芸品	36	圓乗院	未指定	寺院
8	親智国師関係史料	市指定	古文書	37	圓福寺	未指定	寺院
9	伊達政宗書状	市指定	古文書	38	妙行寺の大カヤ	国指定	天然記念物
10	西沢曠野の墓	市指定	史跡	39	妙行寺のモクコク	県指定	天然記念物
11	正圓寺「板彫阿弥陀聖衆来迎図」	市指定	彫刻	40	妙行寺朱印状	市指定	古文書
12	正圓寺のドウダンツツジ	市指定	天然記念物	41	正元二年銘の板石塔婆	市指定	歴史資料
13	赤山通りの石造地藏菩薩立像	市指定	歴史資料	42	鈴木牡丹の墓	市指定	史跡
14	一山神社冬至祭	市指定	無形民俗	42	稲垣田龍の墓	市指定	史跡
15	圓乗院けまん	市指定	工芸品	43	ダルマ市	未指定	行事
16	圓乗院舍利宝塔	市指定	工芸品	44	赤山橋石橋供養塔	未指定	石造物
17	圓乗院金銅花籠	市指定	工芸品	45	鴻沼用水	未指定	用水
18	圓乗院「木製納香炉形仏具」	市指定	工芸品	46	鴻沼川	未指定	河川
19	圓乗院朱印状	市指定	古文書	47	どんぐりの森	未指定	公園
20	圓乗院の石造地藏菩薩立像	市指定	歴史資料	48	与野中央公園	未指定	公園
21	寛文五年銘の庚申塔	市指定	有形民俗	49	鎌倉街道	未指定	道路
22	圓乗院の千代桜	市指定	天然記念物	50	赤山街道	未指定	道路
23	圓福寺木造釈迦如来坐像	市指定	彫刻	51	与野浦和道	未指定	道路
24	庚申堂	未指定	諸堂	52	巽遺跡	未指定	遺跡
25	与野町絵図	市指定	歴史資料	53	矢垂西遺跡	未指定	遺跡
26	与野夏祭り	未指定	行事	54	辻の札遺跡	未指定	遺跡
27	蔵造り住宅	未指定	建造物	55	今宮遺跡	未指定	遺跡
28	与野公園	未指定	公園	56	和同開珎（与野西遺跡）	未指定	考古資料
29	ばらまつり	未指定	行事	57	与野郷土資料館	未指定	資料館
				58	彩の国さいたま芸術劇場	未指定	ホール

④ 浦和宿周辺 区域

中山道浦和宿を形成した上（常盤）・中（仲町）・下（高砂）町及び岸町を中心とした区域。仲町の玉蔵院を中心に「まち」が広がり、中山道の整備に伴い宿場町として繁栄しました。近代に入ると、県庁が鹿島台に置かれ、裁判所などの行政機関、師範学校、医学校、浦和駅などが設けられ、県都として発展をとげてきました。また、関東大震災後、「浦和画家」と称される画家が、多く移り住んだ地域でもあります。

【設定地域】 文化8年（1811年）に描かれた「浦和宿絵図」を範囲とし、主に浦和区の常盤・仲町・高砂の浦和宿と岸町の調神社を含む。



【主な歴史文化遺産一覧】

		文化財の名称	種別	分類			文化財の名称	種別
1	調神社	調神社 旧本殿	市指定	建造物	35	県都・教育など	埼玉県庁舎	未指定
2		調神社 扁額	市指定	書跡	36		埼玉県師範学校発祥の地の碑	未指定
3		調神社の境内林	市指定	天然記念物	37		埼玉サッカー発祥の地	未指定
4		扇面三十六歌仙絵	市指定	絵画	38		浦中記念碑	未指定
5		神輿鳳凰	市指定	工芸品	39		浦和第一高等女学校	未指定
6		調宮縁起	市指定	古文書	40		高砂小学校	未指定
7		調神社の拍毬	未指定	石造物	42		調公園	未指定
8		十二日まち	未指定	行事	41		ラジオ塔	未指定
9		白雲堂無相の句碑	未指定	句碑	43		北浦和公園	未指定
10		長谷川かな女句碑	未指定	句碑	44		浦和北公園	未指定
11		旧福寿庵（旧調神社旧社務所）	未指定	建造物	45		埼玉会館	未指定
12	玉蔵院	木造地藏菩薩立像	県指定	彫刻	46	浦和国庫	未指定	
13		絹本着色両界曼荼羅	県指定	絵画	47	須原屋	未指定	
14		玉蔵院山門	市指定	建造物	48	石井桃子生誕地	未指定	
15		玉蔵院地藏堂	市指定	建造物	49	裏門通り	未指定	
16		玉蔵院文書	県指定	古文書	50	坂下通り	未指定	
17		酒井忠世書状	市指定	古文書	51	与野道	未指定	
18		守護侍不入石杭	市指定	歴史資料	52	石橋供養塔	市指定	
19		月天子坐像	未指定	彫刻	53	常盤緑道	未指定	
20		勢至菩薩立像	未指定	彫刻	54	さくら草通り	未指定	
21		青山茶舗店舗兼主屋	国登録	建造物	55	浦和駅前の彫刻	未指定	
22		青山茶舗旧納屋（楽風）	国登録	建造物	56	まちかど彫刻	未指定	
23	商家	文寿堂	未指定	建造物	57	日本聖公会浦和諸聖徒教会	未指定	
—		旧綿貫家住宅（民家園）	市指定	建造物	58	聖愛幼稚園	未指定	
—		旧高野家住宅（民家園）	市指定	建造物	59	キリシタン灯笼	未指定	
—		大熊家表門（浦和宿本陣表門）	市指定	建造物	60	拠点 拠点 拠点	埼玉県立文書館	未指定
24		浦和宿本陣跡	市指定	史跡	61	うらわ美術館	未指定	
25	浦和御殿跡（常盤公園）	未指定	公園	62	埼玉県立近代美術館	未指定		
26	浦和宿二・七市場跡	市指定	史跡					
27	慈恵稲荷社	未指定	神社					
28	成就院	未指定	寺院					
29	浦和宿絵図	市指定	歴史資料					
30	浦和まつり	未指定	祭礼・行事					
31	鯉	うらわのウナギ	未指定	食				
32		中村屋	未指定	食				
33		満寿屋	未指定	食				
34		山崎屋	未指定	食				

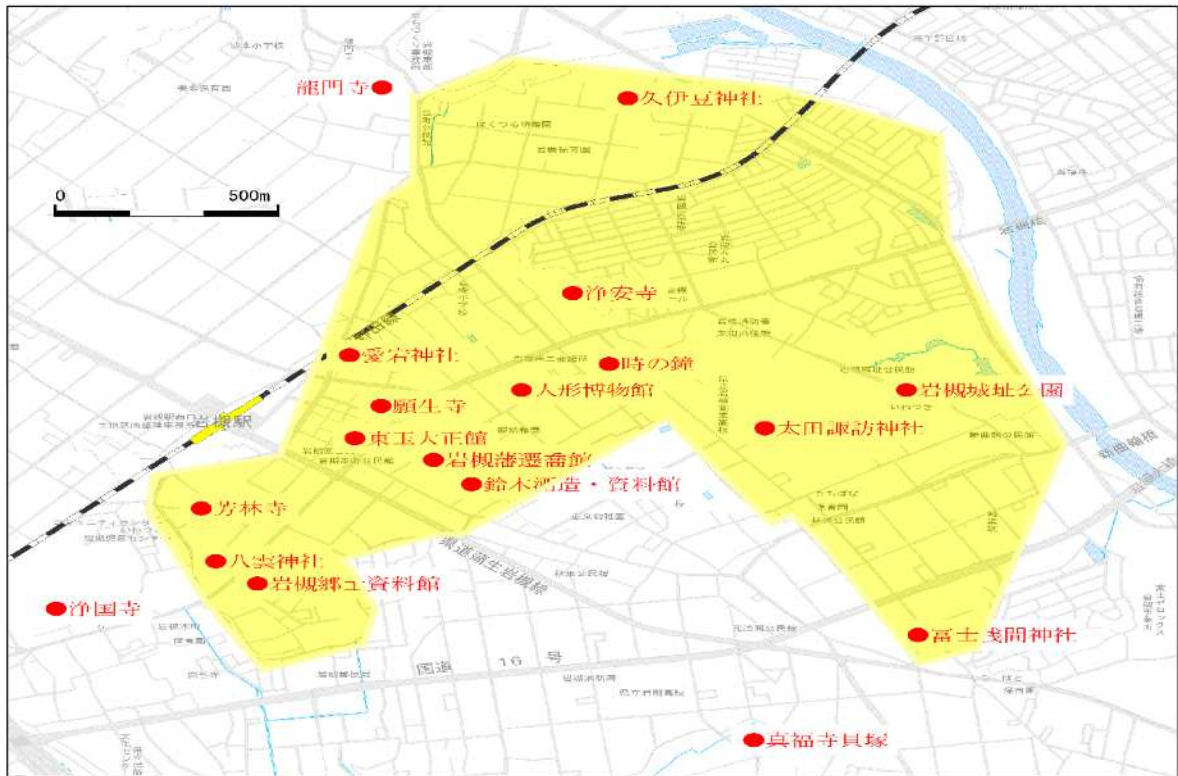
④ 岩槻城周辺 区域

利根川（現・古利根川）、荒川（現・元荒川）などの大河が流れ、また、東北地方に通じる主要な街道が通るなど水陸交通の要衝であった。このため、軍事上の拠点として時の有力武将から重視され岩槻城が築られました。

江戸時代に日光東照宮が造営され日光社参が始まると、日光御成道が整備され、城下町として、また、宿場町として、武蔵野国東部の中心地として栄えました。

明治に入り、南埼玉郡役所が置かれるなど、埼玉県東部の政治・経済の中心地であり続け、現在は、「城下町・人形のまち」として、まちづくりを進めています。

【設定地域】 岩槻城下、大構えの範囲と藩士ゆかりの寺院等を含む。



【主な歴史文化遺産一覧】

文化財の名称				種別	分類	文化財の名称				種別	分類
1	城址公園	城址	岩槻城跡	県指定	史跡	39	岩槻城下	丹波庚申堂	未指定	諸堂	
			岩槻城城門	市指定	建造物			40	時の鐘	市指定	工芸品
			岩槻城裏門	市指定	建造物			41	時の鐘のイチョウ	未指定	樹木
			岩槻城跡のケヤキ	市指定	建造物			42	岩槻小学校のイチョウ	市指定	天然記念物
			八ツ橋と菖蒲池	未指定	景観			43	太田のクスノキ	未指定	樹木
			東武特急きぬ1726系	未指定	鉄道			44	郷学せん毅堂の碑	市指定	史跡
			人形塚	未指定	人形			45	岩槻藩遷喬館	市指定	史跡
藩主ゆかりの寺	浄安寺	浄安寺	太田氏資宝護印塔	市指定	史跡	46	一里塚跡	未指定	道路		
			浄安寺の円空仏	市指定	彫刻	47	東玉大正館	国登録	建造物		
			木造阿弥陀如来立像	市指定	彫刻	48	長谷川家住宅旧店蔵及び主屋	国登録	建造物		
			「漂客記事」及び「徳教篇」版木	市指定	歴史資料	49	長谷川家住宅文庫蔵	国登録	建造物		
			児玉南柯の墓	市指定	史跡	50	宮田屋（リノベーション済）	未指定	建造物		
			高力清長・徳松松・竹の局の墓及び供養塔	市指定	史跡	51	武州鉄道跡	未指定	鉄道		
			浄安寺の門	未指定	建造物	52	田中保生家跡	未指定	画家		
			浄国寺日韓	県指定	古文書	53	東宮歩道橋	未指定	景観		
			仏眼舍利宝塔	市指定	工芸品	54	岩槻城并侍屋敷城下町迄総絵図	市指定	歴史資料		
			岩槻藩主阿部家の墓	市指定	史跡	55	岩槻人形・江戸木目込人形	県指定	無形		
			浄国寺山門	未指定	建造物	56	人形店	未指定	特産品		
龍門寺	龍門寺	龍門寺	刀（埼玉県立歴史と民俗の博物館寄託）	国指定	工芸品	57	岩槻木綿	未指定	特産品		
			龍門寺山門	市指定	建造物	58	岩槻ねぎ	未指定	食		
			龍門寺所蔵資料	市指定	歴史資料	59	時の鐘中	未指定	食		
			大岡家の墓	市指定	史跡	60	藤宮製菓（和菓子）	未指定	食・建造物		
			大西民子の歌碑	未指定	歌碑	61	田中屋本店（和菓子）	未指定	食・建造物		
			大龍寺のスタジイ	未指定	樹木	62	ヨーロッパ野菜	未指定	食		
			浄源寺	未指定	寺院	63	祭り	人形のまち岩槻朝顔市	未指定	行事	
			知楽院	未指定	寺院	64		城下町岩槻鹿狩り行列	未指定	行事	
			阿弥陀三尊画像月待供養板碑	市指定	歴史資料	65		人形のまち人形供養祭	未指定	行事	
			彌勒密寺（岩槻大師）	未指定	寺院	66		五節句	未指定	行事	
神社	久伊豆神社	久伊豆神社	梅照院	未指定	寺院	67	人形のまち岩槻まつり	未指定	行事		
			鑿錮鞍（埼玉県立歴史と民俗の博物館寄託）	県指定	工芸品	68	まちかど鐘めぐり	未指定	行事		
			久伊豆神社の社裏ふるさとの森	未指定	樹木	69	岩槻城址公園桜まつり	未指定	行事		
			久伊豆神社例大祭	未指定	祭礼	70	岩槻郷土資料館	国登録	博物館		
			ひさいずさんの孔雀	未指定	鳥	71	人形博物館	未指定	博物館		
			愛宕神社大構	市指定	史跡	72	にぎわい交流館岩槻	未指定	産業・観光施設		
			太田諏訪神社本殿	市指定	建造物	73	鈴木酒造・酒造資料館	未指定	博物館		
			八雲神社（市神）	未指定	神社	74	東玉人形の博物館	未指定	博物館		
			浅富	浅富	富士浅間神社（大構え）	未指定	神社				
			間土	間土	富士浅間神社の初山	未指定	祭礼・行事				

2 文化財保存活用区域での課題・方針・措置

(1) 見沼 区域

[見沼区域]

課題1 歴史文化遺産の把握・調査に関する課題												
方針1 さがす												
①歴史文化遺産の掘り起こしを行います												
措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
100	無形民俗調査	地域に残る無形民俗遺産の調査を実施します	市	○	○	△						新
101	石造物調査	地域に残る石造物の調査を実施します	市	○	○	△						新
②指定文化財の現況調査を実施します												
措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
102	鈴木家住宅調査	国指定史跡「見沼通船堀」を構成する鈴木家住宅の調査を実施します	市	○	○		△	継				
103	クマガイソウ株数調査	市天然記念物「御蔵のクマガイソウ」の株数調査を実施します	市	○	○			継				
7	指定文化財等の現況調査(措置7再掲)	指定文化財等の現況調査を実施します	市	○	△	△	○	継				

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題												
方針2 いかす												
①歴史文化遺産に親しむ機会を増やします												
措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
104	鈴木家住宅附属建物の公開	国指定史跡「見沼通船堀」を構成する鈴木家住宅の附属建物を公開します	市	○			△	継				
105	見沼通船堀開削300年記念事業の検討	見沼通船堀開削300年の周年事業を検討します	市	○		△		新				
106	見沼ツアーウォーク	桜回廊等をめぐるウォーキングイベントを開催します	市	○				継				

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題

方針2 いかす

①歴史文化遺産に親しむ機会を増やします

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10 ～ R12	
16	見沼通船堀開門開閉実演(措置16再掲)	見沼通船堀での通水及び開門開閉の公開します	市	○		△		継					
48	市民向け講座の開催(措置48再掲)	市立博物館等による市民向け講座・ワークショップ等を開催します	市	○				継					

②様々な媒体を活用した情報発信を推進します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10 ～ R12	
107	見沼関連マップ等の発行	見沼ガイドマップ等を発行します	市	○				継					

③歴史文化遺産を見学する際の仕掛け(ツール)を整備します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10 ～ R12	
38	説明版設置(措置38再掲)	歴史文化遺産の説明版や標柱等の新設・撤去・更新を実施します	市	○			△	継					
39	説明版の多言語化(措置39再掲)	二次元コードによる既存説明版の多言語化を実施します	市	○					新				

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

①行政内部をはじめ、多様な連携で、見沼の歴史文化遺産を保存・活用します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10 ～ R12	
108	見沼田んぼ桜回廊サポーター制度	見沼田んぼ桜回廊の見守り活動を行います	市	○		○		継					
50	博物館施設等との連携(措置50再掲)	博物館施設等と事業の連携を強化します [特に浦和博物館との連携]	市	○				継					

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

①行政内部をはじめ、多様な連携で、見沼の歴史文化遺産を保存・活用します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10 ～ R12	
51	庁内連絡会の設置(措置51再掲)	庁内の連絡体制を整備します	市	○				新					
53	国際観光協会・商工会議所との連携(措置53再掲)	国際観光協会・商工会議所との連携を強化します	市民	○		○		継					
54	市民団体の活動把握(措置54再掲)	歴史文化遺産に関する活動団体の把握を行います	市	○		△		新					
55	市民団体との連携(措置55再掲)	活動把握した市民団体と連携し、歴史文化遺産の情報共有や人材の育成を図ります	市民	○		△				新			

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

①見沼に関わる文化財保存活用計画の策定を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10 ～ R12	
65	見沼通船堀保存活用計画作成(措置65再掲)	国指定史跡「見沼通船堀」の保存活用計画を作成します	市	○	△		△	新					
69	県指定史跡保存活用計画作成準備(措置69再掲)	市所有の県指定史跡「岩槻城跡」「馬場小室山遺跡」「岩槻藩遷喬館」の保存活用計画作成の準備を行います [特に馬場小室山遺跡]	市	○									新

②必要な維持管理、整備を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10 ～ R12	
109	馬場小室山遺跡の維持管理	県指定史跡「馬場小室山遺跡」の草刈・剪定等維持管理を行います	市	○				継					
110	民家園の建造物の修理計画作成	浦和くらしの博物館民家園内の市指定文化財建造物について、修理計画を作成します	市	○	△			新					

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

②必要な維持管理、整備を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
111	旧坂東家住宅の修理計画作成	市指定文化財「旧坂東家住宅」の修理計画を作成します	市	○	△			新					
112	鈴木家住宅の在り方検討	国指定史跡「見沼通船堀」を構成する鈴木家住宅の活用方法を検討します	市	○	○	△	○		新				
113	桜回廊の維持	見沼田んぼの桜回廊を維持していきます	市	○		○		継					
74	市所有指定建造物修理計画の作成(措置74)	市所有指定建造物について、修理計画を作成します	市	○	△				新				
75	市所有指定建造物の修理(措置75)	市所有指定建造物について、修理を実施します	市	○	△							新	
76	見沼通船堀の維持管理(措置76再掲)	国指定史跡「見沼通船堀」(鈴木家住宅を含む)の維持管理を実施します	市	○	△	○	○	継					
77	見沼通船堀再整備工事(措置77再掲)	国指定史跡「見沼通船堀」西縁園路及び案内板設置工事を実施します	市	○	△		△	継					

④多様な資金面の活用を図ります

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
87	文化財保存事業費補助金の交付(措置87再掲)	指定文化財所有者が実施する修理等に対して補助金を交付します	市民	○			○	継					
90	クラウドファンディングの検討(措置90再掲)	保存・継承のためのクラウドファンディングの活用を検討します	民	○			○	新					

(2) 氷川神社・大宮宿周辺 区域

[氷川神社・大宮宿区域]

課題1 歴史文化遺産の把握・調査に関する課題

方針1 さがす

①市域の歴史文化遺産の掘り起こしを進めます

措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
114	大宮宿の総合調査	大宮宿に関する総合調査を実施します	市	○	○	△							新
115	大宮公園に関する調査	大宮公園の歴史・変遷を調査します	市	○	○	△							新
116	盆栽村に関する調査	盆栽村に関する資料調査を実施します	市	○	○	△							新
117	鉄道に関する調査	鉄道に関する歴史文化遺産の調査を実施します	市	○	○	○							新
118	大宮夏祭り「山車」調査	宮町、土手町等、大宮夏祭りに出す「山車」の調査を実施します	市	○	○			新					
1	建造物調査(措置1再掲)	未調査建造物の調査を実施します(登録文化財を想定)[特に近代建築の調査]	市	○	○	△		新					
6	ワークショップの開催(措置6再掲)	市民との協働による歴史文化遺産の掘り起こしを行います	市	○		○		新					

②指定文化財の現況調査を実施します

措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
119	天然記念物調査	氷川参道等の樹木調査を実施します	市	○	○			継					
8	古文書の整理(措置8再掲)	文化財指定古文書の員数を確認します[特に氷川神社関係文書の員数調査]	市	○	○			新					

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題

方針2 いかす

①歴史文化遺産に親しむ機会を増やします

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
120	ユニークベニューの活用	大宮薪能の開催および新規事業の検討を行います	民	○		○	○	継					

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題

方針2 いかす

①歴史文化遺産に親しむ機会を増やします

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
122	ミュージアムヴィレッジ大宮公園	大宮公園駅を起点としたカルチャー&スポーツエリア、9施設が参加して様々な事業を行います	市民	○		○		継					
48	市民向け講座の開催(措置48再掲)	市立博物館等による市民向け講座・ワークショップ等を開催します	市	○				継					

②様々な媒体を活用した情報発信を推進します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
123	大宮関連マップ等の発行	大宮散策マップを発行します	市	○				継					

③歴史文化遺産を見学する際の仕掛け(ツール)を整備します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
124	DXによる大宮宿の復元の検討	調査を踏まえ、DXを活用した大宮宿の復元を検討します	市	○									新
38	説明版設置(措置38再掲)	歴史文化遺産の説明版や標柱等の新設・撤去・更新を実施します	市	○			△	継					
39	説明版の多言語化(措置39再掲)	二次元コードによる既存説明版の多言語化を実施します	市	○					新				

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

①行政内部をはじめ、多様な連携で、見沼の歴史文化遺産を保存・活用します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
125	まちづくり(大宮駅周辺)での連携	大宮駅周辺のまちづくり部門と連携し、事業を実施します	市	○				継					

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

①行政内部をはじめ、多様な連携で、見沼の歴史文化遺産を保存・活用します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
50	博物館施設等との連携(措置50再掲)	博物館施設等と事業の連携を強化します [特に市立博物館、大宮盆栽美術館、漫画会館との連携]	市	○				継					
51	庁内連絡会の設置(措置51再掲)	庁内の連絡体制を整備します	市	○				新					
53	国際観光協会・商工会議所との連携(措置53再掲)	国際観光協会・商工会議所との連携を強化します	市民	○		○		継					
54	市民団体の活動把握(措置54再掲)	歴史文化遺産に関する活動団体の把握を行います	市	○		△		新					
55	市民団体との連携(措置55再掲)	活動把握した市民団体と連携し、歴史文化遺産の情報共有や人材の育成を図ります	市民	○		△				新			

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

①適宜指定を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
64	文化財の指定等(措置64再掲)	調査成果に基づいた文化財の指定等を実施します[特に建造物の指定・登録]	市	○	○			継					

②必要な維持管理、整備を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
126	「氷川参道の並木」の保存活用の在り方検討	市天然記念物「氷川参道の並木」の在り方を検討します	市	○	○	○	○		新				
85	埋蔵文化財収蔵施設の維持管理(措置85再掲)	土器の館等埋蔵文化財収蔵施設の維持管理を実施します	市	○				継					

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

②必要な維持管理、整備を行います

96	土器の館中規模修繕 (措置96再掲)	埋蔵文化財収蔵施設「土器の館」の中規模修繕を実施します	市	○															新
127	宮町の「山車」の修理支援	宮町の「山車」の修理を支援します	市民	○				○	継										
87	文化財保存事業費補助金の交付(措置87再掲)	指定文化財所有者が実施する修理等に対して補助金を交付します	市民	○				○	継										
90	クラウドファンディングの検討(措置90再掲)	保存・継承のためのクラウドファンディングの活用を検討します	民	○				○	再										

(3) 与野本町周辺 区域

課題1 歴史文化遺産の把握・調査に関する課題

方針1 さがす

①市域の歴史文化遺産の掘り起こしを進めます

措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間						
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12			
128	鎌倉街道・羽根倉道の総合調査	鎌倉街道・羽根倉道に関する総合調査を実施します	市	○	○	△								新	
129	与野市(いち)の調査	発掘調査も含め、与野の「市」について調査を実施します	市	○	○	△									新
130	鴻沼の総合調査	鴻沼に関する総合調査を実施します	市	○	○	△									新
131	鴻沼資料館民具調査	鴻沼資料館所蔵民具の調査を実施します	市	○											新
6	ワークショップの開催(措置6再掲)	市民との協働による歴史文化遺産の掘り起こしを行います	市	○		○			新						

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題

方針2 いかす

①歴史文化遺産に親しむ機会を増やします

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12		
48	市民向け講座の開催 (措置48再掲)	市立博物館等による市民向け講座・ワークショップ等を開催します	市	○				継						

②様々な媒体を活用した情報発信を推進します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12		
132	与野関連マップ等の発行	中央区ウォーキングマップを発行します	市	○				継						

③歴史文化遺産を見学する際の仕掛け(ツール)を整備します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12		
38	説明版設置(措置38再掲)	歴史文化遺産の説明版や標柱等の新設・撤去・更新を実施します	市	○			△	継						
39	説明版の多言語化(措置39再掲)	二次元コードによる既存説明版の多言語化を実施します	市	○					新					

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

①行政内部をはじめ、多様な連携で、見沼の歴史文化遺産を保存・活用します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12		
133	まちづくり(与野本町駅周辺)での連携	与野本町駅周辺のまちづくり部門と連携し、事業を実施します	市	○				継						
50	博物館施設等との連携(措置50再掲)	博物館施設等と事業の連携を強化します [特に与野郷土資料館との連携]	市	○				継						

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

①行政内部をはじめ、多様な連携で、見沼の歴史文化遺産を保存・活用します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
51	庁内連絡会の設置(措置51再掲)	庁内の連絡体制を整備します	市	○				新				
53	国際観光協会・商工会議所との連携(措置53再掲)	国際観光協会・商工会議所との連携を強化します	市民	○		○		継				
54	市民団体の活動把握(措置54再掲)	歴史文化遺産に関する活動団体の把握を行います	市	○		△		新				
55	市民団体との連携(措置55再掲)	活動把握した市民団体と連携し、歴史文化遺産の情報共有や人材の育成を図ります	市民	○		△				新		

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

①適宜指定を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
64	文化財の指定等(措置64再掲)	調査成果に基づいた文化財の指定等を実施します[特に建造物の指定・登録]	市	○	○			継				

②必要な維持管理、整備を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
134	郷土芸能の活動支援	お囃子等郷土芸能の活動を支援します	市	△			○		新			
68	与野の大カヤ保存活用計画作成協議(措置68再掲)	国天然記念物「与野の大カヤ」の保存活用計画について所有者と協議します	市	○	△		○					新

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

③多様な資金面の活用を図ります

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
87	文化財保存事業費補助金の交付(措置87再掲)	指定文化財所有者が実施する修理等に対して補助金を交付します	市民	○			○	継					
90	クラウドファンディングの検討(措置90再掲)	保存・継承のためのクラウドファンディングの活用を検討します	民	○			○	新					

(4) 浦和宿周辺 区域

課題1 歴史文化遺産の把握・調査に関する課題

方針1 さがす

①市域の歴史文化遺産の掘り起こしを進めます

措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
135	浦和宿の総合調査	浦和宿に関する総合調査を実施します	市	○	○	△				新			
136	浦和画家作品調査	浦和画家の作品の調査を実施します	市	○									新
137	天然記念物調査	調神社境内林等樹木調査を実施します	市	○	○	△							新
1	建造物調査(措置1再掲)	未調査建造物の調査を実施します(登録文化財を想定)[特に近代建築の調査]	市	○	○	△		新					
6	ワークショップの開催(措置6再掲)	市民との協働による歴史文化遺産の掘り起こしを行います	市	○		○		新					

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題

方針2 いかす

①歴史文化遺産に親しむ機会を増やします

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
48	市民向け講座の開催(措置48再掲)	市立博物館等による市民向け講座・ワークショップ等を開催します	市	○				継					

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題

方針2 いかす

②様々な媒体を活用した情報発信を推進します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
138	浦和関連マップ等の発行	文化の小径を発行します	市	○				継					

③歴史文化遺産を見学する際の仕掛け(ツール)を整備します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
139	DXによる浦和宿の復元の検討	調査を踏まえ、DXを活用した浦和宿の復元を検討します	市	○									新
38	説明版設置(措置38再掲)	歴史文化遺産の説明版や標柱等の新設・撤去・更新を実施します	市	○			△	継					
39	説明版の多言語化(措置39再掲)	二次元コードによる既存説明版の多言語化を実施します	市	○					新				

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

①行政内部をはじめ、多様な連携で、見沼の歴史文化遺産を保存・活用します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
140	まちづくり(浦和駅周辺)での連携	浦和駅周辺のまちづくり部門と連携し、事業を実施します	市	○				継					
50	博物館施設等との連携(措置50再掲)	博物館施設等と事業の連携を強化します [特に浦和博物館、浦和くらしの博物館民家園との連携]	市	○				継					
51	庁内連絡会の設置(措置51再掲)	庁内の連絡体制を整備します	市	○				新					
53	国際観光協会・商工会議所との連携(措置53再掲)	国際観光協会・商工会議所との連携を強化します	市民	○		○		継					
54	市民団体の活動把握(措置54再掲)	歴史文化遺産に関する活動団体の把握を行います	市	○		△		新					
55	市民団体との連携(措置55再掲)	活動把握した市民団体と連携し、歴史文化遺産の情報共有や人材の育成を図ります	市民	○		△				新			

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

①適宜指定を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
64	文化財の指定等(措置64再掲)	調査成果に基づいた文化財の指定等を実施します[特に建造物の指定・登録]	市	○	○			継					

②必要な維持管理、整備を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
141	郷土芸能の活動支援	市指定無形文化財「木遣歌」の活動支援を行います	民	△			○		新				

③多様な資金面の活用を図ります

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
87	文化財保存事業費補助金の交付(措置87再掲)	指定文化財所有者が実施する修理等に対して補助金を交付します	市民	○			○	継					
90	クラウドファンディングの検討(措置90再掲)	保存・継承のためのクラウドファンディングの活用を検討します	民	○			○	新					

(5) 岩槻城周辺 区域

課題1 歴史文化遺産の把握・調査に関する課題

方針1 さがす

①市域の歴史文化遺産の掘り起こしを進めます

措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
142	岩槻城の総合調査	岩槻城に関する総合調査を実施します	市	○	○	△							新

課題1 歴史文化遺産の把握・調査に関する課題

方針1 さがす

①市域の歴史文化遺産の掘り起こしを進めます

措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
143	江戸木目込人形制作者	県指定無形文化財「江戸木目込人形」の保持者を調査します	市	○	○	○			新				
1	建造物調査(措置1再掲)	未調査建造物の調査を実施します(登録文化財を想定)[特に近代建築の調査]	市	○	○	△			新				
6	ワークショップの開催(措置6再掲)	市民との協働による歴史文化遺産の掘り起こしを行います	市	○		○			新				
10	真福寺貝塚発掘調査(措置10再掲)	真福寺貝塚の整備のための内容確認調査を実施します	市	○	△				継				

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題

方針2 いかす

①歴史文化遺産に親しむ機会を増やします

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
144	まちかど雑めぐり	岩槻まちかど雑めぐりを開催します	市民	○		○	○		継				
145	ユニークベニユ어의活用	久伊豆神社「炎の集い」の開催および新規事業の検討を行います	民	○		○	○		継				
48	市民向け講座の開催(措置48再掲)	市立博物館等による市民向け講座・ワークショップ等を開催します	市	○					継				

②様々な媒体を活用した情報発信を推進します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
146	岩槻関連マップ等の発行	岩槻駅周辺観光マップ等発行します	市	○					継				

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題

方針2 いかす

③歴史文化遺産を見学する際の仕掛け(ツール)を整備します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
147	DXによる岩槻城の復元の検討	調査を踏まえ、DXを活用した岩槻城の復元を検討します	市	○								新
38	説明版設置(措置38再掲)	歴史文化遺産の説明版や標柱等の新設・撤去・更新を実施します	市	○			△	継				
39	説明版の多言語化(措置39再掲)	二次元コードによる既存説明版の多言語化を実施します	市	○					新			

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

①行政内部をはじめ、多様な連携で、見沼の歴史文化遺産を保存・活用します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
148	まちづくり(岩槻駅周辺)での連携	岩槻駅周辺のまちづくり部門と連携し、事業を実施します	市	○				継				
149	人形組合との協働の推進	岩槻人形協同組合との連携を強化し、事業を推進します	市民	○				継				
50	博物館施設等との連携(措置50再掲)	博物館施設等と事業の連携を強化します [特に岩槻郷土資料館、岩槻人形博物館との連携]	市	○				継				
51	庁内連絡会の設置(措置51再掲)	庁内の連絡体制を整備します	市	○				新				
53	国際観光協会・商工会議所との連携(措置53再掲)	国際観光協会・商工会議所との連携を強化します	市民	○		○		継				
54	市民団体の活動把握(措置54再掲)	歴史文化遺産に関する活動団体の把握を行います	市	○		△		新				
55	市民団体との連携(措置55再掲)	活動把握した市民団体と連携し、歴史文化遺産の情報共有や人材の育成を図ります	市民	○		△				新		

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

①国・県指定文化財の保存活用計画を作成・改定します

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
66	真福寺貝塚保存活用計画改定(措置66再掲)	国指定史跡「真福寺貝塚」の保存活用計画を改定します	市	○	△		△					新	
69	県指定史跡保存活用計画作成準備(措置69再掲)	市所有の県指定史跡「岩槻城跡」「馬場小室山遺跡」「岩槻藩遷喬館」の保存活用計画作成の準備を行います [特に岩槻城跡、岩槻藩遷喬館]	市	○									新

②必要な維持管理、整備を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
150	人形博物館所蔵資料の修復	岩槻人形博物館所蔵資料の修復を行います	市	○									新
74	市所有指定建造物修理計画の作成(措置74再掲)	市所有指定建造物について、修理計画を作成します	市	○	△				新				
78	真福寺貝塚整備基本計画の作成(措置78再掲)	国指定史跡「真福寺貝塚」の史跡整備基本計画を作成します	市	○	△	△					新		
79	真福寺貝塚整備基本設計の作成(措置79再掲)	国指定史跡「真福寺貝塚」の史跡整備基本設計を作成します	国市	○	△								新
80	真福寺貝塚整備詳細設計の作成(措置80再掲)	国指定史跡「真福寺貝塚」の史跡整備詳細設計を作成します	市	○	△								新
81	真福寺貝塚第1期整備工事(措置81再掲)	国指定史跡「真福寺貝塚」の第1期史跡整備工事を実施します	市	○	△								新

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

④多様な資金面の活用を図ります

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
87	文化財保存事業費補助金の交付(措置87再掲)	指定文化財所有者が実施する修理等に対して補助金を交付します	市民	○			○	継				
90	クラウドファンディングの検討(措置90再掲)	保存・継承のためのクラウドファンディングの活用を検討します	民	○			○	新				

3 関連文化財群の設定

関連文化財群は、多種多様な歴史文化遺産を、歴史的・文化的・地域的な関連性やテーマにもとづいて、一定のまとまりとして価値を捉え、人々の営みを含む相互の関係性の中でその魅力や価値を高めていくものとなります。

歴史や文化、地域性に応じたストーリーを設定して関連する歴史文化遺産を結びつけることで、新たな価値と重要な意味を持たせることが可能になります。

本市の7つの特徴を踏まえ、4つの関連文化財群を設定しました。

① 縄文ウォーターフロント

さいたま市の遺跡の特徴として、「縄文時代」の遺跡が数多くあることがあげられます。当時のさいたま市域は、今より約2～3メートルの海面が上昇しており市域の約3分の1の大宮台地を残し残りは海底であり、まさに海に面した土地でした。真福寺貝塚をはじめ、多くの貝塚が台地上に残っていることがそれらの事実を物語っています。こうした遺跡に焦点をあて、一つのテーマとして設定します。

【主な歴史文化遺産】

・真福寺貝塚（岩槻区）

縄文時代後期から晩期の遺跡で国指定史跡にも指定されており、現在、史跡の整備に先立ち、発掘調査や用地の確保が行われています。古くから小規模な発掘調査が繰り返し行われ、

台地部分の集落跡や貝塚などからは、多数の土器、石器や土偶、獣魚骨が出土しています。低地部の泥炭層からはクリ、クルミ、ウリの植物種子なども出土しています。なお、この遺跡から出土した「みみずく土偶」（東京国立博物館蔵）は重要文化財に指定されています。

・馬場小室山遺跡（緑区）

見沼を望む台地上には多くの遺跡が分布しますが、馬場小室山遺跡は、縄文時代早期から晩期に及ぶ大規模な集落跡です。過去の発掘調査から、縄文時代早期に始まり、中期以降に地域の拠点的な集落の一つとして発展したものと考えられ、県指定文化財の「土偶装飾土器・人面画土器」を含む多くの貴重遺物が出土しています。指定地は、縄文後期から晩期の遺跡で、自然の窪地を利用し、その周囲に土手状の盛土を巡らす「盛土遺構」が確認されています。

・大戸貝塚（中央区）

縄文時代前期の貝塚です。大戸貝塚からは、ヤマトシジミを中心に、マガキ、ハマグリ等が確認されます。また、現在、史跡の記念碑が立つ場所は、指定のきっかけとなった昭和32年（1957）に発掘調査が行われた場所で、竪穴住居の床面から貝の堆積層と共に土器片、石器、獣の骨等も出土しており、使用されなくなった住居が、廃棄場として転用された一例となっています。

・南鴻沼遺跡（中央区）

鴻沼川東側の台地上に広がる低地にあり、縄文時代の水辺の利用跡や丸木舟、数々の漆製品などが発掘されています。近年、縄文時代中期の搔き傷のあるウルシの木が発見されました。搔き傷の痕跡が確認できるウルシの木としては、日本最古の例となります。また、縄文時代の丸木舟も出土しています。第1号丸木舟は、クリの木を使用しており、約3900年から4000年前の縄文時代後期のものと考えられます。縄文時代中期末から後期にかけての水場遺構も検出されています。また、櫂状木製品は舟のオールのような形状で、縄文時代後期のものと考えられます。そのほか編組製品や漆塗りの櫂状製品なども出土しています。編組製品は植物を編んだり、組んだりして作られたカゴや敷物のことで、2点出土しましたが、このうち第1号編組製品と呼んでいるものは、タケやササを編んだもので、魚などを捕獲する筥と考えられています。およそ4600年前の縄文時代中期のものです。

・五味貝戸貝塚（西区）

荒川の低地に面した台地上にある約6500年前、縄文時代早期の終わりごろの貝塚です。この貝塚では沼や川で取れるヤマトシジミや海で取れるマガキ、ハイガイ、ハマグリなどの貝

殻が見られます。この遺跡の周りでも、それまで沼や池であった低地に海水が流入してきました。この海で人々は魚や貝などをとり、食料としていたことが分かります。

・大谷場貝塚（南区）

南浦和駅西口前、南側へ突き出した台地の舌状部に位置します。この遺跡では大山柏による発掘調査が度々行われました。この貝塚のある高台から南へ約 22 キロメートル、東京湾に到達するまでずっと低地で繋がっています。貝塚からは、ハマグリ、シオフキ、アカニシなどの貝殻が確認され、当地まで海が入り込んでいたことが分かります。

・貝崎貝塚（見沼区）

見沼区深作に所在し、北から東へ突き出した幅 250 メートルほどの舌状台地にあります。東側には綾瀬川が流れ、縄文時代前期の地点貝塚が 9 か所確認されました。貝層はハイガイ、マガキが主体であり、貝のほかにも魚骨や獣骨なども見つかっています。

② 彩り豊か「さいたまのまつり」

市内の各地域に残る祭りや伝統行事のうち、ムラ単位で行われている伝統芸能・伝統行事を 1 つのテーマとして設定します。

【主な歴史文化遺産】

・岩槻の古式土俵入り（岩槻区）

子どもたちの健やかな成長を願って行われる秋祭りの行事です。幼稚園児から小学校 6 年生までの男子が、相撲をとることなく様式化された土俵入りを披露します。相撲に関する行事は、全国的に残されていますが、土俵入りのみを行う行事は少なく、県内では岩槻区の釣上と笹久保のみに見られ、国指定無形民俗文化財になっています。

・獅子舞（田島・秋葉・深作・南部領辻）

さいたま市内には現在、田島の獅子舞（桜区）、秋葉のささら獅子舞（西区）、深作ささら獅子舞（見沼区）、南部領辻の獅子舞（緑区）と 4 か所に獅子舞が残ります。かつては、今羽（北区）、白幡（南区）でも獅子舞が行われていましたが、現在は完全に途絶えています。いずれの獅子舞も関東近県特有の 3 頭 1 人立ちと呼ばれる舞で、3 頭の獅子が一人ずつ直立し太鼓をたたきながら舞うのが特徴です。大獅子、中獅子が 1 頭の女獅子を奪い合い最後には仲直りするというのが基本的な舞のストーリーです。各地域によって、舞や笛が奏でる音色が異なるのはもちろんのこと、他の地域とは異なる独自の見せ場を用意しており、地域独自の個性を見ることが出来ます。

・餅つき踊り（日進・指扇）

日進の餅つき踊りは、江戸時代に中山道の伝馬役に出た若者たちが、街道を通行する大名や武士の宿で、旅の慰安と接待を兼ねて餅つきを披露したものが芸能化したと伝えられ、「接待餅」と呼ばれます。また、指扇の餅つき踊りは、かつて、地域の新築祝や七五三の祝いなどといった祝い事があると頼まれて披露したものです。両方の餅つき踊りとも、実際に餅を搗く「しんしょう搗き」と空臼を搗く「曲搗き」があります。毎年新年の合図をもとに、4人一組の搗き手が呼吸を合わせ、リズムカルな餅つき踊りが披露されます。

・円阿弥の万作踊り（中央区）

ハレの日や村祭りなどで豊作を祝い、豊年を祈念するために上演されたものです。円阿弥の万作踊りは、明治15年頃、側ヶ谷戸村（大宮区三橋）から伝わったとされ、手踊り、段物、芝居、茶番狂言の四演目が伝わります。普段目に触れる機会は多くありませんが、中央区円阿弥の敬老会など地域の催物で披露されます。

・各地の祭囃子

当地の祭り囃子は太鼓1、小太鼓2、笛1、鉦1.5人組が基本とし、オカメ、ヒョットコ、獅子舞などの神楽など奉納されます。現在、駒形、宿、神田、鹿手袋と4カ所のお囃子が市の無形民俗文化財として指定されています。大宮郷土芸能保存会は旧大宮市域25団体の囃子連で構成され、特に市内西北部に位置する指扇地区を中心に、西区内には14団体の囃子連があり、江戸・明治時代からの伝統芸能を継承しています。お囃子は、水田耕作地域で盛んに行われ、田植えも終わったころから練習が活発化し7月中旬頃、八雲祭に合わせて悪疫退散、五穀豊穡を祈り公開されます。また、ある地域で発展したお囃子が離れた村まで教えられるという伝播による継承の形が伝えられています。

③ 川の恵みと闘い

荒川、元荒川を中心に川によってもたらされた恵みと、洪水、河川改修などの川との闘いという、相反する歴史文化遺産を一体化し、テーマとして設定します。

【主な歴史文化遺産】

・田島ヶ原サクラソウ自生地（桜区）

サクラソウ自生地としては唯一の国指定特別天然記念物です。大正9年（1920）、日本で最初に指定された天然記念物の一つで、昭和27年（1952）には、特別天然記念物に指定されました。約4.1ヘクタールの指定地には、サクラソウをはじめ、ノウルシやチョウジソウなど

の希少植物も生育しています。埼玉県の花、さいたま市の花「サクラソウ」は、この田島ヶ原のサクラソウに因むものです。例年3月下旬から咲き始め、4月上旬から中旬にかけて見ごろを迎えます。また、令和5年には、未来に残したい草原の里100選にも選定されています。

・錦乃原桜草園（西区）

西区馬宮村サクラソウ自生地は、当時、新聞記者であった徳富蘇峰によって、桜草とノウルシが咲き乱れる様子が錦を織りなしたように美しい景色であったため、錦乃原と名づけられました。昭和9年(1934)に天然記念物に指定されましたが、開墾で消失し同27年(1952)に指定解除となりました。現在は、錦乃原桜草保存会によって、桜草自生地「錦乃原」の再生を目指した活動が行われています。

・荒川流域のハンノキ（桜区）

低湿地帯で植生するハンノキは、栄養がなくても、根瘤バクテリアを有し、これによって生息することのできる特性を持つ樹木です。国内では関東地方と北海道地域に大きな分布が確認されますが、中でも、荒川左岸の秋ヶ瀬公園（桜区）のハンノキ林は近年特に注目される植生群です。ハンノキは埼玉県の蝶でもあるミドリシジミの食草でもあります。

・元荒川のキタミソウ（岩槻区）

キタミソウは、ゴマノハグサ科の多年草で北海道の北見地方で採集されたのが名称の由来です。絶滅危惧種にも指定されており、埼玉県内の希少野生植物種にも指定されています。

県内では越谷市、川越市その近隣に自生し、市域では岩槻区末田及び新方須賀の末田須賀堰によって堰き止められた元荒川の水底に生育しています。堰が開き、川底が現れるようになると発芽し10月中旬頃に開花します。

・河岸場跡（桜区、見沼区、岩槻区）

荒川に架かる羽根倉橋は、昭和初頭に橋が架けられるまで渡船が用いられていました。また、荒川を利用した河川交通の要地として河岸場も設けられました。羽根倉橋の上流に渡船場が、下流に河岸場があったとされます。なお、この羽根倉の渡し場から荷揚げされ多くの物資は、市場が盛んであった与野町に運ばれたと伝わります。寛永6年(1629)、関東郡代伊奈忠治によって、熊谷市久下付近で荒川が締め切られるまで、現在、元荒川と呼ばれる流路が荒川でした。荒川の西遷と呼びます。元荒川の流路で、岩槻城下に設けられた河岸場は、領主の年貢米の運搬と江戸と町方村方の物品の流通のため重要な役割を果たしました。辻河岸は元荒川左岸、岩槻区南辻にあり、岩槻藩北部の年貢米の積み出しをしていました。元荒川右岸、岩槻区城町2丁目にあった新曲輪河岸は岩槻藩の年貢米や特産品の積み出しと日常

生活物資の積み下ろしがされました。対して元荒川からやや西側の綾瀬川はもともと蛇行の多い河川でしたが、延宝8年（1680）に直道改修が行われ、水運が容易になり多くの河岸場が設けられました。

・古墳群（西区、大宮区、中央区、桜区）

市内で確認されている古墳の中で最古のものが、大久保古墳群のひとつ白鍬塚山古墳（桜区）で、現在のさいたま西部を流れる鴨川流域にあります。約5世紀後半あるいは、より遡る可能性も指摘されています。市域では西部域の鴨川沿いに、北から植水古墳群、側ヶ谷戸古墳群、大久保古墳群、土合古墳群とあり、いずれも鴨川や荒川（入間川）流域に多く見られます。これらの古墳群を結ぶことで、自然堤防地帯の水稻耕作の支配者たちとの関連が窺えます。

・板石塔婆（全区）

埼玉県でも中世石造物を代表する板石塔婆はその特徴の一つでもあります。さいたま市域内には約2000基を超える板石塔婆が確認され、この数値は県内で確認されている板石塔婆の10パーセントを占める数値でもあります。これらの板石塔婆の大半が、秩父地方産出の緑泥片岩とされ青石とも呼ばれます。市域には中世の荒川（元荒川筋）から南下し、入間川や綾瀬川を經由し水路によって当地に運ばれてきたものと考えられます。

・藤橋の六部堂（西区）

現在の西区植田谷本と大宮区三橋4丁目の境を流れる鴨川には、かつて、「藤橋」と呼ばれる藤の蔓で編んだ橋があり、渡れずに落ちたり、洪水で流されたりと付近の住民は大変困っていました。江戸時代後期、「小平次」という行者が、この不便を解消するため、近在の村々に寄附を募って歩き、石橋に架け替えました。この功績を後世に伝えようと村人達が建てたのが六部堂です。堂内には、寛政8年銘（1796）の石橋供養塔や橋の架け替えのため使用されなくなった旧藤橋の石材が、幅はそのまま、長さを4分の1に縮小して敷石として残っています。

・斎藤治水翁彰功碑（西区）

斎藤祐美は、北足立郡馬宮村飯田新田（西区）の医家に生まれ、医学生として勉学に励んでいた明治23年（1890）、荒川が氾濫し自宅周辺が水没するのを目の当たりにし、水害で命の危機に曝された故郷を安全な地とすべく、新聞記者を経て政治家になりました。明治時代終りから昭和の始めまで、埼玉県議会議員を務め、議長も3期務めています。斎藤祐美は河川改修を埼玉県だけでなく、東京や国にも働きかけ、荒川の直線化、拡幅および放水路建設

等の推進に尽力しました。斎藤祐美は「治水翁」呼ばれ、荒川に架かる治水橋のたもとに功績をたたえる彰功碑が建っています。

・備前堀（西区）

西区佐知川に所在する金山神社北側に流れる堀は荒川から繋がり、もともと、江戸時代初め、関東郡代の伊奈備前守忠次が土屋（西区）に陣屋を構え、指扇台地縁辺の湧水等により沼沢地となっていた井戸尻の水を飯田、二ツ宮、遊馬村の用水にあてるために開削したものです。荒川の治水や新田開発のため掘削したものです。代官堀とも呼ばれ、現在は排水路として利用されています。伊奈備前守忠次が整備した水路が全国各地に存在し備前堀と呼ばれており、当地に残るものもそのひとつです。

・千貫樋水門（桜区）

荒川の洪水時に鴨川への流入を防ぐために造られた水門です。江戸時代に創設されましたが木造であったため、何度も水害で破損し修復改築を繰り返しました。江戸時代後期、銭千貫文を費やして、樋管を築造しても完成しなかったのが千貫樋の名を残したと伝わります。明治37年（1904）にレンガ造りの水門となり、現在も荒川から鴨川への流入を防ぐために活躍しています。平成30年（2018）9月に土木学会選奨土木遺産に認定されています。

・末田須賀堰（岩槻区）

江戸時代初期、慶長年間、末田村と須賀村の間を流れる元荒川に設けられた縫竹で組まれた竹洗流しと呼ばれる堰が置かれ、近村の農業用水として取水していました。しかし、この竹洗流しの堰体をめぐり用水側と排水側との争いが続き、寛延3年（1750）に示談がまとまり、堰を固定した石堰としました。その際に設けられた定杭と安全祈願碑が今も残ります。用水は原則、自主管理でしたが、用排水に支障があり、明治後期から大正初期にかけて耕地整理事業により用排水整備等が行われ煉瓦造の堰が設けられました。ゲート数は10門で、埼玉県史上最大の煉瓦堰でした。平成6年（1994）に建設されたコンクリート造の取水堰は、岩槻区のほか、春日部市及び越谷市の約3,000haの範囲に灌漑用水を供給しています。

④ さいたまの町と街道

市域には、中山道、日光御成道、鎌倉街道があり、それらに伴う宿場や市があります。人々の往来と宿場を中心にその足跡をテーマとして設定しました。また、市域を東西に横断する赤山道も重要な道の一つであったため含めています。

【主な歴史文化遺産】

・中山道

江戸幕府成立後まもなく整備された五街道の一つで、内陸を結び、江戸日本橋と京都三条大橋とを結ぶのが中山道です。中山道3番目の宿場町浦和宿、4番目の宿場町大宮宿を通過し、市域を南北に縦断しています。江戸方面南側の蕨の錦町から辻村に入り北上します。現在の南浦和小学校のあたりで急な坂道があります。江戸を出発し小腹の空いた旅人を相手に焼米を食べさせる茶屋が数件あったとされ、焼米坂の地名が残ります。

浦和宿、大宮宿を通過し次の上尾宿までの間、現在の宮原にある加茂神社（北区）そばに、かつて休憩所として利用された島屋御殿が昭和56年（1981）まで残り、また福島屋という休憩所では紫蘇巻唐辛子の名物が売られていたと伝わります。

・日光御成道

徳川将軍家が日光にある家康、家光の霊廟を参詣するために用いられた道です。市域では、川口市戸塚から緑区、見沼区の東部を北上し、綾瀬川を渡り岩槻区に入り、加倉口御門（大構）で城下町に入り、城下町を經由し、渋江口交差点を北上し田中御門を出て元荒川を渡り白岡市へ出ます。市内の関連史跡と建造物として、緑区に大門宿本陣、大門宿脇本陣、見沼区に膝子の一里塚、岩槻区には相野原の一里塚が残ります。

・鎌倉道と脇往還

鎌倉街道とは、通常、中世の鎌倉街道とその周辺地で鎌倉へ向かう道筋を指し、鎌倉から見ると放射状にのびる道筋です。武蔵国では、上道、中道、下道が通っていたとされます。さいたま市域東部を通る中道は、豊島、岩淵、川口、岩槻を経て高野の渡し（杉戸町）で、古利根川を渡り小山、宇都宮方面へ向かいます。中道は、奥大道とも呼ばれます。観応2年（1351）、高麗経澄が鬼窟（白岡市）で蜂起し羽祢蔵で合戦をし府中へ向かった際に利用した道を羽根倉道と呼び、与野（中央区）を経て、上大久保、下大久保を通り羽根倉で荒川（入間川）を渡るルートと想定されています。さらに、北上すると日進（北区）、奈良町（北区）を通る加村往還に繋がります。そのほかにも鎌倉街道と伝わる古道は市内にいくつも残ります。

・赤山道（西区、中央区、浦和区、緑区）

赤山街道は、赤山陣屋へ向かう近世の街道です。赤山陣屋は、関東郡代であった伊奈半十郎忠治が江戸時代初頭に現在の川口市赤山に築いたものです。この赤山陣屋へ向かう道として越谷道、千住道、そして大宮道と言った赤山道と呼ばれる道が存在しました。そのひとつ大宮道は、元は、伊奈家陣屋で、荒川の治水工事で功績のあった家臣の永田家に与えられた西区土屋にある永田陣屋から赤山陣屋まで市域を東西に横断するルートです。大宮道は円阿

弥にあったとされる伊奈氏の陣屋跡御屋敷山、中央区本町通りでは松本家住宅、中央区本町東の赤山橋の石橋供養塔、緑区大間木の八丁堤など沿線には旧跡や石造物などが残ります。

・浦和宿（浦和区）

浦和宿は、日本橋を出発し、中山道の三番目の宿場町です。中世以来の浦和の町場に置かれている。沿道には玉蔵院や調神社が立ち並びます。戦国時代の終焉にあたる天正 18 年（1590）、岩槻城攻略に成功した豊臣秀吉、浅野長吉からそれぞれ浦和宿、浦和市あてに当地の治安を守るための禁制が発行されています。中山道に面した慈恵稻荷神社の社頭には「市神様」と「市場定杭」が建てられ、2と7のつく日に市場が開かれました。大宮宿が計画的に整備された宿場町であるのに対し、浦和宿は自然発生的に形成されたものでした。本陣は秀吉の家臣であった浅野長吉の岩槻城攻めの道案内を務めた星野権兵衛家に置かれました。また、現在、常盤公園は。かつて、徳川家康が鷹狩の休憩所として利用した浦和御殿が置かれました。浦和宿は、明治元年（1868）、明治天皇大宮氷川神社行幸の往復路、同3年にも同様に往復路の行在所として本陣が利用されました。浦和宿本陣表門は、現在、緑区大間木の大熊家に移築保存されています。

・大宮宿（大宮区）

大宮宿は、日本橋から数えて中山道4番目の宿場町です。もともと中山道の位置は大宮氷川参道を通っていたと考えられてきましたが、近年の研究で、現在の氷川参道からやや東寄りの道を北上し途中で氷川参道を交差し、北上していくルートであったことが判明しつつあります。寛永元年(1624)以降、宿場を務めていた大宮宿4町が大宮宿と中山道の往還を西側へ移し往還を直線に近づける計画が出願され、その計画は許可されます。屋敷地にかかる年貢である地子免も免除され、寛永5年に大宮宿4町は新たな大宮宿移転をすることになりました。中山道に面する各屋敷地の間口はおおむね7間から8間、奥行き63間から65間が標準となっており、細長い短冊形の宿割の状況が現在の街並みにもよく残されていて、早期の都市計画の一形態をみることができます。

・大門宿（緑区）

日光御成道の宿場町です。元禄10年（1697）、岩槻城主松平忠周が但馬国出石へ転封し、大門宿が岩槻藩領から幕府直轄地になると、正式に宿駅になりました。曾田家が本陣、問屋、名主を兼務しています。天保14年(1843)の『宿村大概帳』によると、大門宿は、本陣1、脇本陣（西本陣）1、旅籠6、問屋場1つつありました。大門宿本陣表門は埼玉県指定史跡、大門宿脇本陣は市指定建造物として文化財指定されています。

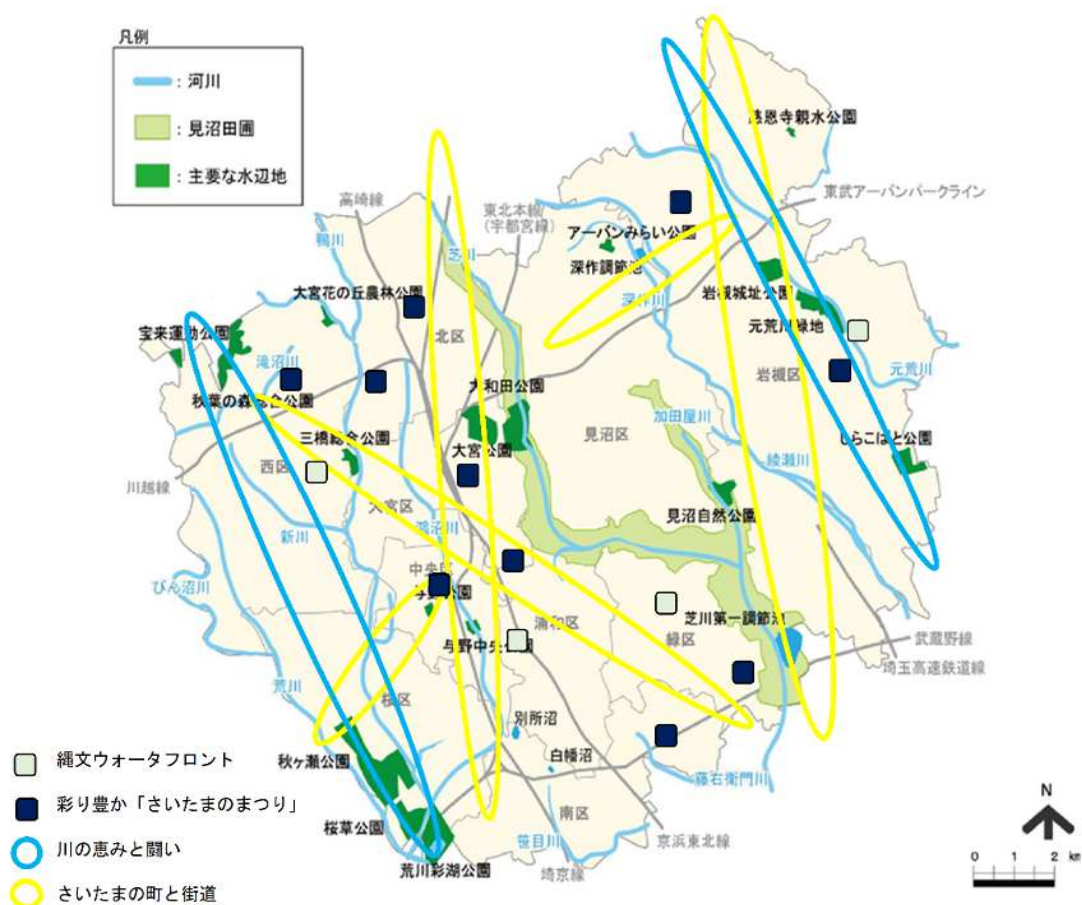
・岩槻宿（岩槻宿）

岩槻は、岩槻城の城下町であるとともに、日光御成道の宿場町でもありました。市宿町、久保宿町が宿場の運営の主体となり、新町、横町、渋江町、田中町、富士宿町、林道町、新曲輪町の岩槻9町をもって構成されました。岩槻宿では、後北条家時代に、外敵の侵入から防御するために設けられた大構を切り開いた出入り口や武家地・町屋間の出入り口に口と呼ばれる門・木戸が設けられました。1と6のつく日に市が開かれ、特産である岩槻木綿などの取引で賑わいました。

・与野町（中央区）

与野町は、東北部の奥州街道と南西は相模、甲州方面とを繋ぐ脇往還の継立場であり、主要な道が集まる地域として、江戸時代後期には近隣の浦和宿や大宮宿をしのぐ軒数がありました。町は、北から上町、中町、下町と区分され、特に中町は道の左右に軒が連なり、道の間隔も広く、江戸の街並みに似ていたとされます。4と9のつく日には市場が開かれました。

また、度重なる大火で被災したため、江戸時代後期に蔵造の家々が整備されました。



4 関連文化財群での課題・方針・措置

(1) 縄文ウォーターフロント

[縄文ウォーターフロント]

課題1 歴史文化遺産の把握・調査に関する課題												
方針1 さがす												
①発掘調査を実施します												
措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
4	埋蔵文化財調査(措置4再掲)	開発に伴う発掘調査を実施します	国 市民	○		○		継				
②現況調査を実施します												
措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
10	真福寺貝塚発掘調査(措置10再掲)	真福寺貝塚の整備のための内容確認調査を実施します	国 市	○	△			継				
151	真福寺貝塚資料整理	真福寺貝塚の出土品整理作業を実施します	市	○	○			継				
152	縄文関連文献調査	市内の縄文時代関連の報告書、研究論文等のリスト作成	市	○				継				

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題												
方針2 いかす												
①歴史文化遺産に親しむ機会を増やします												
措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
17	真福寺貝塚発掘調査現地説明会(措置17再掲)	真福寺貝塚での最新調査成果の説明会を実施します	市	○				継				
18	最新出土品展(措置18再掲)	市内発掘調査での最新調査成果の展示会を実施します	国 市	○		△		継				
19	市内遺跡発掘調査成果発表会(措置19再掲)	市内発掘調査での最新調査成果を担当者が発表します	国 市	○		△		継				
153	真福寺貝塚調査概報の刊行	真福寺貝塚L地点の概報を刊行します	国 市	○				継				
154	真福寺貝塚総括報告書の刊行	真福寺貝塚の総括報告書を刊行します	国 市	○				継				

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題

方針2 いかす

②様々な媒体を活用した情報発信を推進します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
155	関連文化財群のパンフレット発行	関連文化財群のテーマに沿ったパンフレットを発行します	市	○					新				
156	仮称さいたまの遺跡アプリの検討	遺跡情報、情報提供、学習支援等のアプリの導入を検討します	市	○	△	○							新
28	ホームページの充実(措置28再掲)	さいたま市文化財サイトの充実を図ります	市	○					継				

③学校教育・生涯学習との連携を強化します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
44	真福寺貝塚体験発掘(措置44再掲)	地元小学校への発掘体験を実施します	市	○					継				
48	市民向け講座の開催(措置48再掲)	市立博物館等による市民向け講座・ワークショップ等を開催します	市	○					継				

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

①行政内部をはじめ、多様な連携で、歴史文化遺産を保存・活用します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
157	他市町村との連携	春日部市、蓮田市、富士見市など、国指定史跡を持つ市町村との連携を強化します	市	○					継				
158	他調査機関との連携	さいたま市遺跡調査会や埼玉県埋蔵文化財調査事業団との情報交換等の連携を強化します	市	○					継				
50	博物館施設等との連携(措置50再掲)	博物館施設等と事業の連携を強化します	市	○					継				

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

②歴史文化遺産の調査・保存・活用を担う人材を育成・支援します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
59	ボランティアの養成(措置59再掲)	史跡環境整備等のボランティア養成講座を実施します	市	○		○							新

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

①適宜指定を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
64	文化財の指定等(措置64再掲)	調査成果に基づいた文化財の指定等を実施します	市	○	○			継					

②国・県指定文化財の保存活用計画を作成・改定します

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
66	真福寺貝塚保存活用計画改定(措置66再掲)	国指定史跡「真福寺貝塚」の保存活用計画を改定します	市	○	△		△						新
69	県指定史跡保存活用計画作成準備(措置69再掲)	市所有の県指定史跡「岩槻城跡」「馬場小室山遺跡」「岩槻藩遷喬館」の保存活用計画作成の準備を行います	市	○									新

③必要な維持管理、整備を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
159	埋蔵文化財の再収納	過去の調査の出土品を整理し、箱に収納し直して、検索性と容量の縮減を図ります	国市	○				継					
78	真福寺貝塚整備基本計画の作成(措置78再掲)	国指定史跡「真福寺貝塚」の史跡整備基本計画を作成します	国市	○	△	△						新	

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

③必要な維持管理、整備を行います

79	真福寺貝塚整備基本設計の作成(措置79再掲)	国指定史跡「真福寺貝塚」の史跡整備基本設計を作成します	国市	○	△									新
80	真福寺貝塚整備詳細設計の作成(措置80再掲)	国指定史跡「真福寺貝塚」の史跡整備詳細設計を作成します	国市	○	△									新
81	真福寺貝塚第1期整備工事(措置81再掲)	国指定史跡「真福寺貝塚」の第1期史跡整備工事を実施します	国市	○	△									新
109	馬場小室山遺跡の維持管理(措置109再掲)	県指定史跡「馬場小室山遺跡」の草刈・剪定等維持管理を行います	市	○										新

④博物館施設、埋蔵文化財収蔵施設の移転等を検討します

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間						
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12		
96	土器の館中規模修繕(措置96再掲)	埋蔵文化財収蔵施設「土器の館」の中規模修繕を実施します	市	○										新
97	与野文化財資料室の移転(措置97再掲)	埋蔵文化財収蔵施設「与野文化財資料室」の移転を行います	市	○					新					
98	埋蔵文化財収蔵施設の整備(措置98再掲)	埋蔵文化財収蔵施設の再編を検討し、整備します	市	○					継					

(2) 彩り豊か「さいたまのまつり」

課題1 歴史文化遺産の把握・調査に関する課題

方針1 さがす

①歴史文化遺産の掘り起こしを進めます

措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間						
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12		
160	お囃子調査	市内の囃子団体の調査を実施します	市	○	○				新					

課題1 歴史文化遺産の把握・調査に関する課題

方針1 さがす

①歴史文化遺産の掘り起こしを進めます

措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
161	市史編さんに伴う調査(民俗編Ⅱ)	市史の編さんに伴う、祭り、民俗芸能、年中行事の調査を実施します	市	○	○		△	新					

②現況調査を実施します

措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
7	指定文化財等の現況調査(措置7再掲)	指定文化財等の現況確認調査を実施します [特に無形・無形民俗文化財の現況を確認]	市	○	△	△	○	継					

③データベースを構築します

措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
12	歴史文化遺産のデータベース化(措置12再掲)	調査済の歴史文化遺産について一元的なデータベースを構築します[特に無形遺産]	市	○					新				

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題

方針2 いかす

①歴史文化遺産に親しむ機会を増やします

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
162	市史民俗編Ⅱの刊行	市史民俗編Ⅱ(祭り・民俗芸能・年中行事)を刊行します	市	○	○		△		新				
21	無形民俗文化財の公開(措置21再掲)	無形民俗文化財の公開及び事前広報活動を実施します	市	△		○		継					
22	郷土芸能のつどい(措置22再掲)	市内の郷土芸能の公演会を開催します	市	○		○							再

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題

方針2 いかす

①歴史文化遺産に親しむ機会を増やします

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
23	大宮郷土芸能保存大会お囃子大会(措置23再掲)	旧大宮市域のお囃子団体の公演会を開催します	民				○	継					
24	伝統芸能普及フェスティバル(措置24再掲)	旧浦和市域を中心に木遣歌、お囃子等の公演会を開催します	民				○	継					

②様々な媒体を活用した情報発信を推進します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
28	ホームページの充実(措置28再掲)	さいたま市文化財サイトの充実を図ります	市	○				継					
155	関連文化財群のパンフレット発行(措置155再掲)	関連文化財群のテーマに沿ったパンフレットを発行します	市	○					新				

③学校教育・生涯学習との連携を強化します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
163	小中学校への伝統芸能の出前授業	小中学校での伝統芸能の出前授業を行います	市民	○			○			新			

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

①多様な連携で、歴史文化遺産を保存・活用します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
49	支援協力体制の整備(措置49再掲)	人的・資金等の協力体制の整備を実施します	市	○				新					
52	所有者等の協議会の設置(措置52再掲)	担い手同士のネットワークを整備します	市	○	△		○	新					

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

②歴史文化遺産の調査・保存・活用を担う人材を育成・支援します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
164	後継者養成事業の検討	後継者養成の体制づくりを検討します	市	○		○						新	

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

①適宜指定を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
64	文化財の指定等(措置64再掲)	調査成果に基づいた文化財の指定等を実施します	市	○	○			継					

②多様な資金面の活用を図ります

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
87	文化財保存事業費補助金の交付(措置87再掲)	指定文化財所有者が実施する修理等に対して補助金を交付します	市民	○			○	継					
88	国・県の補助金等の活用(措置88再掲)	無形の歴史文化遺産の継承等に係る補助金の申請を支援します	国 県 市民	○			○	継					
89	財団等の助成金の活用(措置89再掲)	歴史文化遺産の修理等に係る助成金の申請を支援します	民	○			○	再					
90	クラウドファンディングの検討(措置90再掲)	保存・継承のためのクラウドファンディングの活用を検討します	民	○			○	新					

(3) 川の恵みと闘い

[川の恵みと闘い]

課題1 歴史文化遺産の把握・調査に関する課題													
方針1 さがす													
①市域の歴史文化遺産の掘り起こしを進めます													
措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
165	キタミソウ調査	元荒川須賀堰付近に自生するキタミソウの調査を実施します	市	○	○	△		新					
166	水塚調査	荒川沿いに点在する水塚の調査を実施します	市	○		△			新				
167	河岸場跡の調査	河岸場跡の調査を実施します	市	○		△					新		
168	河川改修の調査	荒川などの河川改修の歴史を調査します	市	○		△						新	
②指定文化財の現況調査を実施します													
措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
9	田島ヶ原サクラソウ自生地緊急調査(措置9再掲)	サクラソウ減少の原因を究明する調査を実施します	市	○	△			継					
③データベースを構築します													
措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
169	古墳のデータ整理	古墳のデータベース化を行います	市	○						新			
170	板石塔婆のデータ整理	板石塔婆のデータベース化を行います	市	○								新	

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題													
方針2 いかす													
①歴史文化遺産に親しむ機会を増やします													
措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体					事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
171	錦乃原桜草フェスティバル	錦乃原桜草園の公開等を行います	民	△		○		継					

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題

方針2 いかす

①歴史文化遺産に親しむ機会を増やします

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
172	行者小平次顕彰事業	藤橋を建設した廻国行者小平次の普及啓発を行います	民	△		○		継					
173	元荒川和船まつり	末田須賀堰周辺での和船の乗船体験等を行います	民			○		継					
14	サクラソウ現地見学会(措置14再掲)	サクラソウ開花期の見学会を実施します	市	○	△			継					
15	サクラソウWeeks(措置15再掲)	サクラソウに関する展示会を実施します	市民	○		○		継					

②様々な媒体を活用した情報発信を推進します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
155	関連文化財群のパンフレット発行(措置155再掲)	関連文化財群のテーマに沿ったパンフレットを発行します	市	○					新				

③学校教育・生涯学習との連携を強化します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
174	小学校との連携	近隣小学校による錦乃原桜草園でのサクラソウの植え付けを行います	市	△		○		継					
48	市民向け講座の開催(措置48再掲)	市立博物館等による市民向け講座・ワークショップ等を開催します	市	○				継					

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

①行政内部をはじめ、多様な連携で、歴史文化遺産を保存・活用します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
54	市民団体の活動把握(措置54再掲)	歴史文化遺産に関する活動団体の把握を行います	市	○		△		新					

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

①行政内部をはじめ、多様な連携で、歴史文化遺産を保存・活用します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
55	市民団体との連携(措置55再掲)	活動把握した市民団体と連携し、歴史文化遺産の情報共有や人材の育成を図ります	市民	○		△				新			

②歴史文化遺産の調査・保存・活用を担う人材を育成・支援します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
58	自生地を守る会活動支援(措置58再掲)	田島ケ原サクラソウ自生地ボランティアの募集および研修を実施します	市	○	△	△		継					
59	ボランティアの養成(措置59再掲)	史跡環境整備等のボランティア養成講座を実施します	市	○		○							新

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

①国指定文化財の保存活用計画を作成・改定します

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
67	田島ケ原サクラソウ自生地保存活用計画作成(措置67再掲)	国指定特別天然記念物「田島ケ原サクラソウ自生地」の保存活用計画を作成します	市	○	△								新

②必要な維持管理、整備を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
175	田島ケ原サクラソウ自生地の維持管理	国指定特別天然記念物「田島ケ原サクラソウ自生地」の維持管理を行います	市	○		△		継					
176	錦乃原桜草園維持管理	錦乃原桜草園の維持管理を行います	市民	○		○		継					
177	藤橋六部堂維持管理	藤橋六部堂の維持管理を行います	市民	○				継					

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

②必要な維持管理、整備を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
178	斎藤治水翁碑維持管理	斎藤治水翁碑の維持管理を行います	市民	○		△		継					
179	各古墳の維持管理	古墳の維持管理、環境整備を行います	市民	○			○	継					
9	田島ケ原サクラソウ自生地緊急調査(措置9再掲)	国特別天然記念物「田島ケ原サクラソウ自生地」でのサクラソウ減少の原因を究明する調査を実施します	国市	○	△			継					
82	田島ケ原サクラソウ自生地保護増殖(措置82再掲)	国特別天然記念物「田島ケ原サクラソウ自生地」でのサクラソウの保護増殖を実施します	国市	○	△					新			

(4) さいたま五町と街道

課題1 歴史文化遺産の把握・調査に関する課題

方針1 さがす

①市域の歴史文化遺産の掘り起こしを進めます

措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
180	大門宿の総合調査	大門宿に関する総合調査を実施します	市	○	○	△							新
114	大宮宿の総合調査(措置114再掲)	大宮宿に関する総合調査を実施します	市	○	○	△							新
128	鎌倉街道・羽根倉道の総合調査(措置128再掲)	鎌倉街道・羽根倉道に関する総合調査を実施します	市	○	○	△						新	
129	与野市(いち)の調査(措置129再掲)	発掘調査も含め、与野の「市」について調査を実施します	市	○	○	△							新
135	浦和宿の総合調査(措置135再掲)	浦和宿に関する総合調査を実施します	市	○	○	△				新			
142	岩槻城の総合調査(措置142再掲)	岩槻城に関する総合調査を実施します	市	○	○	△							新

課題1 歴史文化遺産の把握・調査に関する課題

方針1 さがす

②指定文化財の現況調査を実施します

措置1	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
181	中山道現況調査	中山道の過去の調査を基に現況調査を実施します	市	○									新
182	日光御成道現況調査	日光御成道の過去の調査を基に現況調査を実施します	市	○									新
183	赤山道現況調査	赤山道の過去の調査を基に現況調査を実施します	市	○									新

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題

方針2 いかす

①様々な媒体を活用した情報発信を推進します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
123	大宮関連マップ等の発行(措置123再掲)	大宮散策マップを発行します	市	○				継					
132	与野関連マップ等の発行(措置132再掲)	中央区ウォーキングマップを発行します	市	○				継					
138	浦和関連マップ等の発行(措置138再掲)	文化の小径を発行します	市	○				継					
144	岩槻関連マップ等の発行(措置144再掲)	岩槻駅周辺観光マップ等を発行します	市	○				継					
155	関連文化財群のパンフレット発行(措置155再掲)	関連文化財群のテーマに沿ったパンフレットを発行します	市	○					新				

③歴史文化遺産を見学する際の仕掛け(ツール)を整備します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12	
38	説明板等の設置(措置38再掲)	歴史文化遺産の説明板や標柱等の新設・撤去・更新を実施します	市	○			△	継					
39	説明板の多言語化(措置39再掲)	二次元コードによる既存説明板の多言語化を実施します	市	○					新				
124	DXによる大宮宿の復元の検討(措置124再掲)	調査を踏まえ、DXを活用した大宮宿の復元を検討します	市	○									新

課題2 歴史文化遺産の活用に関する課題

方針2 いかす

③歴史文化遺産を見学する際の仕掛け(ツール)を整備します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
139	DXによる浦和宿の復元の検討(措置139再掲)	調査を踏まえ、DXを活用した浦和宿の復元を検討します	市	○								新
147	DXによる岩槻城の復元の検討(措置147再掲)	調査を踏まえ、DXを活用した岩槻城の復元を検討します	市	○								新

④学校教育・生涯学習との連携を強化します

措置2	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
48	市民向け講座の開催(措置48再掲)	市立博物館等による市民向け講座・ワークショップ等を開催します	市	○				継				

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

①行政内部をはじめ、多様な連携で、歴史文化遺産を保存・活用します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
50	博物館施設等との連携(措置50再掲)	博物館施設等と事業の連携を強化します	市	○				継				
51	庁内連絡会の設置(措置51再掲)	庁内の連絡体制を整備します	市	○				新				
53	国際観光協会・商工会議所との連携(措置53再掲)	国際観光協会・商工会議所との連携を強化します	市民	○		○		継				
54	市民団体の活動把握(措置54再掲)	歴史文化遺産に関する活動団体の把握を行います	市	○		△		新				
55	市民団体との連携(措置55再掲)	活動把握した市民団体と連携し、歴史文化遺産の情報共有や人材の育成を図ります	市民	○		△				新		
125	まちづくり(大宮駅周辺)での連携(措置125再掲)	大宮駅周辺のまちづくり部門と連携し、事業を実施します	市民	○				継				

課題3 歴史文化遺産を担う人材確保・育成に関する課題

方針3 たすけあう

①行政内部をはじめ、多様な連携で、歴史文化遺産を保存・活用します

措置3	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10 ～ R12	
133	まちづくり(与野本町駅周辺)での連携(措置133再掲)	与野本町駅周辺のまちづくり部門と連携し、事業を実施します	市民	○				継					
140	まちづくり(浦和駅周辺)での連携(措置140再掲)	浦和駅周辺のまちづくり部門と連携し、事業を実施します	市民	○				継					
148	まちづくり(岩槻駅周辺)での連携(措置148再掲)	岩槻駅周辺のまちづくり部門と連携し、事業を実施します	市民	○				継					

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

①適宜指定を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10 ～ R12	
64	文化財の指定等(措置64再掲)	調査成果に基づいた文化財の指定等を実施します[特に建造物の指定・登録]	市	○	○			継					

②国・県指定文化財の保存活用計画を作成・改定します

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10 ～ R12	
69	県指定史跡保存活用計画作成準備(措置69再掲)	市所有の県指定史跡「岩槻城跡」「馬場小室山遺跡」「岩槻藩遷喬館」の保存活用計画作成の準備を行います	市	○									新

③必要な維持管理、整備を行います

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10 ～ R12	
74	市所有指定建造物修理計画の作成(措置74再掲)	市所有指定建造物について、修理計画を作成します	市	○	△			新					

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

④多様な資金面の活用を図ります

措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間					
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10 ～ R12	
87	文化財保存事業費補助金の交付(措置87再掲)	指定文化財所有者が実施する修理等に対して補助金を交付します	市民	○			○	継					
90	クラウドファンディングの検討(措置90再掲)	保存・継承のためのクラウドファンディングの活用を検討します	民	○			○	新					

第8章 歴史文化遺産の防災・防犯

1 本市における過去の災害記録

(1) 風水害

本市の災害を語るうえで、まずは風水害が挙げられます。南北に荒川・鴨川・鴻沼川・芝川・綾瀬川・元荒川など大小多くの河川が流れています。比較的記録の残る江戸時代以降をみても、荒川・利根川の大河川を筆頭に洪水にみまわれた各村々の被災状況や復旧に向けた動きなどを断片的ではありますが知ることができます。

以下に掲載する過去の災害については、記録に残る代表的な事柄を記載していますが、さらに大小多くの災害にみまわれてきた歴史があります。また現存する資料を基に記載しており、市域全体の状況はさらに大きな被害であったことが伺われます。

寛保2年(1742)の水害 7月中旬より連続した雨や大風雨(台風)のため、関東の河川の各所で堤防が決壊し、大きな被害が出ました。市内では、沼影村(南区沼影1丁目ほか)・新開村(桜区新開1丁目ほか)・高畑村(緑区高畑)での家屋の浸水や田畑の冠水、見沼新田の冠水、関沼の関桙流失などの被害を伝える資料がみられます。

宝暦7年(1757)の水害 4月からの長雨に5月初旬の大雨が重なり、綾瀬川上流の備前堤が決壊、また綾瀬川と見沼代用水の交差点である瓦葺掛渡井(上尾市)が流失するなど、綾瀬川筋に大量の水が流れ込み、各地で氾濫をおこしました。荒川筋でも植田谷本村新田(西区植田谷本村新田)で家屋の浸水や田畑の冠水、新開村で破堤の被害がありました。

天明6年(1786)の水害 7月におこった洪水により、瓦葺掛渡井が流失し、綾瀬川下流の各村では家屋が浸水するなど被害がでました。天明3年(1783)の浅間山噴火とその影響による冷害・凶作が続いていた中での水害は、追い打ちをかけるものでした。所謂、天明の大飢饉といわれる時期にあたります。

文政7年(1824)の水害 7月と8月の2度洪水が発生しました。宮ヶ谷塔村(見沼区宮ヶ谷塔ほか)では家屋の浸水などのほか、低地を通過している日光御成道も水損しました。翌年に將軍の日光社参が予定されていましたが、幕府の役人による道中の検視の結果、前年とこの年の水害被害が大きかったため、日光参詣を文政9年に延期したほどでした。

明治40年(1907)の水害 8月、馬宮村(西区)や大久保村(桜区)などで荒川堤防が決

壊し、馬宮村・植水村（西区）・指扇村（西区）・三橋村（西区・大宮区）・大久保村・土合村（桜区）・与野町（中央区）・六辻村（南区）などで家屋の浸水や田畑の冠水など大きな被害が出ました。この時の水害は主に荒川に関連する地域での被害でした。

明治 43 年 (1910) の水害 8月に降り続いた雨により、荒川筋では指扇村宝来（西区宝来）や美谷本村松本新田（南区松本）で堤防が決壊し、各所で浸水・冠水しました。また利根川の決壊の濁流は南へ押し出し、北埼玉・南埼玉・北葛飾・北足立、そして東京府下にまで達する被害となりました。元荒川筋の慈恩寺村や川通村、綾瀬川筋の柏崎村でも溢水により浸水・冠水しました。

昭和 22 年 (1947) カスリーン台風の水害 9月に来襲した台風により荒川筋では熊谷市で堤が決壊し、元荒川沿いを流下して慈恩寺村や川通村などで浸水・冠水しました。利根川も決壊し、東京の低地まで達し、明治 43 年に匹敵する水害となりました。ただし、荒川低地側は昭和初期に完成した荒川放水路等が機能したため被害は大きくならなかったようです。

これ以後は荒川や利根川の破堤による大水害は起きていませんが、近年も集中豪雨の多発や台風の大型化等の影響で、中小河川などが原因の浸水・冠水が発生しています。

（2）地震

過去には、安政 2 年（1855）に発生した安政の大地震などがありますが、本市での被害の状況を示す資料が少ないため、関東地震と西埼玉地震を取り上げます。

大正 12 年 (1923) 関東地震 9月 1日に発生したこの地震によって引き起こされた災害を関東大震災と呼びます。本市での被害は地盤が軟弱な低地に多くみられました。家屋の全壊は 745 戸、半壊 472 戸で全半壊は家屋全体の 5% 余りでした。特筆すべき被害は、鉄道省**東京鉄道局**大宮工場（現 JR 大宮総合車両センター）で煉瓦造の建造物や煙突が倒壊し死傷者が出ています。

昭和 6 年 (1931) 西埼玉地震 9月 21日に発生したこの地震は、埼玉県北部を震源とし、被害も県北部に多く出ています。市内では家屋の全半壊が数棟あったほか、神社の灯籠や記念碑の倒壊などがありました。

近年でも 2011 年東北地方太平洋沖地震（所謂、東日本大震災）をはじめ、大小の地震が頻

発しています。

(3) 火災

大宮宿の大火 安永4年(1775)2月1日、宿場ほぼ中央の紀州鷹場鳥見役本陣の北沢家より出火し、強い北西風のため宿の南が焼失しました。焼失規模は、北沢家より中山道を南へ向かい、街道の西側約490m、東側約508mにわたり、85軒に類焼しました。

浦和宿の大火 明治21年(1888)3月15日、常盤町の青物市場から出火し、強い西風にあおられ、火勢は四方に広がりました。前年新築した警察署や郡役所も含め、市街地の3分の2にあたる366戸が全焼しました。

ほかにも噴火による降灰・降雹・竜巻などの記録があります。

2 防災・防犯の課題

(1) 本市で想定されるリスク

本市は自然災害の想定として、浸水被害の影響がある対象河川ごとに、「荒川・入間川版」・「利根川・江戸川版」・「芝川・笹目川など版」・「鴨川・鴻沼川・新河岸川など版」・「綾瀬川・元荒川・新方川など版」の5種類の洪水ハザードマップを作成・公表しています。

また、さいたま市地震防災マップでは、揺れやすさマップ(さいたま市直下地震、関東平野北西縁断層帯地震、東京湾北部地震)、建物の倒壊危険度マップ、液状化危険度マップを作成・公開しています。

(2) 文化財へのリスク

文化財は、我が国や地域の歴史・文化を理解する上で欠かせない国民的財産です。これらは、き損・滅失してしまうと元の状態に戻すことができないことから、確実に未来に継承していくことが求められています。

そのような中、平成31年4月のノートルダム大聖堂(フランス)、令和元年10月の国史跡首里城跡で火災が発生し、大きな被害を受けました。それまでも文化財を護る対策を講じてきた文化庁は、改めて、「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」・「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」・「世界遺産・国宝

等における防火対策5か年計画」を作成し、防火対策強化の取組を進めました。本市でもさいたま市地域防災計画（平成13年5月作成、令和3年7月最終改定）に則り、文化財のある博物館等や社寺などで消防訓練を実施してきました。

しかしながら、発災時における文化財の避難について詳細にまとめたものはなく、また指定文化財だけでなく、地域にある歴史文化遺産についても現状では把握が不十分で災害発生時に失われるリスクがあります。一方で、人為的に文化財に影響を与える行為があることも忘れてはなりません。火事や盗難や人為的な毀損などがあります。

3 防災・防犯の方針・措置

(1) 方針

防災と防犯については、第6章歴史文化遺産の保存と活用に関する方針と措置で、4つの基本方針のうちの「4 まもる」の中で、「⑤防災・防犯意識の啓発」として述べたとおりです。

まずは、防災・防犯意識を高める必要があることから、所有者・管理者および地域住民へ意識の啓発と訓練を実施し、また、消防や警察と定期的な情報交換を行うなど、連携を深める体制づくりを行っていきます。

(2) 措置

[第6章歴史文化遺産の保存と活用に関する方針と措置 ○頁再掲]

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題												
方針4 まもる												
⑤所有者・管理者及び地域住民へ防災・防犯意識の啓発と訓練を行います												
措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10～R12
91	災害発生時の救出マニュアルの作成(6章措置91再掲)	災害時に歴史文化遺産救出マニュアルを作成します	市	○	△		△	新				
92	災害発生時の救出マニュアルの周知(6章措置92再掲)	文化財所有者・管理者に歴史文化遺産救出マニュアルを周知します	市	○			○			新		
93	歴史文化遺産の所在マップの作成(6章措置93再掲)	調査済の歴史文化遺産の所在地をおとしたマップを作製します	市	○								新

課題4 歴史文化遺産の保存・継承に関する課題

方針4 まもる

⑤所有者・管理者及び地域住民へ防災・防犯意識の啓発と訓練を行います

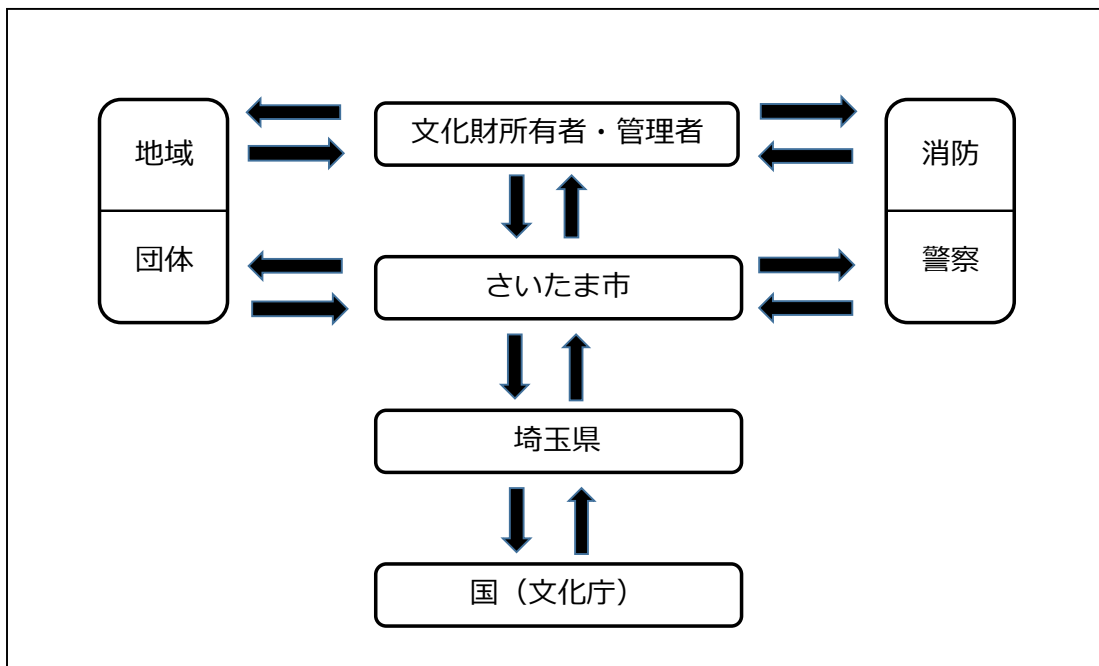
措置4	事業名	事業概要	財源	取組主体				事業計画期間				
				行政	専門家	市民・団体	所有者	R6	R7	R8	R9	R10 ～ R12
94	防災・防犯体制の整備(6章措置94再掲)	消防・警察・博物館・埼玉県文化資源課との連携体制を整備します	市	○				新				
95	防災訓練の実施(6章措置95再掲)	文化財所有者・管理者・地域住民・消防と連携した消防訓練を実施します	市	○				継				

4 体制整備の方針

本市で自然災害や火災、盗難等が発生した場合における対応や被害状況の確認等の連絡体制は以下の体制図のとおりです。

なお、本市と文化財所有者・管理者は日頃より十分な情報交換を図りながら警察や消防等の指導・助言を受け、また地域や関連団体の支援を受けられる体制を構築します。

防災・防犯体制図



第9章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

1 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

(1) 体制整備の方針

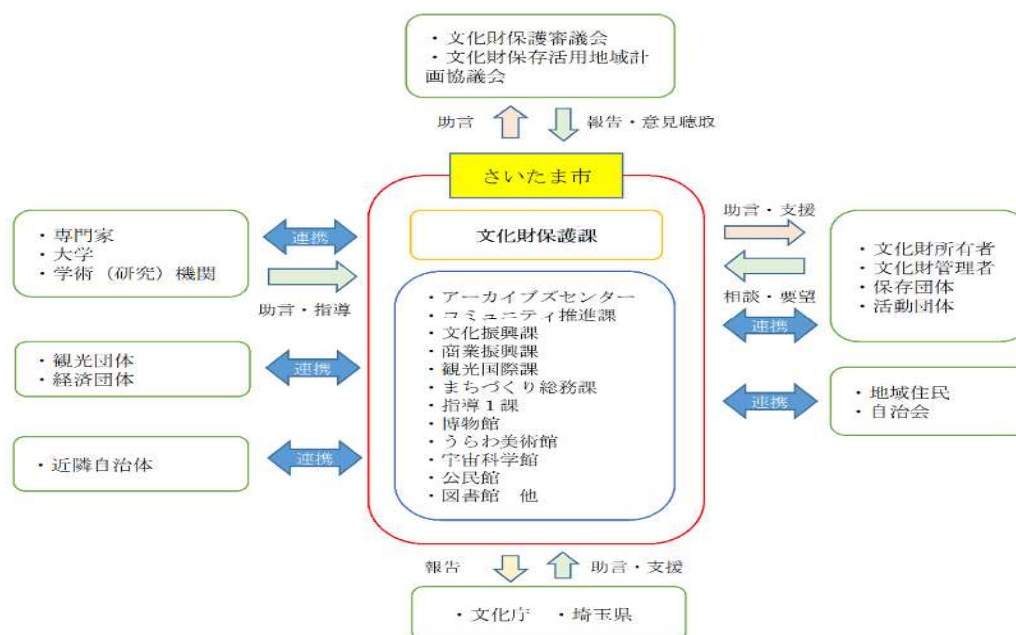
本市の歴史文化遺産を総合的に把握し、保存・活用の方針及び取り組みを示す「文化財保存活用地域計画」をもとに、さいたま市教育委員会生涯学習部文化財保護課を中心とし、経済、観光、まちづくり、文化、スポーツ、教育などを所管する関係部署が協力し、それぞれの役割を全うすることで、これまで以上に事業の拡大を目指していきます。

また、市（文化財保護課）が、歴史文化遺産の保存と活用、継承のプラットフォームとなり、文化財所有者や地域の自治会、保存団体、歴史文化をテーマに取り組む活動団体などの市民が主体となり、連携して活動ができるような様々な支援や協力ができる取り組みを進めていきます。また、これに、専門家や大学等もかかわっていくような体制づくりを目指します。

(2) さいたま市の推進体制

さいたま市教育委員会生涯学習部文化財保護課を中心とし、庁内の関係部署と連携します。

また、文化財所有者や地域住民、専門家、保存団体、大学など、文化財につながる人・組織・機関との連携体制を構築します。



2 推進体制の課題

さいたま市には、指定文化財だけでも 526 件あり、未指定の文化財を含めればさらに数多くの歴史文化遺産が存在します。それに伴い、多岐にわたる専門知識を要する業務が多くなるが、その知見をもった職員が少ないのが現状です。今後は、専門職員の配置の充実はもちろんのこと、職員の育成を図っていくことも必要です。

また、職員の増員や育成は早急にできるものではないため、外部の研究者や機関、文化庁や県との連携をより密に図っていき、必要な助言を得られる体制を作っていくことも課題としてあげられます。

あわせて、庁内関係部署との連携強化も課題となります。各部署で実施しているまたは、今後作成する計画において、歴史文化遺産の保護や活用につながる内容があったり、もしくははもり込むことができないか、日頃から各職員の理解を高めていく必要があります。

3 計画の進捗管理と評価

(1) 進捗管理・評価方法

社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応するため、P D C A サイクルに基づく計画の進行管理を行い、各事業の継続的な改善・見直しの検討を行い、本計画に掲げる将来像の実現に努めます。



① 計画 (P)

地域計画に基づく事業の実施のうち、市の予算の確保が必要となるものについては、事業実施前年度までに実施計画を策定し、必要な予算の確保に努めます。

実施計画の策定においては、事業の目的、手段などを明確にし、その年々の経営方針や財政状況、行財政改革を考慮します。

また、市の予算を必要としない事業についても、事前に関係者、関係機関と十分に協議し計画を策定します。

② 結果 (D)

各事業の実施については、市、市民、専門家などが、それぞれの立場や役割を活かし、連携・協働・協力しながら推進します。

③ 評価 (C)

実施事業については、毎年、成果や課題点を明らかにした進捗管理シートを作成するなどし、進捗管理を行います。数値や成果などは、市の施策や関連する他事業に反映させていきます。

地域計画の進捗については、毎年「さいたま市文化財保護審議会」等に報告し、意見や助言を求めます。

実施する事業の中には、単年度では評価できない事業もあるため、中長期的視点による評価も取り入れます。なお、計画期間の終了時には、7年間の総括評価を行い、次期計画立案等の参考にします。

④ 改善 (A)

自己評価や外部評価により、問題や課題が明らかになった事業は、関係する人々や団体と十分な協議を行い、より効果が得られるよう改善・見直しを行います。

また、社会経済情勢が大きく変化したり、想定外の災害の発生などの自然環境の変化によって、歴史文化遺産の保存や活用について問題が生じた場合や、地域計画の進捗に変化が生じた場合には、「さいたま市文化財保護審議会」等に意見や助言を求めるなどしながら、柔軟に地域計画の変更・修正をしていきます。

さいたま市文化財保存活用地域計画

令和6年〇月認定

編集・発行

さいたま市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

この冊子は〇部作成し、1部当たりの印刷経費は〇円です。（さいたま市文化財保存活用地域計画策定業務のうち、印刷に要した費用です。